

(案)

生田緑地ビジョン

令和6(2024)年●月

川崎市

はじめに

目次

第 I 章	生田緑地ビジョン改定にあたって	1
1	現ビジョンに基づく取組等	1
2	ビジョン改定の背景	9
(1)	生物多様性の危機	9
(2)	都市計画区域内及び隣接区域において具現化する計画への対応	20
(3)	改定に至った社会情勢の変化等	25
(4)	生田緑地ビジョンの改定に向けた課題の検討	59
(5)	生田緑地ビジョンの改定に向けた視点の整理	69
3	ビジョンの計画期間	74
4	対象区域	74
5	ビジョンの策定体制	75
6	上位・関連計画における位置付け	76
7	生田緑地の概況	77
第 II 章	生田緑地ビジョンの基本理念等	83
1	基本テーマ	83
(1)	策定の背景	83
(2)	策定の趣旨	83
(3)	基本テーマ	83
2	基本的考え方	83
3	基本理念	85
第 III 章	基本方針に基づく施策の基本方向	86
1	資源ごとの将来像	86
2	施策の基本方向	87
3	ゾーニングと整備の方向性	88
(1)	生田緑地全域のゾーニングと整備の方向性	88
(2)	東地区における取組について	89
	生田緑地ビジョンアクションプラン	91
	「新たなビジョンの施策の基本方向に基づく具体的な取組」	91
1	基本方針 1 みどり・生物多様性	91
2	基本方針 2 文化	95
3	基本方針 3 施設	98
4	基本方針 4 人（担い手・来園者）	101
5	基本方針 5 まちづくり	104

第 I 章 生田緑地ビジョン改定にあたって

1 現ビジョンに基づく取組等

(1) 現ビジョン策定の背景

■ 自然環境保全の重要性の高まり

- 生田緑地周辺の宅地化などによる緑・自然環境の喪失が進み、生田緑地の自然環境を保全することの重要性が高まっていました。

■ 施設の更新・整備の実施・計画

- かわさき宙（そら）と緑の科学館（川崎市青少年科学館）の改築や中央広場の改修のほか、川崎市藤子・F・不二雄ミュージアムの整備など、さまざまな施設の更新・整備が実施・計画されていました。

■ 登戸・向ヶ丘遊園駅エリアのまちづくり

- 生田緑地への玄関口としての役割を担う、登戸・向ヶ丘遊園駅を中心としたエリアのまちづくりを進める上で、優れた自然環境やさまざまな施設を有する生田緑地は、中心的な役割が期待されていました。

(2) 現ビジョン策定の趣旨

■ 生田緑地のめざすべき将来像を示す

- 生田緑地にかかわるさまざまな主体が共通の想いを持って活動や取組を進めることができるよう、誰もが共有できる「生田緑地のめざすべき将来像」を示す構想として策定しました。

■ 将来像の実現に向けた取組の方向性を示す

- 豊かな自然環境の中に文化施設などが立地する生田緑地の魅力をより一層高めるため、生田緑地の自然環境を保全する取組と公園利用の調整、魅力ある施設の整備・充実、効果的・効率的な管理運営体制の構築、多様な主体との協働、北部のまちづくりとの連携、生田緑地の魅力の戦略的な発信に向けた取組の方向性を明らかにしました。

(3) 現ビジョンの計画期間

■ 平成 23（2011）年から概ね 10 年

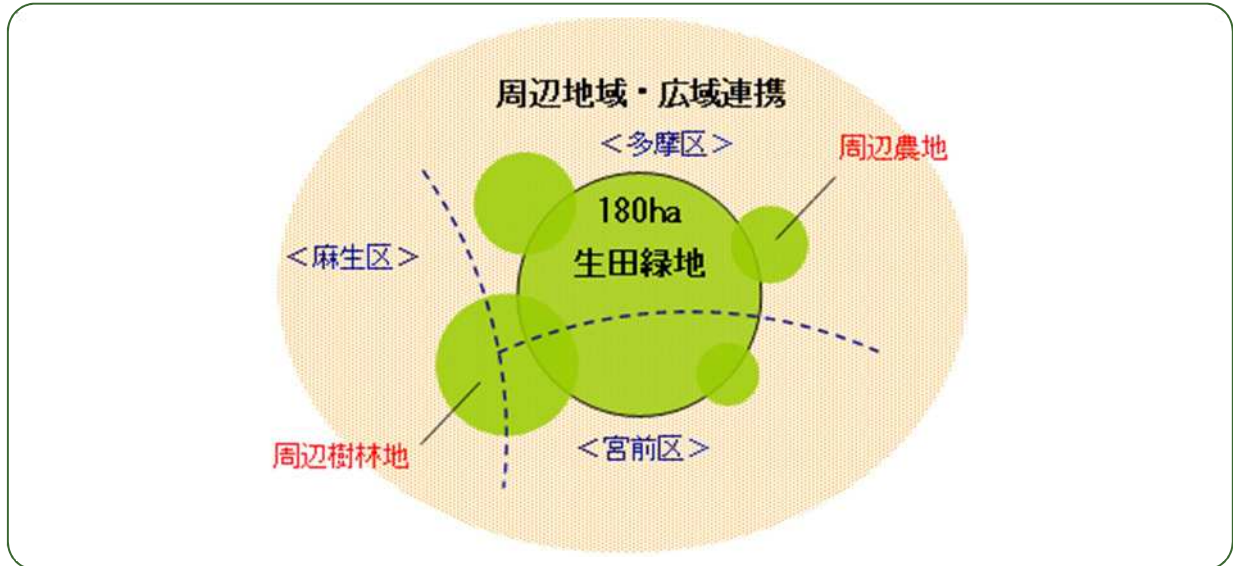
(4) 現ビジョン対象区域

■ 都市計画緑地としての決定区域（約 180ha）

- 生田緑地と連担する樹林地や農地、生田緑地の玄関口となる登戸・向ヶ丘遊園駅を中心としたエリアを対象区域に含めます。

- 登戸・向ヶ丘遊園駅周辺の商店街などと連携したまちづくりの取組、多摩三浦丘陵などと連携した広域的な緑のネットワークを構築する取組などにかかわる情報発信などについては市内外を広く対象とします。

図表-1. 現生田緑地ビジョン対象区域図

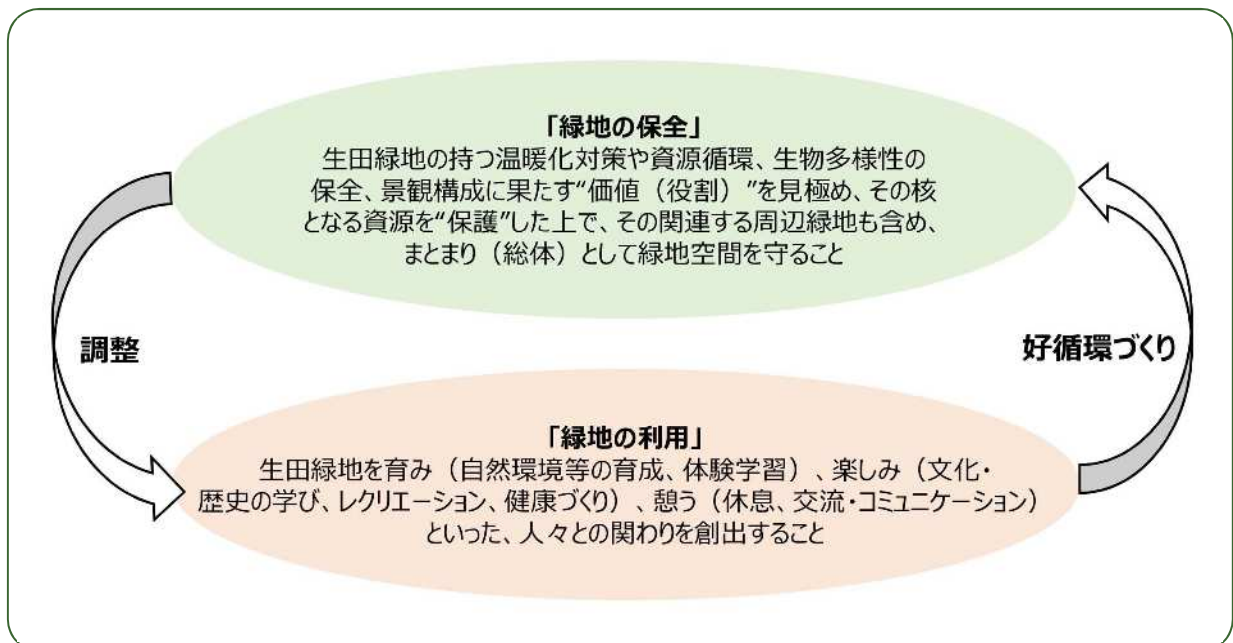


(5) 現ビジョンの基本的な考え方

■ 保全と利用が好循環するしくみづくり

- 生田緑地を市民の財産として持続可能なものにしていくため、『緑地の存在効用（保全）を前提としながら緑地の利用効用（利用）との調整により、両者が好循環するしくみをつくる』ことにより目的の実現を図ることを基本的な考え方としています。

図表-2. 保全と利用が好循環するしくみづくりの模式図



(6) 現ビジョンの基本理念と施策の体系

- 「緑地の存在効用（保全）と利用効用（利用）の調整により、両者が好循環するしくみ」により、多摩丘陵の一角に位置する生田緑地の貴重な自然環境を将来にわたって守り、生田緑地の有する歴史・文化資源や多くの人的資源を持続可能な形で継承し、まちと自然、人と人をつなげる生田緑地をめざして、体系的に施策を展開しています。

図表-3. 生田緑地ビジョンの施策体系図



(7) 現ビジョンに基づく取組

- 生田緑地ビジョンで示した「基本理念を実現するための6つの基本方針及び施策の基本方向」に沿って、以下のような取組を実施してきました。

① 自然環境の保全に係る取組の充実

- 生物多様性保全に貢献するボランティア活動や、生田緑地の谷戸や雑木林で多様な生物の棲息できる環境づくりと里山らしい景観づくりを目指す活動が市民主体により持続的に行われています。(基本方針1・3・4)

図表-4. 自然環境の保全に係る取組例

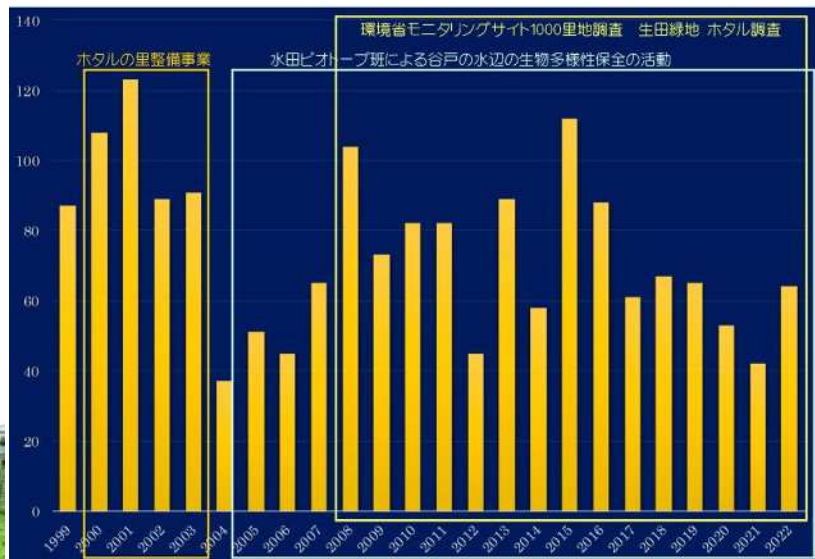
生物多様性保全に貢献するボランティア活動や生田緑地の谷戸や雑木林で、多様な生物の生息できる環境づくりと里山らしい景観づくりを目指す活動が市民主体で継続的に行われている。



KONRA
生田緑地自然環境保全会
議市民部会〈愛称〉里山
倶楽部による樹木管理



KONRA
かわさき自然調査団水田ビ
オトープ班による自然保全
活動



ホテルの国のゲンジボタル出現数の推移

【出典：特定非営利活動法人かわさき自然調査団 水田ビオトープ班】

② 施設の整備・改修

- 生田緑地ビジョンの策定後、川崎市藤子・F・不二雄ミュージアムの開館、東口ビジターセンター、西口サテライト、かわさき宙（そら）と緑の科学館（川崎市青少年科学館）の改修、川崎国際生田緑地ゴルフ場クラブハウスの改築、中央広場の改修、周遊散策路整備、などが進められています。（基本方針2）

図表-5. 生田緑地ビジョン策定後に整備・改修された施設



③ 協働のプラットフォーム「生田緑地マネジメント会議」の設置

- ・ 生田緑地に係る多様な主体が集まり、相互に連携・調整しながら、合意形成を図ることなどを目的とした協働のプラットフォームとして、生田緑地マネジメント会議を設立しました。会議に加えて、会員の発議によるおもてなしプロジェクトなど、新たな取組が進められています。

図表-6. 生田緑地マネジメント会議による取組例

マネジメント会議は、「生田緑地ビジョン」の実現に向け、多様な主体が管理運営参加する「協働のプラットフォーム」の具体的なしくみとして、「生田緑地マネジメント会議」が設置されました。年4回も定例会と全大会が開催され、情報交換、プロジェクト会議、シンポジウムなどが開催され、ニュースレターで情報の公開、周知が行われています。



倉本会長から、川崎市生田緑地整備事務所 今井所長へ提言書の手渡し



亀山章先生の講演の様子

令和3年度全体会プログラム

- ◇第一部 開会のあいさつ 倉本会長
- 1. 『生田緑地ナラ枯れについての提言書』
提言に至る背景、内容の説明と川崎市へ手渡し
- 2. 生田緑地80周年写真展の開催と緑の都市賞・活動助成金使用報告 138点の応募から12点の優秀賞と23点の佳作を選出。中央広場で写真展を開催。
- ◇第二部 生田緑地写真コンクール表彰式と講演会
- 3. 受賞者への表彰状・副賞の授与・感想の一言
- 4. 講演会プログラム
 - ・ 講演会開会のあいさつ
 - 「緑化工と植生モニタリング」
 - ・ 生物多様性に配慮した法面緑化工
 - ・ 都市における在来種選定ガイドライン
理論と理念と技術の3つの考え方があります。生物多様性は、理論でありものの見方に相当します。生物多様性の保全を目指すものが理念となります。技術はこれら理念などを実現化するためにあります。技術の積み重ねの裏付けのもとに、ガイドラインは存在するのです。
 - ・ 雑木林の植生モニタリング
日野市の3か所の雑木林の植生調査を40年間、毎年5月中旬に行った結果をまとめました。伐採などの外的影響も盛り込まれており、生田緑地の今後のあり方にもつながる参考事例となりました。
- 日本自然保護協会理事長・東京農工大学名誉教授 亀山章先生
- ◇閉会のあいさつ 松岡副会長

生田緑地のナラ枯れ対策提言書（概要）

生田緑地では、コナラのなかまの大本1000本あまりがナラ枯れに罹患しています。これは、生田緑地の大半を占める雑木林（コナラ林）が過熟したことに伴う大きな変動で、ナラ枯れ時代における生田緑地の運営は大きく変わってきます。急速に進んだナラ枯れの大きさを放置すると、台風来襲時などに深刻な災害を引きおこすことが予想され、取り急ぎの対策が必要です。当会議員からもナラ枯れ対策の意見が上がっています。供用区域及び未供用区域の両区域において、ご検討をお願いします。

- 1) 倒木等が人の命にかかわるナラ枯れ樹木については緊急に対策を取ってください。
- 2) 住宅などの個人の財産に損害を与える危険のあるナラ枯れ樹木について緊急に対策を取ってください。
- 3) ナラ枯れの問題は生田緑地を中心に川崎市の広域にわたる問題ですから、ナラ枯れの理解と対策の周知に生田緑地のマネジメント会議及び自然環境保全管理会議とともに努めてください。

令和4年3月27日 生田緑地マネジメント会議
会長 倉本章



生田緑地写真展 表彰式 受賞者の皆様のご感想の一言。

④ 横断的な管理運営体制の構築

- 中央地区及び3館（川崎市岡本太郎美術館・川崎市立日本民家園・川崎市青少年科学館）を対象にした指定管理者制度による横断的管理運営体制が実現したことで、学芸業務などと施設運營業務等の連携が図られ、生田緑地の魅力が向上しています。
- 川崎国際生田緑地ゴルフ場を対象にした指定管理者制度を導入しました。

図表-7. 横断的な管理運営体制による取組例



⑤ 魅力を高める取組とその発信

- 園芸まつり、森のマルシェ、食の祭典などの地元商店街や企業と連携したイベント、中央地区及び3館の指定管理者によるサマーミュージアムなどが定期的に行われて市民の人気を博しています。
- 中央地区及び3館の指定管理者により統合されたホームページ・SNSを活用したタイムリーな情報の発信・共有が定着しつつあります。

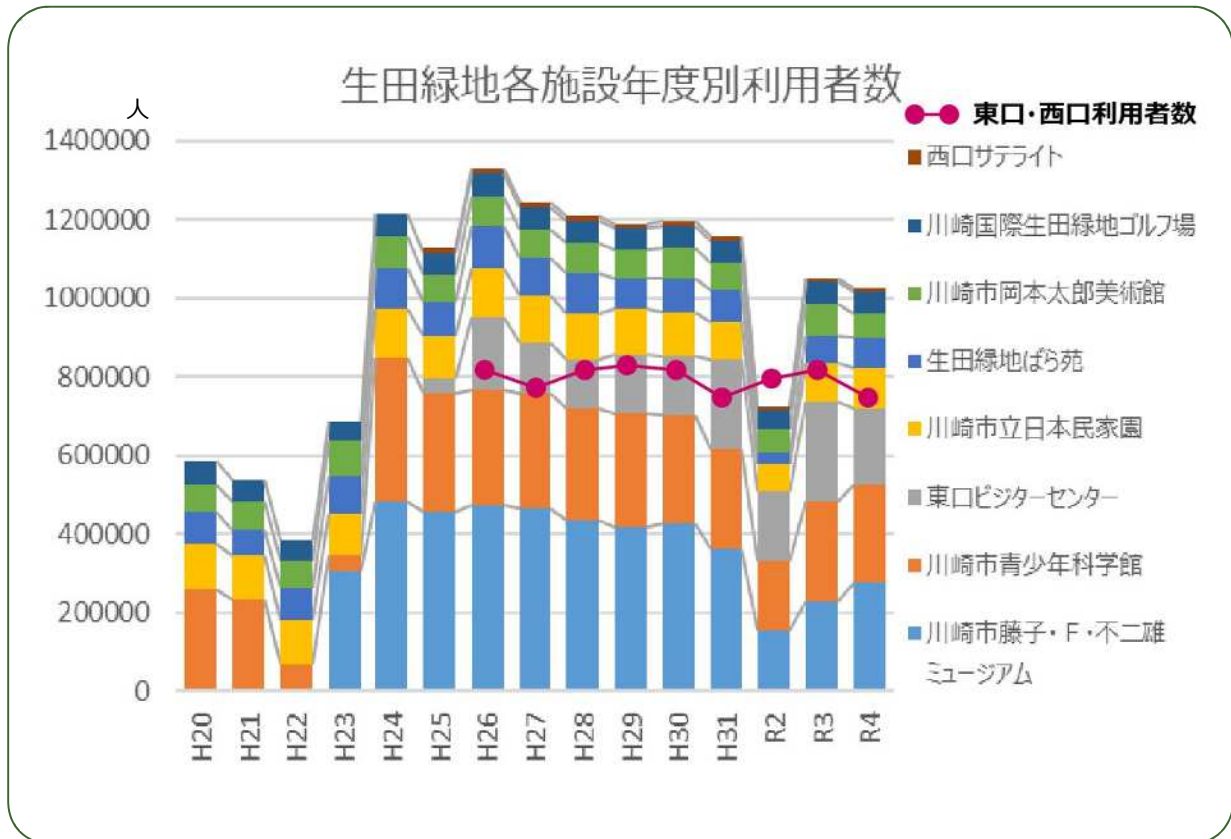
図表-8. 魅力を高める取組とその発信の例



⑥ 利用実績

- 各施設の利用者数については、藤子・F・ミュージアムの新設や青少年科学館の改築の影響が大きいため、ビジョン策定前との単純比較はできませんが、コロナ前は年間約120万人の利用者を維持していました。なお、東口・西口の利用者数は、コロナ渦においても大きく減少しておらず、施設利用者の減を補うだけの公園（オープンスペース）のニーズの高まりがあったことを確認しました。

図表-9. 生田緑地各施設年度別利用者数



2 ビジョン改定の背景

(1) 生物多様性の危機

- 生田緑地は、周囲を市街地に囲まれているにもかかわらず、まとまった規模の自然環境が残されており、ホトケドジョウをはじめとする地域固有の貴重な動植物が生息しています（生田緑地内にて生息が確認されている絶滅危惧種は 40～50 種）。
- 生田緑地の貴重な緑・自然環境と生物多様性は、市民協働による持続的な取組により保全されてきました。生物多様性の調査・把握についても、絶え間ない市民の努力により継続的に行われてきました。このような取組は全国的にも先進的な事例となっており、本市においても類似活動の中心的な拠点であり続けています。
- 市民活動に基づく大きな成果を積み重ねてきた一方で、近年のナラ枯れ問題などにより生田緑地の生物多様性が危機に直面していることが明らかになるなど、生田緑地ビジョンの策定時には想定していなかった課題に直面しています。

(1-1) 生物多様性保全を担う市民活動の持続性

■ 保全にかかわる市民活動の経緯

- 市は、都市計画事業として用地を買収することで、生田緑地の生物多様性の基礎となる緑を守ってきました。一方で、公園として取得してからは、園路や広場の整備・管理に取組ましたが、里山として利用されてきた雑木林や湿地などの管理は概ね自然の遷移に任せてきました。
- 本来の里山としての維持・保全の取組は、生田緑地の雑木林を育てる会、特定非営利活動法人かわさき自然調査団、飛森谷戸の自然を守る会、生田緑地の谷戸とホトケドジョウを守る会、ホタルの里の畑を守る会、生田緑地雑木林勉強会の市民活動が担ってきました。
- そのような市と市民の取組を調整し、協議するための場として「生田緑地植生管理協議会」が平成 14（2002）年 12 月に組織（行政は、北部公園事務所と川崎市青少年科学館が参加）されました。
- さらに、有識者の支援を得つつ市民主体の植生管理計画づくりを進めることで、市民が気軽に植生に関わる知識を得て活動できる場として、「生田緑地植生管理協議会市民部会」が平成 19（2007）年 12 月に設置され、現在の「生田緑地自然環境保全管理会議」の活動につながっています。
- 生田緑地の生物多様性を調査・把握する取組においては、川崎市青少年科学館が自然環境調査を行う中で、「特定非営利活動法人かわさき自然調査団」を育ててきたことにより、各分野の自然調査が継続的に行われてきました。

■ 保全にかかわる市民活動の現状

- 生田緑地とその周辺エリアでは多くの市民活動が行われており、その活動内容は、公園の維持管理や動植物を守るための活動、活気あるまちを目指すための活動、博物館の運営を支える文化活動など多岐にわたっています。そのうち、生物多様性の保全にかかわる取組を担う市民活動団体を以下に列記します。
 - ・ 「特定非営利活動法人かわさき自然調査団」は、生物多様性の保全と里山らしい景観づくりを目的とする谷戸の自然保全活動や調査を行っています。生田緑地の自然を熟知した調査員により、環境省モニタリングサイト 1000 における「里地」生態系の調査を行っています。市との協働により生田緑地ホタルの国を運営し、生田緑地固有のゲンジボタルの保護活動を行っています。また、小学校 4～5 年生を対象に、身近な自然の見方、接し方を教え、自然を大切にしてくれる人づくりをめざした「里山の自然学校」を運営しています。
 - ・ 「生田緑地の雑木林を育てる会」は、雑木林、つつじ山、あじさい山等の管理（下草刈り、つる切り、既存植栽の剪定、間伐、植林など）を行っています。
 - ・ 「ホタルの里の畑を守る会」は、ホタルの里の休耕田を利用した「のらぼう菜」や里芋などの栽培、子どもの収穫体験などが行われています。なお、「ホタルの里の畑を守る会」については、活動の維持が難しいことについて相談を受けています。
 - ・ 「生田緑地の谷戸とホトケドジョウを守る会」は、絶滅危惧種であるホトケドジョウの保全活動を行っています。
 - ・ 「飛森谷戸の自然を守る会」は、南地区の初山エリアの雑木林にて、里山づくりの活動を行っています。
 - ・ 「もみじ会」は、東地区もみじ谷のビオトープ池を継続的に管理する活動を通して人と自然の関わりを育む活動を行っています。

■ 新たな担い手を市民活動に導く仕組みづくりが課題

- 生田緑地の緑・自然環境の保全を担う市民活動の高齢化や、市民活動を支える学識経験者の担い手不足などにより、市民活動の持続性が危ぶまれる状況となっています。生物多様性に関わる人材育成には時間を要することから、新たな担い手を市民活動に導く仕組みづくりが喫緊の課題となっています。

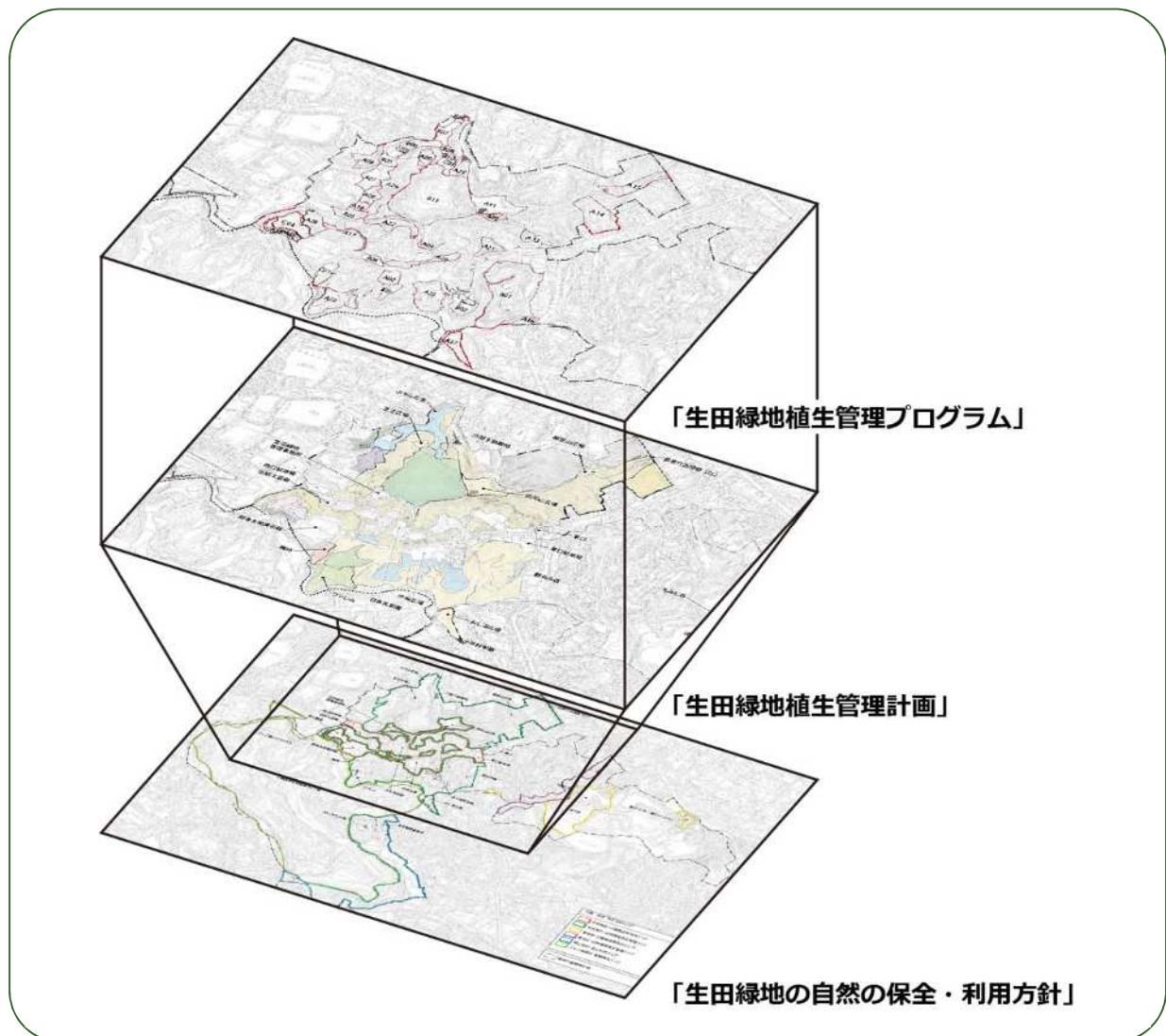
■ 自然環境保全管理会議の参加者の固定化、高齢化が課題

- 生田緑地マネジメント会議自然環境保全管理会議において、生物多様性に資する多くの議論と活動を踏まえた提言書づくりなどがなされていますが、参加者の固定化、高齢化が課題となっています。今後の人口減少時代を見据えると、新たな若い世代の参加を促し世代交代を果たすことが喫緊の課題となっています。

■ 植生管理計画の「やって・みて・考える」順応的管理の実行性が課題

- 「生田緑地の自然の保全・利用方針」（平成 25（2013）年 8 月、川崎市）は、生田緑地のエリアごとの特性に応じた自然の保全及び利用の大きな方向性を定めるものであり、「生田緑地植生管理計画」の上位概念となるものです。
- 「生田緑地植生管理計画」は、植生を含む生態系の保全・育成を行うための具体的な管理の計画です。
- 市民は、計画に基づく植生管理作業を行うため、作業内容や時期、貴重種の情報などをまとめた「植生管理プログラム」に基づき活動しています。
- 「植生管理プログラム」に基づく作業は、取り返しのつく範囲で「やって・みて・考える」順応的管理を基本として行われていますが、モニタリングや活動のふり返りなどの運用において、活動団体ごとに差異が生じていることが課題となっています。

図表-10. 生田緑地の植生管理関連計画の構成



(1-2) ナラ枯れに起因する環境変化への対応の必要性

■ ナラ枯れ被害の深刻化

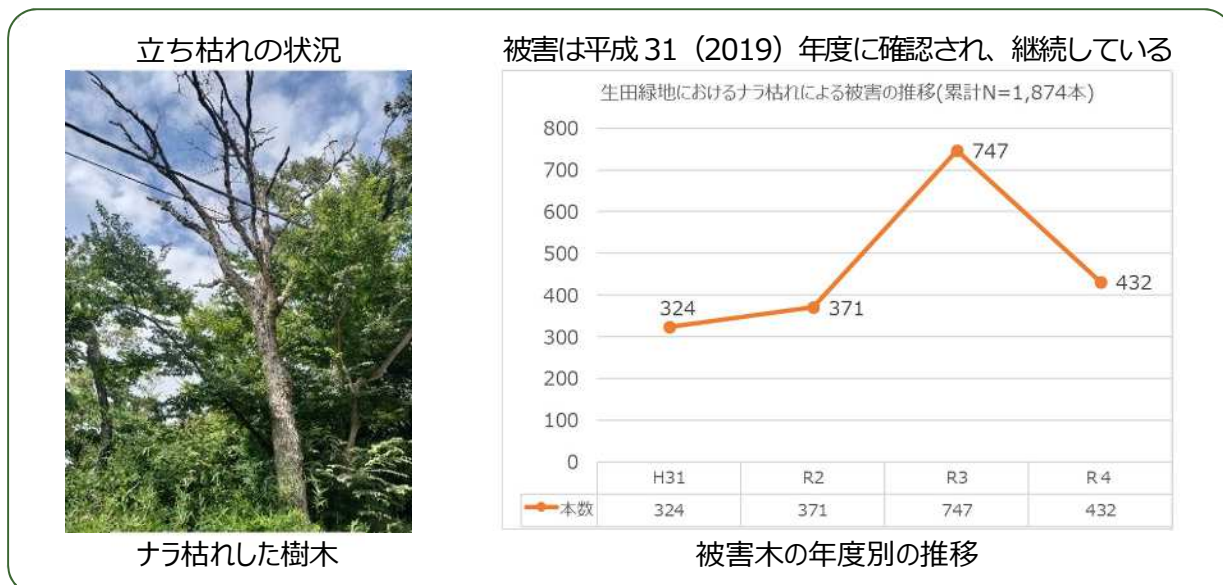
○ ナラ枯れとは

- ・ ナラ・カシ類、シイ類の集団枯損（ナラ枯れ）は、カシノナガキクイムシが媒介するナラ菌により引き起こされる病気（ブナ科樹木萎凋病）です。カシノナガキクイムシは穿孔して樹体内に病原菌を持ち込みます。病原菌は孔の周囲の組織を殺すため、カシノナガキクイムシが大量発生して多数の穿孔をあけると被害を受けた樹木はやがて枯死します。
- ・ カシノナガキクイムシは枯死木の中で繁殖し次世代を大量に発生させるため、枯死木の放置は被害の拡大につながります。かつての里山林では枯死木はすぐに薪として利用されていたため、被害が拡大しなかったと考えられています。
- ・ カシノナガキクイムシは高齢の大径木を好んで繁殖することから、樹林の高齢化・高林化・大径木化を避けることが基本的な再発防止策といえます。

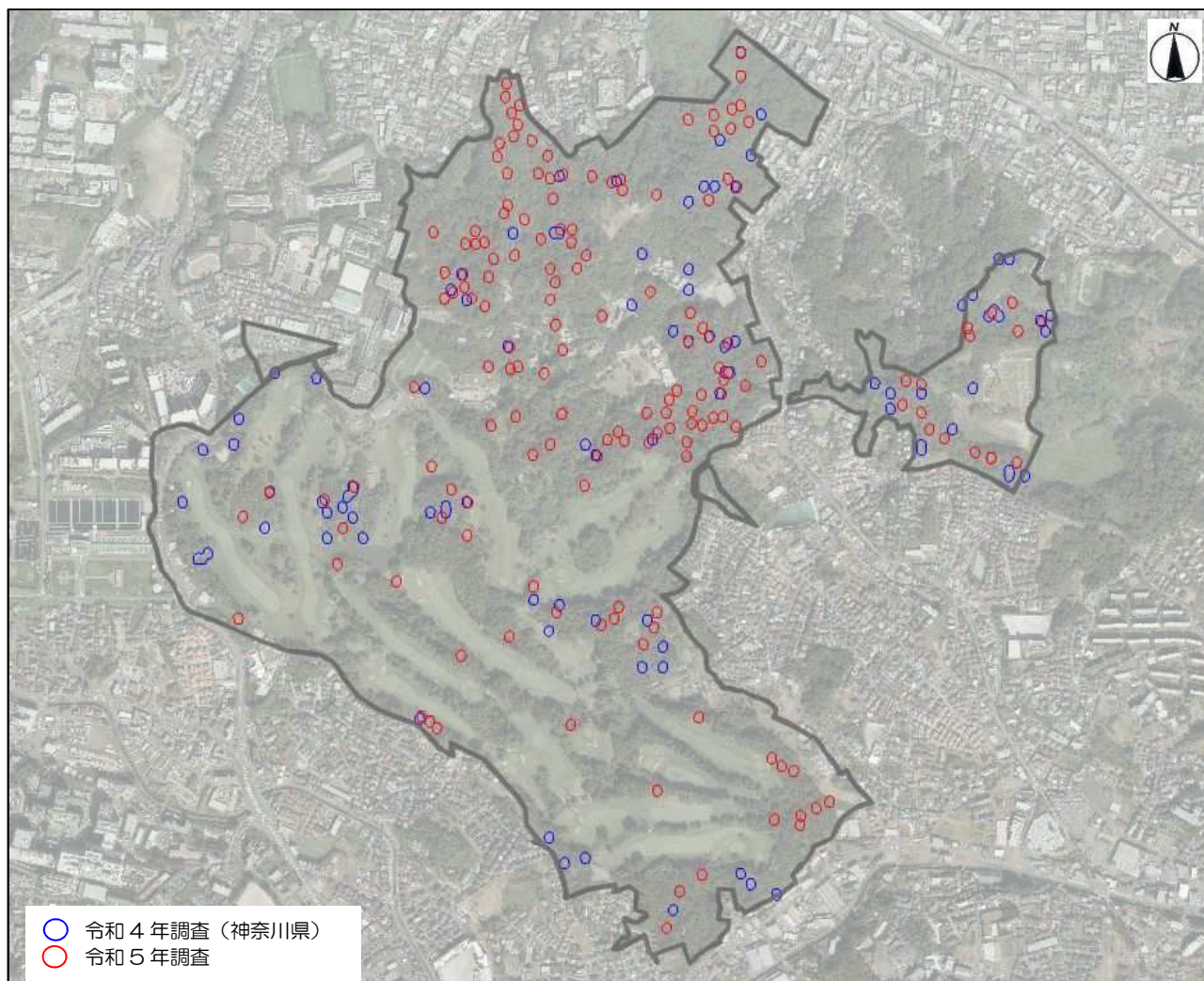
○ 生田緑地のナラ枯れ被害状況

- ・ 生田緑地でのナラ枯れは平成 30（2018）年頃から発生し、令和 2（2020）年頃から急増しています。すでに大量の被害木が発生しており、薬剤による防除は困難な状況です。被害の沈静化には今後 5～10 年を要するとされています。
- ・ 令和 4（2022）年 12 月時点で累計 1,874 本が被害を受けており、複数の樹林地でナラ菌によるクラスターが発生しています。
- ・ 枯死木を数年放置すると倒木被害が発生する危険があるため、安全面での優先順位をつけ、住宅地や園路、建物等に近い枯死木から順次伐採を行っています（令和 4（2022）年伐採樹木は 150 本）。公園管理者は安全確保を優先せざるを得ず、根本的な対応には至っていません。
- ・ 空中写真に基づく生田緑地内のナラ枯れ箇所調査結果をみると、令和 4 年に県が実施した調査の 83 ヶ所に対し、市が令和 5 年 10 月実施した調査では 162 ヶ所となっており、約 1 年で倍増している状況となっています。
- ・ 上記 2 ヶ年の調査結果からナラ枯れ箇所の分布状況を比較すると、中央地区で分布の拡大が急速に進んでおり、同地区は顕著な蔓延状況にあるといえます。

図表-11. 生田緑地におけるナラ枯れの被害状況



図表-12. ナラ枯れ分布状況図

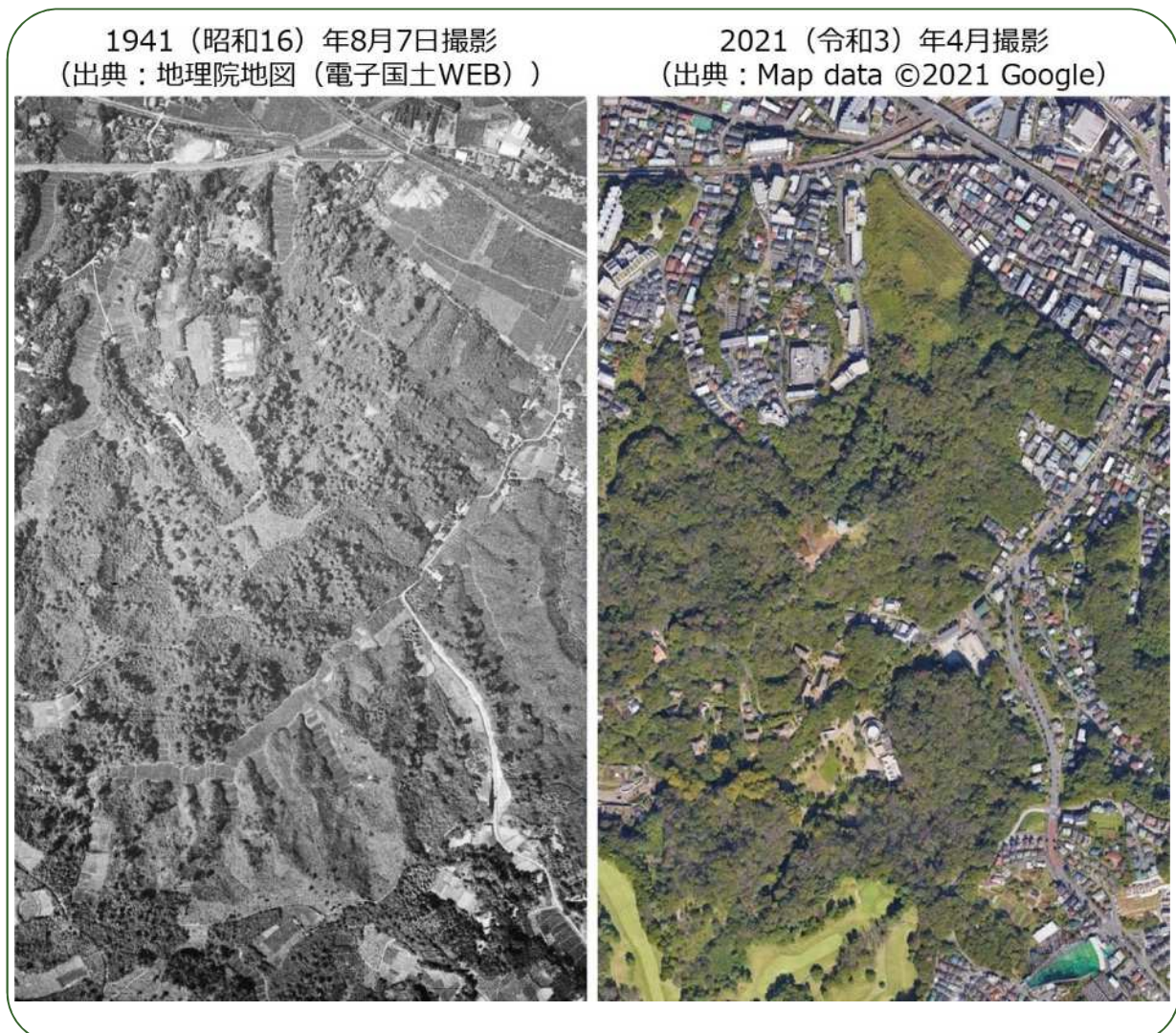


■ ナラ枯れの原因は里山林のアンダーユース

○ 生田緑地の樹林地はかつての里山林

- ・ 生田緑地の雑木林は、かつては里山林として農業を主体とした人間活動によって維持されてきました。1960年代まで、里山林の樹木は15～30年間隔で伐採されて薪炭に利用され、下草は刈り取って家畜の飼料に、落葉はかき集めて堆肥にしていました。こうした資源利用が連綿と受け継がれるなかで、森林遷移が抑えられ、最終氷期の生物（スジグロボタル、タマノカンアオイなど）の避難地となり、豊かな生態系が維持されてきました。
- ・ 現在の生田緑地には、かつての里山林のような資源利用が行われないうまま経過した雑木林が広範囲に分布しており、主な構成樹種であるコナラが高齢化・高林化・大径木化して深刻なナラ枯れ被害を受けています。
- ・ 生田緑地の雑木林のかつての姿は約80年前に撮影された空中写真から推し量ることができます。現在と比較すると、樹木の樹冠は一様に小さく、短伐期の萌芽林管理（低林施業）が行われていた様子うかがえます。また、樹影の少ない場所には茅場などの採草場が広がっていたことがうかがえます。

図表-13. 生田緑地の樹林地の変遷を示す空中写真



- 生田緑地の現状は、ナラ枯れによる環境変化が深刻化しており、「生物多様性第2の危機※1」が看過できない状況となっています。

※1. 生物多様性第2の危機とは

- 『生物多様性国家戦略』では、生物多様性が直面している危機的状況を、以下の4種に分類しています。
- 第1の危機：開発など人間活動による危機（オーバークースがもたらす危機）。開発や過剰な利用が生物の生息環境を改変・縮小させる、生物そのものが過剰に採取される、などによる生物多様性への負の影響がもたらす危機。
- 第2の危機：自然に対する働きかけの縮小による危機（アンダーユースがもたらす危機）。里地里山などにおいて、自然に対する人間の働きかけが停止し、人為的な攪乱が失われることによる生物多様性への負の影響がもたらす危機。
- 第3の危機：人間により持ち込まれたものによる危機。国外や国内の他地域から導入された生物（外来種）や化学物質による汚染など、人為的に持ち込まれたものによる生物多様性への負の影響がもたらす危機。
- 第4の危機：地球環境の変化による危機。地球温暖化や降水量の変化など、地球環境の変化による生物多様性への負の影響がもたらす危機。

■ ナラ枯れを長期的に予防する「持続可能な管理のあり方」

- これまでのような、自然の遷移に任せる管理を今後も継続する場合、深刻なナラ枯れ被害をもたらす樹林の高齢化・高林化・大径木化は避けられず、ナラ枯れの再発を防ぐことはできません。
- ナラ枯れ被害を長期的に予防するには、かつての里山林※2のような短伐期の萌芽林管理（低林施業）が有効であり、その実現には、樹林地から得られる資源を現代的な視点で評価・活用する「持続可能な管理のあり方（ワイズユース※3）」を指向することが必要とされています。

※2. 里山林とは（里山林3原則）（出典：服部保ほか『里山放置林管理マニュアル』2010、兵庫県立人と自然の博物館）

- その地域の持つ伐採周期（8～25年程度）に合わせて、里山林が定期的に伐採され、更新（再生）されていること。
- 伐採周期に合わせて輪伐（森林を区切って一区画ずつ順に伐採すること）が行われ、その結果として伐採年の異なる林分がパッチワーク状に配列されていること。

- ・ 桃太郎のおじいさんが行っていたような柴刈りが行われていること（桃太郎のおじいさんは燃料採取の柴刈りを行っていたが、そのことがつる植物や雑木の管理にもなり、良好な里山林維持のための植生管理作業でもあった）。

※3. ワイズユースとは

- ・ 自然から得られる恩恵を受けつつ、その豊かな生態系を子孫に伝えられるように、守りながら利用していくこと。

(1-3) 自然災害の高頻度化・激甚化に対応する生田緑地の自然環境の役割

■ 生田緑地の自然環境が持つ防災・減災機能

- ・ 気候変動に伴う自然災害の高頻度化・激甚化が予測されており、想定を超える規模の自然現象を前提とした防災・減災のあり方が問われる中、生態系の持つ機能を積極的に活用するグリーンインフラ※4やEco-DRR※5が注目されており、生田緑地の自然環境が持つ防災・減災機能の確保が課題となっています。

※4. グリーンインフラとは

- ・ 自然環境のもつ多様な機能を人工的なインフラの代替手段や補完手段として活用し、自然環境、経済、社会にとって有益な対策を社会資本整備の一環として進めようという考え方。

※5. Eco-DRR (Ecosystem-based disaster risk reduction) とは

- ・ 自然災害の被害に遭いやすい土地の利用や開発を避けることで、被災する可能性を低下させるとともに、生態系の持続的な管理、保全と再生を行うことで、災害に強い地域をつくるという考え方をいう。地域の特性や土地利用の状況、地域の人々のニーズに応じて、人工物インフラと生態系インフラの最適な組合せで防災対策を行うことが重要としている。

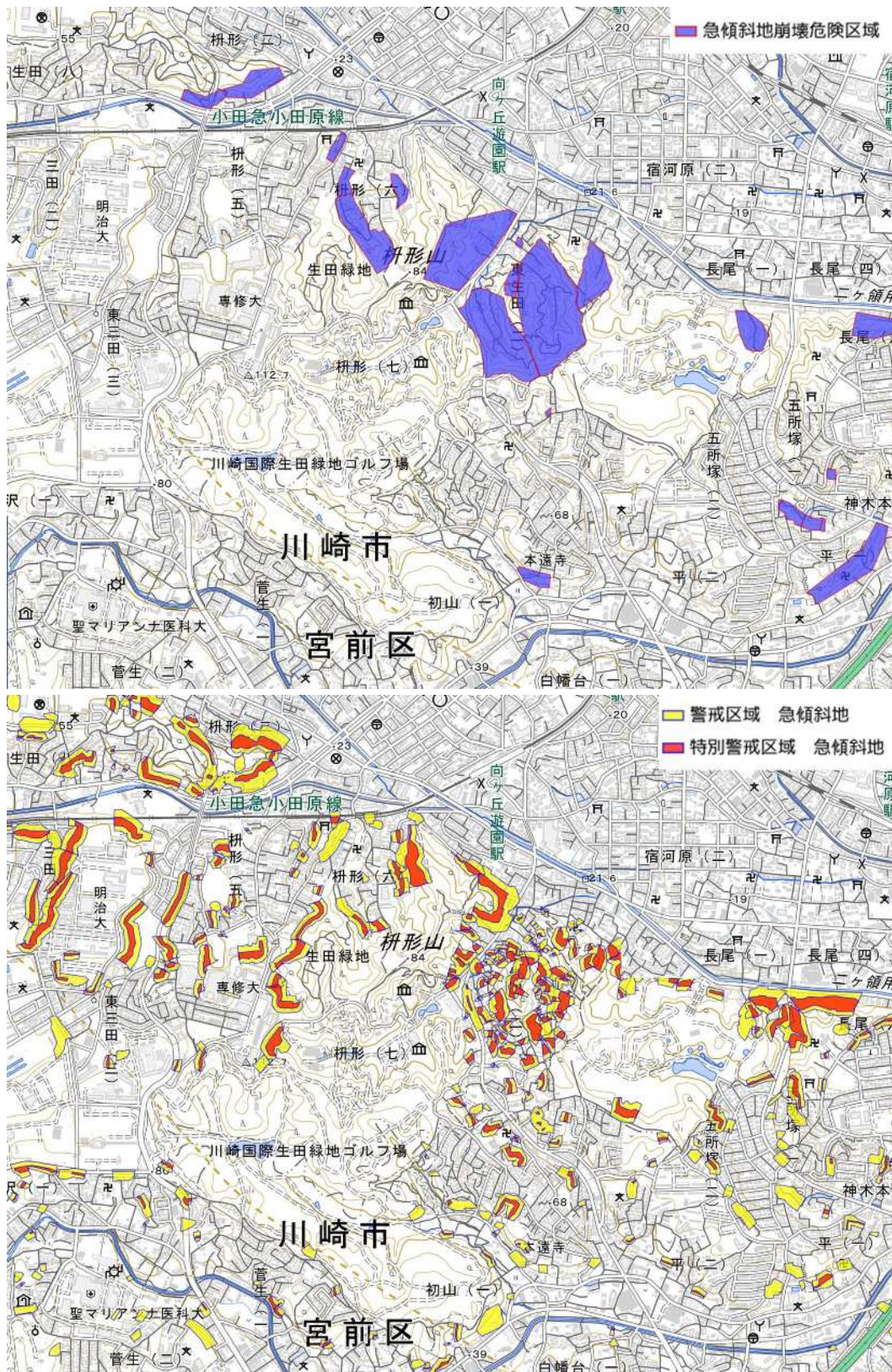
■ ナラ枯れによる防災・減災機能の低下

○ 樹林地の土砂災害防止機能

- ・ 樹林地が持つ防災・減災機能には、斜面崩壊など局所災害の緩和、雨水流出量の調節などがあります。樹木の根系が土層を安定化し、下層植生は表土を保護することで、表層崩壊などの土砂災害を防止・緩和します。森林土壌や下層植生が雨水浸透を促進させ、雨水の流出量を調整することで、流域河川の洪水被害を防止・緩和します。
- ・ 生田緑地ではナラ枯れ被害が深刻化していますが、樹林地をそのまま放置すると、樹林地の防災・減災機能が低下する可能性があることから、ナラ枯れの再発を防ぐ長期的、根本的な対策が求められています。

- ・ 県では、「土砂災害防止法」に基づく土砂災害警戒区域等の指定を行っています。生田緑地周辺の指定状況（下図）をみると、「急傾斜地の崩壊（傾斜度が30°以上である土地が崩壊する自然現象）」のおそれがある区域が広範囲に分布していますが、「土石流」や「地滑り」のおそれがある区域の指定はありません。

図表-14. 図-6. 生田緑地周辺 砂防三法指定区域（上）、土砂災害警戒区域等（下）神奈川県土砂災害警戒情報システム（20230301 更新）より





図表-15. 東生田2丁目地区、生田緑地の境界線に沿って昭和62年度急傾斜地崩壊対策工事として県により整備されたコンクリート張工（左）、コンクリート張工の上部に位置し隣接住宅に近接するナラ枯れ樹木（2022年9月6日撮影）（右）

○ 山火事のリスク

- ・ 生田緑地には山火事のリスクがあることから、火の使用を禁止、住宅が隣接する樹林地に消火栓等を設置、注意喚起の看板を設置などの対策を講じてきました。
- ・ ナラ枯れにより立木のまま放置された枯死木は、次第に乾燥が進み、燃えやすくなることがわかっており、山火事のリスクを減らす目的からも、ナラ枯れの再発を防ぐ長期的、根本的な対策が求められています。

(1-4) 生田緑地東地区や周辺地域における取組の必要性

■ 生田緑地東地区の整備・利用計画への対応

- ・ 生田緑地東地区においては、これまで、春秋に臨時開苑するばら苑の利用のほかは、部分的な散策利用に止まっていますが、向ヶ丘遊園跡地事業や東生田二丁目地区の整備の進捗に伴って、同地区における自然環境保全の取組を進めていくことが課題となっています。
- ・ 生田緑地東地区における市民活動は、もみじ谷のビオトープ池の管理・生物調査・観察会などを行う「もみじ会」、生田緑地ばら苑周辺の樹林地の保全活動を行う「向ヶ丘遊園の会」(略称)などにとどまっています。東地区の大半の樹林地は遷移に任せており、ナラ枯れの被害が深刻化しています。

■ 都市化に伴い失われてきた周辺市街地の生物多様性への対応

- ・ 生物多様性基本法に基づく地域戦略「生物多様性かわさき戦略」と協調し、生田緑地を拠点とした都市と自然が共生するまちの実現をめざす必要があります。
- ・ 生田緑地とその周辺における開発や資源利用による過去のオーバーユースは、生息地の消失・劣化・分断化をうながしてきました。地域の生物多様性に及ぼしてきた負の影響を緩和していくため、生田緑地を拠点とした以下のような取組を展開していくことが課題となります。

○ 緑の回廊（コリドー）

- ・ 都市環境の中に残る緑地は、互いに孤立し、生息する個体群間の交流が遮断・制限されており、地上や樹上を移動する昆虫類などの生物の繁殖に支障が生じ、遺伝的多様性が失われるなどの問題が生じています。
- ・ このため、「生物多様性かわさき戦略」の基本方針Ⅱ“生き物をつなげる”に「生息環境となる緑地、農地、河川（生田緑地は、五反田川、平瀬川を介した多摩川水系の水源となっています）などをつなぐ緑と水のネットワークづくり」とあるように、孤立した緑地を「緑の回廊（コリドー）」でつなぎ、生息地の連続性を確保する取組を進める必要があります。

○ 都市環境の自然再生

- ・ 都市環境内での自然環境の再生により、孤立した緑地間の生物の交流が促進される効果が得られます。このため、「生物多様性かわさき戦略」の基本方針Ⅱ“生き物をつなげる”に「まちなかの生き物の生息・生育の拠点の創出、育成」とあるように、都市環境内に生き物に配慮した公園などをつくる取組を進める必要があります。

○ 盗掘・乱獲の防止

- ・ 盗掘・乱獲による生物種の過剰採取が課題となっています。盗掘・乱獲には生物種の個体数の減少、さらには絶滅の危機をもたらす負の影響があります。このため、盗掘・乱獲の生態系への負の影響をより多くの市民と共有し、生息地を見守る活動や盗掘由来生物の不買活動などに理解と協力を得る必要があります。

■ 多摩川崖線軸のみどりの拠点としての取組の持続性

- ・ 生田緑地は、多摩・三浦丘陵の「みどりの拠点」であり、まちの骨格となる多摩川崖線軸を形成する貴重な景観資源となっています。多摩・三浦丘陵の自然環境保全のため、広域的な連携活動や情報発信の場として持続的な取組が求められています。

(1-5) 情報発信の多様な役割

■ 自然環境の価値の共有と市民活動への理解の醸成

- ・ 生田緑地の緑・自然環境の保全を担う市民活動団体は、活動の実績、専門性の高さなど、市内で唯一、あるいは同種の活動におけるリーダー的な存在ですが、その活動により保全されている自然環境の価値を市民と共有し、市民活動への理解を醸成する情報発信の取組が不足しています。

■ まちづくりの進展を好機とした新たな担い手の誘致

- ・ 情報発信の取組を強化することは、新たな担い手の誘致に向けた有効な手段のひとつであり、周辺まちづくりの進展により新たな若い世代が増加することが見込まれる中、新住民に向けた本取組への理解・関心を得るための情報発信を強化することが課題となっています。

(2) 都市計画区域内及び隣接区域において具現化する計画への対応

- 都市計画区域内及び隣接区域において、具現化しつつある複数の計画があり、各計画との調整・連携を図ることが課題となっています。

(2-1) 向ヶ丘遊園跡地を含む東地区における利用計画との連携

- 生田緑地の都市計画区域内に立地する向ヶ丘遊園が平成 14（2002）年に閉園し、その跡地活用にあたって平成 16（2004）年に「向ヶ丘遊園跡地に関する基本合意書」を小田急電鉄と締結するとともに、平成 31（2019）年に「生田緑地整備の考え方」をとりまとめ、向ヶ丘遊園跡地に残る貴重な緑の保全、生田緑地の魅力向上及び良好なまちづくりに寄与する跡地活用の検討を進めてきました。
- 令和 4（2022）3月に跡地利用に関わる環境影響評価や、令和 4（2022）4月に都市計画変更等の手続きを完了していますが、新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、小田急電鉄（株）は、計画内容を見直しています。
- 向ヶ丘遊園跡地利用計画は、生田緑地との相乗効果が期待されるものであり、ばら苑の再整備、維持管理運営等も含めた新たな連携も期待されています。

図表-16. 向ヶ丘遊園跡地に関する基本合意書（抜粋）

向ヶ丘遊園は、昭和 2 年に開園し、以来、75 年間の長きにわたり開業してきたが、惜しまれつつ平成 14 年 3 月をもって閉園した。

向ヶ丘遊園は生田緑地の都市計画決定以前から開園しており、多摩丘陵の緑豊かな自然を生かし、花と緑の遊園地として、川崎市民をはじめ首都圏の方々に親しまれ、生田緑地の一部としての役割を十分に果たしてきた。

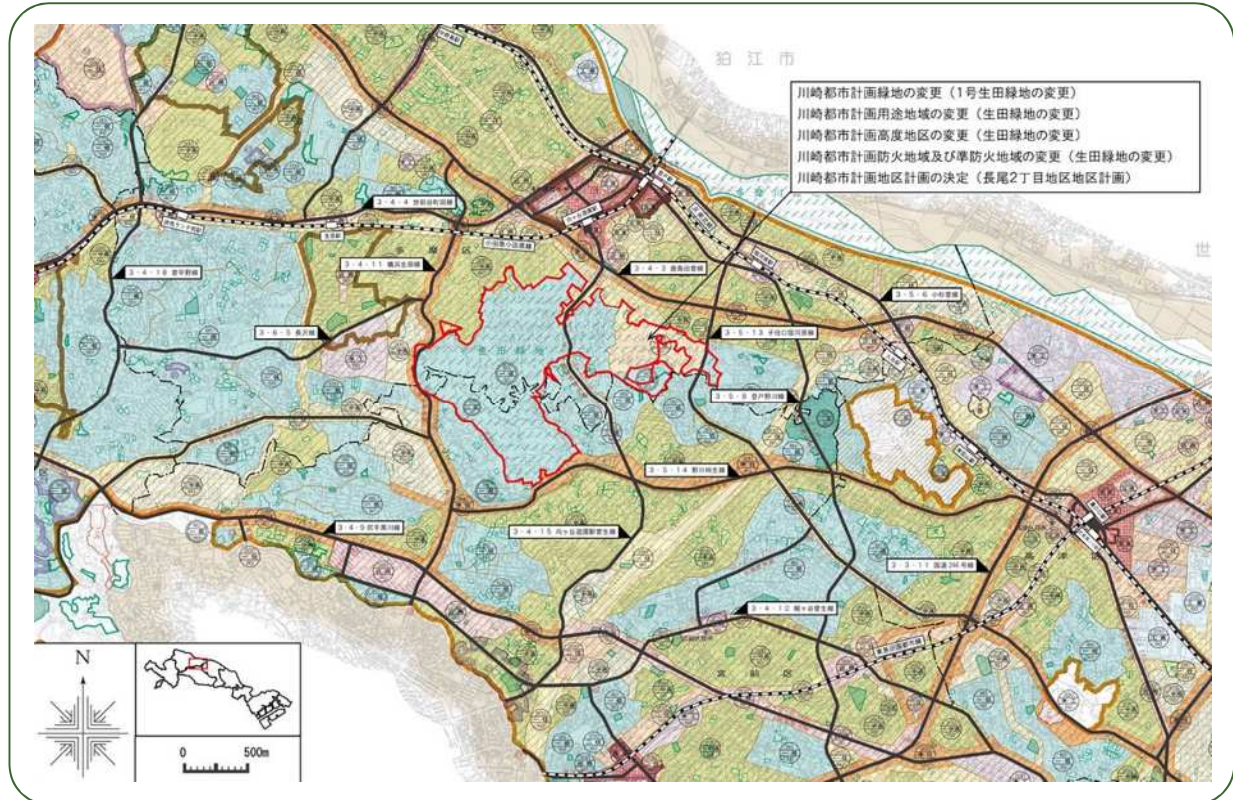
閉園後の跡地活用については、この 3 年間、「環境共生」を前提に協議を進め、このたび、多摩丘陵の緑豊かな自然を次世代に残すため、川崎市と小田急電鉄株式会社は相互理解を深め一致協力して跡地活用を推進していくこととし、次の通り合意に達した。

- 1 小田急電鉄株式会社は、向ヶ丘遊園跡地の貴重な緑を保全する。
- 2 川崎市は、緑の保全にあたり、必要な支援を行う。
- 3 小田急電鉄株式会社は、都市計画緑地内の自社管理地を一定のルールのもと、市民に開放し、向ヶ丘遊園の花と緑の歴史を継承する。
- 4 川崎市は、計画区域に隣接する緑豊かな区域を都市計画緑地の区域に編入し、緑の少ない遊戯施設が設置されていた区域を都市計画緑地の区域から除外する。
- 5 跡地活用は、良好なまちづくりに寄与する計画とする。
- 6 川崎市と小田急電鉄株式会社は、敷地内に存する個人地権者の意向を尊重する。

(2-2) 生田緑地に関わる都市計画の決定及び変更

- 本市では、向ヶ丘遊園跡地の貴重な緑を保全するとともに、良好なまちづくりに寄与する跡地活用の検討を進め、令和4（2022）年4月に必要な都市計画決定及び変更を行いました。

図表-17. 計画区域周辺図



○ 緑地の変更（1号生田緑地の変更）

- 向ヶ丘遊園跡地利用の方向性が定まったことを踏まえ、現在、都市計画緑地の区域外となっている多摩川崖線軸の一部を構成する良好な樹林地については、都市計画緑地の区域に編入し、現在、都市計画緑地区域内で緑が少ないエリアを区域から除外することで、良好な既存緑地の保全を図るとともに、新たな生田緑地の魅力が向上する憩いや賑わい、交流の場の創出を促進するために、都市計画緑地の区域の変更（179.3ha⇒179.7ha）を行いました。

○ 用途地域及び高度地区の変更

- 長尾2丁目周辺地区における区域面積約0.3haについて、緑地の変更に併せ、用途地域の変更を行いました。また、長尾2丁目周辺地区における区域面積約0.2haについて、用途地域の変更に併せ、高度地区の変更を行いました。

○ 防火地域及び準防火地域の変更

- ・ 長尾2丁目周辺地区における区域面積約 4.7ha について、緑地及び用途地域の変更に併せ、防火地域及び準防火地域の変更を行いました。

○ 地区計画の決定

- ・ 生田緑地に隣接する長尾2丁目地区において、地区内の緑を保全するとともに、さらなる魅力向上に向けて、樹林地を活かした憩いや賑わい、交流機能の創出を図るため、約 6.7ha の区域について、地区計画を決定しました。

(2-3) 「新たなミュージアムに関する基本構想」への対応

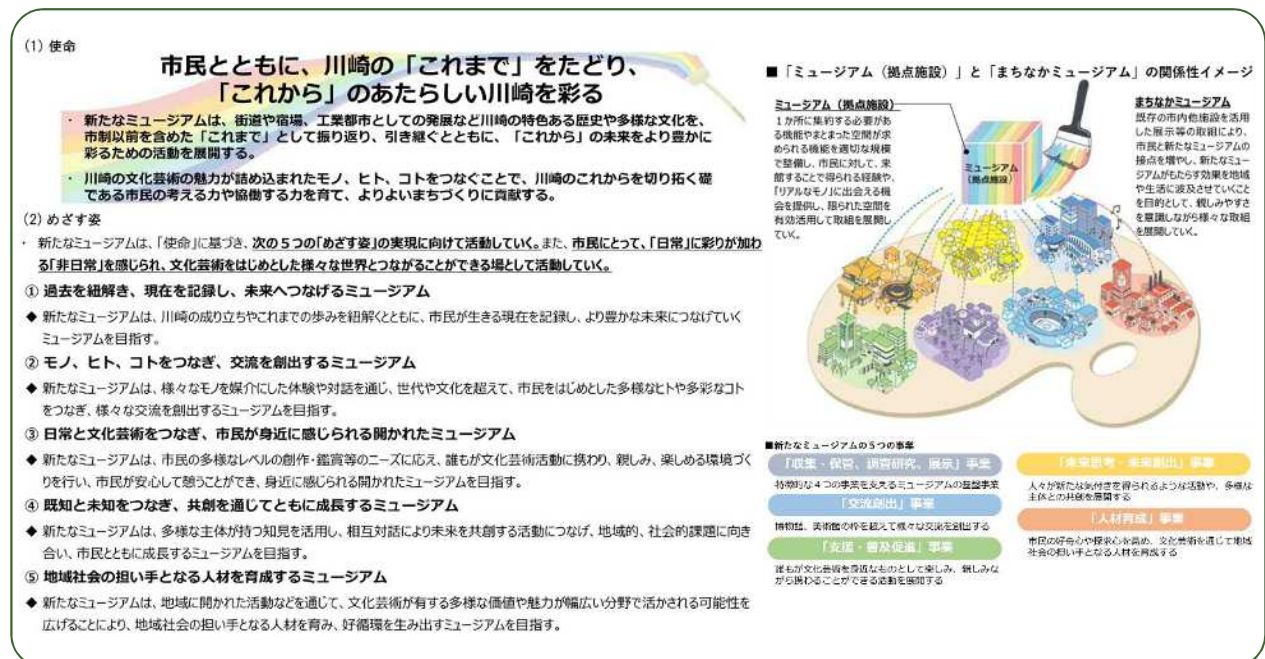
■ 新たなミュージアムに関する基本構想

- ・ 川崎市は、令和元年東日本台風により被災した市民ミュージアム（川崎中原区等々力緑地内）の被災リスクの少ない場所での再建に向けて、令和 5（2023）年 6 月に「新たなミュージアムに関する基本構想」を策定し、新たなミュージアムの「使命」及び「めざす姿」を明らかにするとともに、新たなミュージアムの事業展開の方向性や開設候補地など、その整備の概要を示しました。

■ 「生田緑地ばら苑隣接区域」が開設候補地に

- ・ 新たなミュージアムの開設候補地について、被災リスクが少ない場所、一定の延床面積（公設美術館の平均延床面積 9,746 m²）が確保できる場所、新たなミュージアムの事業内容とのつながりや周辺への波及効果などの論点整理を踏まえ、市全域で開設候補地を検討した結果、市有地である「生田緑地ばら苑隣接区域」が新たなミュージアムの開設候補地として選定されました。

図表-18. 「新たなミュージアムに関する基本構想」（抜粋）



■ 開設地の決定に向けて

- 「新たなミュージアムに関する基本構想」では、新たなミュージアムの開設地の決定に向けた課題を以下のように記しています。
 - ・ 「生田緑地ばら苑隣接区域」については、事業展開や施設整備にあたり、自然環境や周辺景観への配慮等を考える必要がある。また、アクセス面での課題や新たなミュージアムに通じる接道やインフラの整備、周辺交通への影響も考慮していく必要がある。
 - ・ 現在、本市では、「生田緑地ビジョン」の改定や「ばら苑管理運営整備方針」の策定に向けた検討を進めているほか、開設候補地が位置する「生田緑地東地区」においては、民間事業者による向ヶ丘遊園跡地利用計画が進行している状況であることから、これらの関連計画への影響も考慮する必要がある。
 - ・ 今後、「生田緑地ばら苑隣接区域」の開設地決定に向けて、生田緑地周辺の関係団体や関連計画に係る民間事業者などとの意見交換を進めていく。また、新たなミュージアムを開設することにより生み出される効果や、文化芸術、自然、まちづくりの連携により発揮される相乗効果を活かした周辺エリアの賑わいの創出や、市民の健康で心豊かな生活に貢献することを目指し、幅広く市民の意見を聴きながら、「生田緑地ばら苑隣接区域」ならではの事業展開等に係る検討を進めていく。
- 今後の進め方として、開設候補地に係る調整等について以下のように記しています。
 - ・ 「生田緑地ばら苑隣接区域」について、今後、正式な開設地としての決定を目指し、関係団体等と協議・調整し、自然環境への配慮や道路・インフラ整備等の想定される課題に対して、関連計画との整合性を図りながら取組を進めていく。また、エリア全体の価値向上を視野に入れ、持続可能な生田緑地の実現への貢献や、登戸・向ヶ丘遊園駅を中心としたエリアの更なる賑わいの創出や魅力向上への寄与を図るべく、周辺施設との連携や新たな魅力づくりなどを含め、市民をはじめ、様々な主体からご意見を伺いながら、検討を進めていく。

(2-4) 登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区まちづくりビジョン

- 登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区は、土地区画整理事業の進捗により、駅周辺や 2 つの駅をつなぐ商業エリアなど、中心拠点の核となるまちづくりを進めていく段階となり、当事業区域外においても土地利用更新の動きがあることから、目指すまちの将来像等を多様なステークホルダーと共有し、それぞれが連携して地域生活拠点にふさわしい魅力あるまちづくりを推進するため、本市は令和 3（2021）年 7 月に「登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区まちづくりビジョン」を策定しました。

図表-19. 登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区まちづくりビジョン（抜粋）

■ まちの将来像

『豊かな自然や文化に包まれた、活気とつながりのある心が弾むまち』

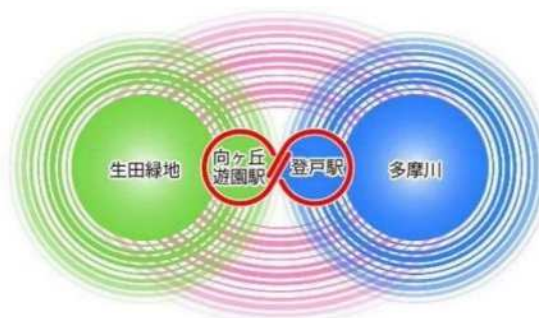
- 当地区は、「集う・訪れる・暮らす・働く」宿場町として人々のつながりや活気にあふれていた登戸と、向ヶ丘遊園地、柎形山等により多くの人々を誘引する「楽しさ」「わくわく」にあふれていた向ヶ丘遊園により発展してきたまちです。
- 安心して暮らし続けられるまちを目指すとともに、それぞれのエリアが持つまちの歴史を継承・融合し、多摩川、生田緑地という豊かな自然環境や様々な文化施設など、まちのポテンシャルを最大限活かして、「人と人」「人とまち」「まちと自然」の調和を図りながら、つながりを強め、居心地がよく、水、緑、まちが一体となったまちづくりを進めていきます。

○ まちづくりの視点

- 視点1 多摩区の顔となる駅周辺に生まれ変わる
- 視点2 魅力にあふれた個性あるまちの資源が彩りを添える
- 視点3 歩いて楽しく、移動が楽しく、ふらっと行きたくなる
- 視点4 「まち」に関わるすべての人が新たな価値を作り出し、地域をおもしろくする

○ 将来像の実現に向けた取組

- 自然・文化・観光軸の形成
 - ・ 緑などの自然が感じられ、来街者の期待感を高める自然や文化、観光の拠点をつなぐ「自然・文化・観光軸」の形成に向けた取組を推進します。
- 賑わいの核の形成
 - ・ 人々をまちに惹きつける、駅前にふさわしいウェルカムゾーンとなる都市活動拠点の形成に向けた取組を推進します。
- 賑わい交流軸の形成
 - ・ 人々の往来を促し、まちを活性化させる2つの駅前空間をつなぐ「賑わい交流軸」の形成に向けた取組を推進します。



(3) 改定に至った社会情勢の変化等

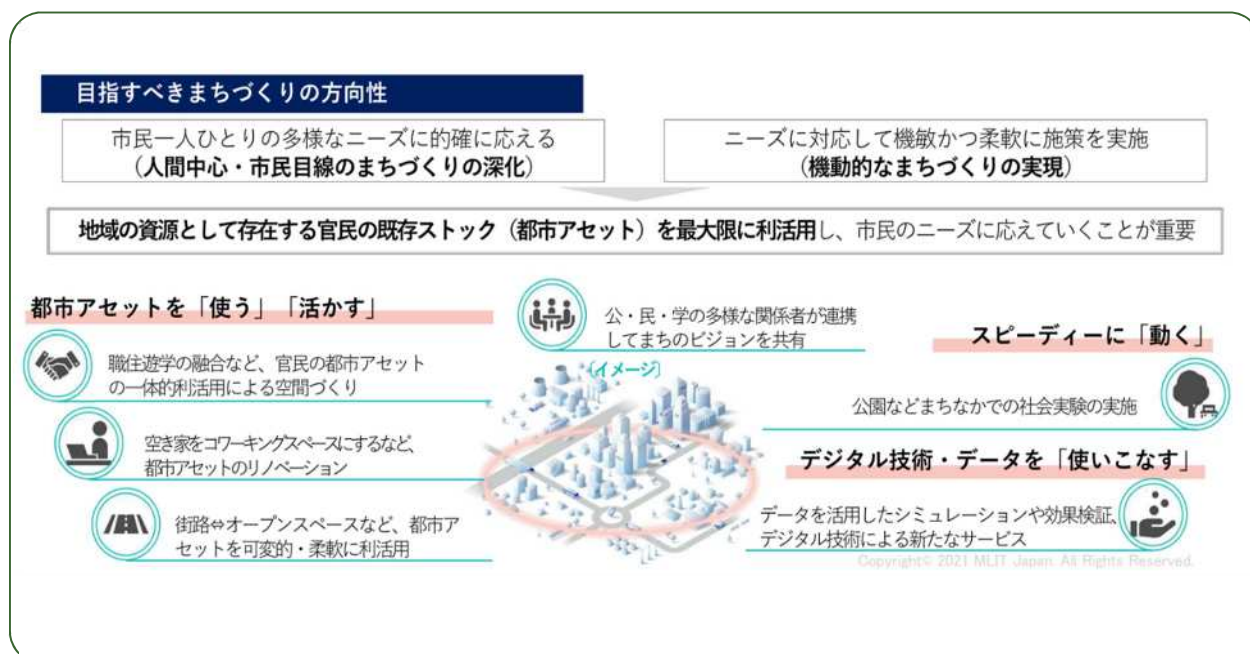
(3-1) 本市を取り巻く社会環境の変化への対応

- 近年、本市を取り巻く社会環境は急激に変化しています。主な環境変化としては、コロナ禍に端を発する社会環境の変化、自然災害の激甚化・頻発化、脱炭素社会の実現に向けた取組の進展、「持続可能な開発目標（SDGs）」の社会への浸透、などがあげられます。

(3-1-1) 新型コロナの感染拡大を経たニューノーマル社会への対応

- 新型コロナウイルス感染症の影響は社会・経済の多方面に及んでおり、社会・経済活動の復興に向けた取組が今後も引き続き重要となります。また、感染症の影響による社会変容を踏まえた、ウィズコロナ・ポストコロナの時代を見据えた取組が新たに求められています。
- コロナ禍への対応と、デジタル化の進展により、テレワークの急速な普及、自宅周辺での活動時間の増加など、生活様式が大きく変化しました。あわせてワークライフバランスの重視など「働き方」や「暮らし方」に対する意識や価値観の多様化が進んでいます。

図表-20. 「デジタル化の急速な進展やニューノーマルに対応した都市政策のあり方検討会」
(国土交通省、中間とりまとめ：令和3（2021）年4月）（抜粋）



(3-1-2) 自然災害の激甚化・頻発化

- 近年、大規模自然災害のリスクが増大しており、令和元年東日本台風では本市も甚大な被害を受けました。従前から取り組んできた地震対策等に加えて、激甚化・頻発化する風水害に対しても、リスクを考慮しつつ、被害を最小限に留めるために、ハード・ソフト両面から対策を進める必要があります。

■ かわさき強靱化計画

- 今後起こりうる大規模自然災害に備え、川崎市がこれまで以上に「強さとしなやかさ」を備えた都市づくりを推進するために、これまでの取組を確認し検証したうえで、川崎市の健康診断（脆弱性評価）を行い、令和4（2022）年3月に「かわさき強靱化計画（令和4年3月改訂）」を取りまとめました。

(3-1-3) 脱炭素社会の実現に向けた取組の進展

- 世界的に温室効果ガス削減に向けた動きが急速に進んでいます。本市においても、令和32（2050）年のCO₂排出実質ゼロをめざす「脱炭素戦略（かわさきカーボンゼロチャレンジ 2050）（令和2（2020）年11月策定）」に基づき取組を推進していますが、今後、脱炭素化に向けた取組をさらに加速・強化していく必要があります。

(3-1-4) 「持続可能な開発目標（SDGs）」の社会への浸透

- SDGsの目標17項目はいずれも、持続可能な開発、民主的なガバナンスと平和構築、気候変動と災害に対する計画と結び付いています。



(3-1-5) 第六次生物多様性国家戦略（令和5年3月31日閣議決定）への対応

・ 生物多様性国家戦略とは、生物多様性条約及び生物多様性基本法に基づく、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する国の基本的な計画です。令和5年に策定した第六次戦略「生物多様性国家戦略 2023-2030」は、2030年までにネイチャーポジティブ（自然再興）を実現することをめざした戦略と位置づけられ、以下のようなポイントがあげられています。

- ・ 生物多様性損失と気候危機の「2つの危機」への統合的対応、ネイチャーポジティブ実現に向けた社会の根本的変革を強調
- ・ 30by30 目標（※6）の達成等の取組により健全な生態系を確保し、自然の恵みを維持回復
- ・ 自然資本を守り活かす社会経済活動（自然や生態系への配慮や評価が組み込まれ、ネイチャーポジティブの駆動力となる取組）の推進

※6. 30by30 目標とは

- ・ 2030年までに地球の陸地と海洋の30%以上を保護地域として効果的に保全するという目標であり、2021年開催のG7サミットにて、同目標を推進することを含む「G7 2030年自然協約」に各国が合意しました。
- ・ 同目標の達成に向けた中心的な取組として OECM の拡張が位置づけられています。OECM（Other Effective area-based Conservation Measures）とは、企業有林や里地里山など保護地域以外の生物多様性保全に貢献している場所をいい、自らの所有地や所管地内の OECM 登録や保護地域の拡大を目指す、あるいはそうした取組を応援するなど、30by30 の実現に向けた取組を進めるため、「30by30 アライアンス」が2022年4月に発足しています。

30by30実現後の地域イメージ ～自然を活用した課題解決～



出典：『30by30 ロードマップ』（生物多様性国家戦略関係省庁連絡会議、令和4年3月）

(3-2) 公園緑地に係る国の動向等への対応

(3-2-1) 都市公園新時代「公園が活きる、人がつながる、まちが変わる」への対応

- 「新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会」(国土交通省、最終とりまとめ：平成 28 (2016) 年 5 月)

出典：国土交通省HP

新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会 最終報告書 概要

1. 都市を取り巻く社会状況

- 少子高齢化と人口減少
- 都市化の進展と国民の環境問題等への関心の高まり
- 地方の活性化と大都市のグローバル化
- 社会資本の整備と老朽化の進行
- 財政面、人員面の制約の深刻化
- 国民の価値観の多様化

2. 緑とオープンスペースの状況

- 都市公園ストックの一定の蓄積 (1.0万箇所、1.2万ha)
- 施設の老朽化と計画的かつ適切な維持管理
- 財政制約が深刻化する中で戦略的なストックマネジメント等

3. 今後の都市の方向性

- 集約型都市構造化、都市と緑・農の共生が実現された都市
- 大規模農地の災害に対してレジリエントな都市
- グローバルな都市、水や緑あふれ、歴史・文化が薫る美しいまち等

新たな時代の都市をつくる緑とオープンスペースの基本的考え方

緑とオープンスペースの政策は『新たなステージ』へ移行すべし

緑とオープンスペースの多機能性の再認識と都市の特性に応じた発揮

社会が成熟し、市民の価値観も多様化する中、都市基盤も一定程度整備されたステージにおいて、緑とオープンスペース政策は、緑とオープンスペースが持つ**多機能性を都市のため、地域のため、市民のために発揮すべく、そのポテンシャルを最大限発揮させるための政策へ移行すべし**

【緑とオープンスペースの多機能性の発揮により実現できる都市像の例】

- 集約型都市構造化が課題となっている都市において、**都市の再構築にあわせ緑とオープンスペースの再構築**により、緑豊かでゆとりある都市生活を実現
- 国際競争力強化が課題となっている都市において、**都市のブランドとなる緑とオープンスペースが、生物多様性に富み美しく風格ある都市を形成**
- 地方創生が課題となっている都市において、**地域の資源を活かした個性豊かな緑とオープンスペースが、個性と活力のある都市づくりを実現**
- 地域コミュニティの希薄化が課題となっている都市において、**地域住民が自律的に運営する緑とオープンスペースが、やすらぎを感得できる暮らしを実現**

新たなステージで重視すべき観点

ストック効果をより高める

- 整備、面積の拡大を重視
- 都市公園の中だけの発想

パラダイムのシフト

- 使ひこ、活かすことを重視
- 都市全体、まちづくり全体の視野での発想

民との連携を加速する

- 行政主体の整備、維持管理
- 市民やNPO等の主体的な活動を支援
- 民間施設との積極的な連携

都市公園を一層柔軟に使いこなす

- 硬直的な都市公園の管理
- 維持管理の延長での公園運営
- 地域との合意に基づく弾力的な運用
- まちづくりの一環としてのマネジメント

- 「都市公園の柔軟な管理運営のあり方に関する検討会」(国土交通省、提言：令和 4 (2022) 年 10 月)

出典：国土交通省HP

都市公園の柔軟な管理運営のあり方に関する検討会提言(概要)

都市公園制度誕生150年目のパラダイムシフト ～人中心のまちづくり時代における都市公園の意義・役割～

<p>明治(1873)年 大宮市発祥 都市公園制度の始まり 名称、役割等の都市公園の発展の地を市民の親愛の念として公園として整備</p>	<p>昭和30年代～ 都市公園法制定(59年)、都市公園等整備緊急推進法制定(54年) 経済成長、人口増加に伴う需要に、緑とオープンスペースの量の整備を急ぐステージ</p>	<p><各時代の社会背景> 都市の近代化、高度復興、戦災復興の都市計画 高度経済成長、人口の急増、都市の拡大と過密化 人口減少・高齢化、経済停滞、地方分断、地方自治、国際的な都市間競争、インフラ老朽化と設備更新の減少</p>
<p>平成28(2016)年 「新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会」最終報告書</p>	<p>緑とオープンスペースが持つ多機能性を都市のため、地域のため、市民のために、最大限発揮することを重視する「新たなステージ」へ</p>	<p>人口減少、少子高齢化への対応 一世代ごとの継ぎや成長を目指すことも求められる</p>

「居心地が良く歩きたくなる」まちづくりの取組の広がり

～市民、事業者等による活用状況の向上～

地球環境問題の新たな潮流

～一人ひとりが活用する環境可能なまちづくりの取組～

人口減少、少子高齢化への対応

～一世代ごとの継ぎや成長を目指すことも求められる～

「居心地が良く歩きたくなる」まちづくりの取組の広がり

～市民、事業者等による活用状況の向上～

地球環境問題の新たな潮流

～一人ひとりが活用する環境可能なまちづくりの取組～

人口減少、少子高齢化への対応

～一世代ごとの継ぎや成長を目指すことも求められる～

新たな時代における都市公園の意義・役割

～公園本来の役割、多機能性、多様な可能性の開拓～

個人と社会のWell-beingの向上に向け、地域の課題や公園の特性に応じ、ポテンシャルを更に発揮すべし

機動的なまちづくりの核

持続可能な都市を支える
グリーンインフラ

心豊かな生活を支える
サードプレイス

人と人のリアルな交流、
イノベーションを生み出す場

社会課題解決に向けた
活動実践の場

都市公園新時代 ～公園が活きる、人がつながる、まちが変わる～

人中心のまちづくりの中でポテンシャルを最大限発揮するため、パートナーシップの公園マネジメントで多様な活用ニーズに応え、地域の価値を高め続ける「使われ活きる公園」を目指す

「使われ活きる公園」の実現に必要な3つの変革

まちの資産とする

公園のストックを地域の資産と捉え、積極的・機動的な取組で地域の価値やビクトリアを高める

個性を活かす

公園の特性に応じたルールをオーダーメイドで作り、公園の楽しみ方を広げ、新たな文化を創造する

多様なステークホルダーの包摂 共に育て共に創る

パートナーシップの公園マネジメントを実践し、共有資産である公園をまちづくりへの関心を高める

◆都市公園新時代に向けた重点戦略～3つの戦略と7つの取組～

重点戦略【1】 新たな価値創出や社会課題解決に向けたまちづくりの場とする

公園が新たな価値創出や社会課題解決の場となるよう、NBS(自然を基盤とした解決策)の視点からグリーンインフラとしての保全・活用に計画的に取り組むとともに、市民、事業者等による活用状況の向上を管理運営や再整備にきめ細かく反映し、居心地が良く歩きたくなる空間づくりを推進

①グリーンインフラとしての保全・活用

- 公園の整備・管理方針を含むの策定
- 緑の基本計画等に基づく自然環境の保全・活用
- 緑の充実に活用可能なエネルギーの活用等による公園のカーボニュートラル化

②居心地が良く、誰もが安全・安心で、快適に過ごせる空間づくり

- 公園の活用状況の点検と点検結果を踏まえた公園再生
- 公園利用者の安全・安心の確保(防災・減災、バリアフリー、老朽化対策、防犯、暑熱対策等)
- 政策展開による社会課題対応型の機能向上(健康、福祉、子育て、教育、地域経済等)

重点戦略【2】 しなやかに使いこなす 仕組み をととのえる

公園は誰でも自由に使える空間という基本的な認識の下、多様な活用ニーズに応え、さらには公園が機動的なまちづくりの核となるよう、公園の特性等に応じた利用ルールの弾力化、新たな可能性を拓く多様な活用方法の推進など、公園を使いこなす仕組みを整理

③利用ルールの弾力化

- 画一的な利用ルールの見直し(公園での社会実験の事例・成果の共有)
- 多様な主体による幅広いテーマの社会実験を推進し、活用ルールの見直しを進めるための仕組みづくり(ロードルールづくり(協会の活用)等)

④社会実験の場としての活用

- 公園での社会実験の事例・成果の共有
- 多様な主体による幅広いテーマの社会実験を推進し、活用ルールの見直しを進めるための仕組みづくり(ロードルールづくり(協会の活用)等)

重点戦略【3】 管理運営の担い手を広げつなぎ育てる

公園管理者としての体制・技術継承、地域との連携等に留意しつつ、多様な主体の参画を促進するとともに、管理運営を安定化・円滑化させるよう自主性・自律性の向上を図り、ステークホルダーとのパートナーシップによる公園の価値を共有

⑤担い手の拡大と共創

- 担い手の多様な参画を促進し、管理運営の体制構築(中間支援機関との連携等)
- 担い手の多様な参画を促進し、管理運営の体制構築(中間支援機関との連携等)

⑥自主性・自律性の向上

- 担い手の財政的な自立性の確保(計画的な取組事業実施、広告設置等)
- 民間の管理運営への参画を更に促進する仕組みづくり

⑦公園DXの推進

デジタル技術とデータの活用により、新たな時代の都市公園の実現を促進

⑧施策の方向性

- 公園に関するデータのデジタル化、オープンデータ化
- データを活用したEBPM
- DXによる新たなサービスを生み出す場としての活用
- デジタル技術、データを活用した、公園の活用・管理運営の効率化(クラウド活用等)

これからのまちづくりに対応した緑とオープンスペースのあり方、都市公園等を活用したまちの活力創出の方向性等の検討が行われ、平成 28（2016）年 5 月に最終報告書が公表されました。最終報告書では、「社会情勢の変化等に対応するため、公園緑地行政は新たなステージに移行すべき」との認識が示されました。

1. 「使われ活きる公園」の実装化

公園が活きる、人がつながる、まちが変わる

2. 新たな時代に向けた重点戦略～3 つの戦略と 7 つの取組～

重点戦略【1】新たな価値創出や社会課題解決に向けたまちづくりの場とする

重点戦略【2】しなやかに使いこなす仕組みをととのえる

重点戦略【3】管理運営の担い手を広げ・つなぎ・育てる

① グリーンインフラとしての保全・利活用

② 居心地が良く、誰もが安全・安心で、快適に過ごせる空間づくり

③ 利用ルールの弾力化

④ 社会実験の場としての利活用

⑤ 担い手の拡大と共創

⑥ 自主性・自律性の向上

⑦ デジタル技術とデータの利活用

3. 横断的方策としての公園 DX

(3-2-2) 博物館法の改正への対応

- 令和 4（2022）年に「博物館法の一部を改正する法律」が成立し、約 70 年ぶりに改正された博物館法では、社会教育法（※7）に加えて文化芸術基本法（※8）の精神にも基づくことを定めています。また、これからの博物館の役割として、教育や文化の域を超え、まちづくり・観光・福祉・国際交流といったさまざまな分野との連携による地域社会への貢献が期待されることから、博物館の現場や博物館に関わる人々が意識して博物館活動に取り組むことが定められています。

※7. 社会教育法（昭和 24（1949）年制定）では、博物館を「社会教育のための機関」と定めており、昭和 26（1951）年制定の博物館法でも、社会教育法の精神に基づき、博物館の設置運営について定めるものとし、博物館の発展により「国民の教育、学術」とともに「文化」の発展に寄与することを同法の目的としています。

※8. 文化芸術基本法（平成 13（2001）年制定（文化芸術振興基本法）、平成 29（2017）年改正）では、博物館の充実が「文化芸術に関する基本的な施策」の一つと位置づけられ、博物館の活動が、文化芸術により生み出された価値の継承・発展や、新たな文化芸術の創造において役割を果たし得ることが示されています。

① 博物館の地域の多様な主体との連携

博物館は、資料の収集・保存や展示・教育、研究活動を通じて、博物館資料を未来に残していくことだけにとどまらず、現代社会をとりまく様々な事柄とつながり、社会課題の解決や地域の活性化といった多岐にわたるポテンシャルを発揮するものであるということが、博物館に関わる多くの人々の間で共有されてきています。

例えば、平成30（2019）年に日本で初めての開催となった国際博物館会議（ICOM）京都大会では「文化をつなぐミュージアム（Museums as cultural hubs）」という理念の徹底が採択されました。

新しい制度では、これからの博物館の役割として、教育や文化の域を超えて、まちづくり、観光、福祉、国際交流といったさまざまな分野との連携による地域社会への貢献が期待されることについて、博物館の現場や博物館に関わる人々が意識して博物館活動に取り組めるように、登録博物館はこうした連携に努めるものと定めています。

② 博物館同士の連携

社会の課題解決への貢献といった役割に加えて、デジタル化や災害対応といった、博物館の事業や運営を取り巻く新たな課題が明らかになっています。

しかしながら、館長、学芸員含めてスタッフの人員が限られるような、比較的規模の小さな博物館では、こうした種々の課題に対応するための専門性やノウハウを持った人材を新たに確保することは容易でなく、まして、日々の多様な業務を限られた人員で行う中で、新たな課題に取り組んでいくことは困難です。

全国の博物館が、時代の要請や環境の変化に取り残されることなく発展していくためには、博物館が互いのノウハウやリソースを共有し合うネットワークを形成することで、小規模な館でも効率的・効果的に新たな課題に対応することができる環境を作っていくことが求められます。

新しい制度では、登録博物館が互いの連携や指定施設との連携に努めるものと定めることで、こうしたネットワークづくりを促進します。

(3-3) 川崎市の上位・関連計画等

(3-3-1) 川崎市総合計画第3期実施計画（令和4（2022）年3月策定）

川崎市総合計画（平成28（2016）年3月策定）は、市がめざす都市像やまちづくりの基本目標を定めた「基本構想」と、基本構想に定める5つの基本政策を体系的に推進するために政策の方向性を明らかにする「基本計画」、これらのビジョン・方向性に基づき、中期の具体的な取組や目標を定める「実施計画」で構成されています。

第3期実施計画（令和4（2022）年度～）では、以下が戦略として示されています。

- 戦略1 「みんなで守る強くしなやかなまち」をめざす
- 戦略2 「どこよりも子育てしやすいまち」をめざす
- 戦略3 「みんなが生き生きと暮らせるまち」をめざす
- 戦略4 「もっと便利で快適な住みやすいまち」をめざす
- 戦略5 「世界に輝き、技術と英知で、未来をひらくまち」をめざす
- 戦略6 「みんなの心がつながるまち」をめざす
- 戦略7 「チャレンジを続け、いつまでも活力あふれるまち」をめざす

(3-3-2) 川崎市緑の基本計画（平成 30（2018）年 3 月）

平成 28（2016）年 3 月に「川崎市総合計画」を策定し、緑の基本計画と密接な関係を持つ「川崎市都市計画マスタープラン」を平成 29（2017）年 3 月に改定しています。区別構想の多摩区構想（令和 4（2022）年 3 月）の都市環境について、生田緑地に関する方向性が以下のように示されています。

①生田緑地の整備

- ・観光拠点として潜在的な集客性を有していることから、貴重な自然環境を将来にわたって守り、歴史・文化資源等を持続可能な形で継承し、まちと自然、人と人をつなげる回遊性の高い生田緑地を目指します。
- ・生田緑地内の施設の魅力向上や施設間連携、多様な主体との協働による管理運営体制の強化、多くの人に訪れてもらうしくみづくりなどを進めます。
- ・生田緑地に関わる多様な主体による「生田緑地マネジメント会議」が管理運営に参加することで、生田緑地の魅力を高め、まちの発展につなげる取組を進めます。
- ・ばら苑の更なる魅力向上に向け、周辺整備を推進します。

②向ヶ丘遊園跡地の適正な土地利用

- ・向ヶ丘遊園跡地は、土地所有者等と連携しながら、跡地の貴重な緑の保全とともに、観光拠点でもある生田緑地の魅力を高め、さらなる集客に資する賑わいや憩いなどの空間の創出を誘導します。
- ・新たな空間の創出にあたっては、周辺の住環境への配慮とともに、既存の緑地や周辺の景観への配慮を誘導します。

③生田緑地までのアクセスの整備

- ・駅などから生田緑地へのアクセスにおいて、安全、快適に配慮した改善に努め、生田緑地とのつながりを感じさせる景観づくりに配慮します。
- ・生田緑地と多摩川や二ヶ領用水を連携させ、回遊性を高めるなど、地域の活性化に向けて、動線の魅力づくりを目指します。

平成 29（2017）年 6 月に都市緑地法等の一部を改正する法律が施行され、緑の基本計画への記載事項も拡充され、「川崎市緑の基本計画」については、これまでに進めてきた取組を踏まえながら、緑をとりまく本市の状況を勘案する必要があり、市民や民間企業等との協働・連携により、緑ある暮らしの創造、緑の市民文化の醸成を目指していくために、「川崎市緑の基本計画」の改定を検討しています。

(3-3-3) 川崎市都市計画マスタープラン全体構想（平成 29（2017）年 3 月）

基本政策

- (1) 生命を守り生き生きと暮らすことができるまちづくり
- (2) 子どもを安心して育てることのできるふるさとづくり
- (3) 市民生活を豊かにする環境づくり
- (4) 活力と魅力あふれる力強い都市づくり
- (5) 誰もが生きがいを持てる市民自治の地域づくり

都市づくりの基本方針

(1) 魅力ある都市づくり

- ・近隣都市拠点との適切な連携のもとで、それぞれの地域特性を活かし、魅力にあふれる広域的な拠点整備を推進するとともに、地域のニーズに的確に対応し、地域生活拠点や交通利便性の高い身近な駅周辺などを中心とした身近な地域が連携した魅力あるまちづくりを推進します。
- ・これらのまちづくりを支える効率的・効果的な交通体系の構築や良好な景観づくりの推進などにより、魅力ある都市づくりをめざします。

(2) 誰もが暮らしやすい都市・住まいづくり

- ・超高齢社会にあっても、高齢者、障害者、子育て世帯など、誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で、安心してすこやかに生き生きと快適に暮らせる都市・住まいづくりをめざします。

(3) 緑と水の豊かな環境に配慮した都市づくり

- ・市民、事業者などと協働しながら、地球や地域の環境保全を進め、健康で快適に暮らし続けることができる都市づくりをめざします。
- ・多摩川や多摩丘陵の自然をはじめ公園や農地など、生活にうらおいとやすらぎをもたらす市民共有の貴重な財産である緑を次世代に継承するなど、人と自然が共生する都市づくりをめざします。

(4) 産業の発展を支える都市づくり

- ・我が国が直面している少子高齢化やエネルギー政策の転換、地球温暖化などの課題を、高度先端技術やICT等の活用により、医療・福祉、エネルギーなどの新産業の創出に結びつけることをめざします。
- ・さらに、成長を続けるアジアをはじめ、世界と競いながら、付加価値の高い、活力ある産業の集積等を促進することなどで、国際的な課題解決に貢献する、環境と調和した持続可能な産業の発展を支える都市づくりをめざします。

(5) 災害に強い都市づくり

- ・誰もが安心して暮らせるよう、市民の身近な安全や生活基盤の確保に取り組むとともに、都市全体の安全性の向上を図り、大規模災害にも耐えられる災害に強い都市づくりをめざします。

(6) 市民が主体となる身近な地域づくり

- ・市民と行政の「情報共有」「参加」「協働」を基本としながら、市民が主体となって、地域の身近な課題解決を促進するとともに、支え合いながら個性と能力を発揮することができる地域づくりをめざします。

(7) 人口減少を見据えた持続可能で効率的な都市づくり

- ・将来的な人口減少を見据えて、交通利便性が高い拠点地区等への都市機能の集積や多様な世代が居住できる環境整備及び人口減少や高齢化の進行する地区におけるファミリー世帯等の居住や多様な住まい方の誘導等を促進するとともに、公共交通を主体とした駅等へのアクセス向上を図り、持続可能で効率的な都市づくりをめざします。

(3-3-4) 川崎市都市計画マスタープラン多摩区構想（平成 31（2019）年 3 月）

■ めざす都市像

基本的な考え方

ひと・水・緑 — 住み続けたいまち 多摩区

「都市の骨格を形成する基盤整備」と「身近な生活圏を単位としたまちづくり」とのバランスが取れたまちをめざす

【解説】

- ・多摩区のまちの骨格を形成する多摩丘陵の多摩川崖線の斜面緑地と、その核となる生田緑地などの「緑」、多摩川や二ヶ領用水などの「水辺」、そこに暮らす「人」が調和し、地域環境の質、市民生活の質を向上させる、住み続けたいと思えるまちをめざします。
- ・自然と調和のとれた住みやすさや骨格的な都市基盤の整備と市民の暮らしの視点に立った生活圏のまちづくりのバランスを取りながら、区の地域環境の質を総合的に向上させていくことをイメージしています。

- ・登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区は、土地区画整理事業により、交通結節機能の強化や商業・業務・文化機能の集積が進められており、「地域活性化拠点」として整備が進められており、商業、業務、都市型住宅が調和した「地域生活ゾーン」の拠点形成をめざします。

■ 緑の空間づくりの展開

- ・本市最大の緑の拠点である生田緑地においては、自然環境を活かした総合公園として整備を進めます。また、緑地内の適正な植生管理に向けた取組を推進するため、地区ごとの植生調査及び管理方針の策定を行います。

- ・水・緑・農は、長い年月をかけて多摩区に受け継がれてきた貴重な環境資源であり、これらを活かし、豊かな自然環境と魅力的な都市空間・居住空間とのバランスが取れた「水・緑・農のあるまちづくり」をめざします。



(3-3-5) 川崎市都市計画マスタープラン宮前区構想（令和 2（2020）年 12 月）

■ めざす都市像

基本的な考え方

人が好き 緑が好き まちが好き

～宮前区らしい特色のあるまち“ガーデン区”として、魅力を育てる～

【解説】

- ・「人」はコミュニティ豊かな区民の和を、「緑」は豊かな自然を、「まち」は自然と市民の生活が調和する豊かな地域を、それぞれ象徴しています。

- 人口の増加や土地利用の変化など、都市として成熟しつつある中で、豊かな自然を守り育てながら、家庭から隣近所、地区からまち全体へと、個々人の「庭」が地区の「庭」、さらに、区全体がみんなの「庭」と感じることが出来る宮前区らしい特色のある郊外住宅地としての環境を守り育てていくことをめざす、「ガーデン区」という捉え方をしています。
- 「ガーデン区」には、香り高い文化、福祉の充実、交通の利便性など、郊外住宅地としての魅力を高めていくために、都市構造を大きく変えるのではなく、現状を少しずつ改善していくような、人々のつながりが強く、生活する人が尊重されるようなまち、すなわち『心の通った生活のまち』という意味が込められています。

■ 施策の展開

○ 緑の空間づくりの展開

- 本市最大の緑の拠点である生田緑地においては、自然環境を活かした総合公園として整備を進めます。

○ グリーンコミュニティの展開

- 生田緑地にかかわる多様な主体による「生田緑地マネジメント会議」が管理運営に参加することで、生田緑地の魅力を高め、まちの発展につなげる取組を進めます。



凡 例	
みどり畑	手塚川緑地帯 広域的な緑の連携
みどり拠点	拠点となる公園緑地等の機能の充実 農地の保全
緑と水のネットワーク形成	緑化推進重点地区 地域緑化推進地区 身近な河川等の保全・再生 (水辺のエコロジカルネットワーク形成) 水と緑のネットワーク形成 (主要幹線道路に沿った緑と水のネットワーク形成)
グリーンコミュニティ	グリーンコミュニティの展開
自然環境整備	緑地の緑化 都市公園等
緑地の緑化	農地 区界
都市公園等	河川(河、運川) 鉄道

- 「飛森谷戸」における「こども自然探検隊事業」など、自然観察や里山遊びなど親子で自然体験できる機会をつくり、自然を大切にする心を育み、地域に関心を持つきっかけ作りを行います。

(3-3-6) これからのコミュニティ施策の基本的考え方

(平成 31 (2019) 年 3 月策定)

■ 基本理念

- 「市民創発」による市民自治と多様な価値観を前提とした「寛容と互助」の都市型コミュニティの形成
 - 市民自治と多様な価値観を前提とし、様々な主体の出会いとその相互作用によって、新たな価値を生み出しながら変化を促し、地域の課題をしなやかに乗り越え、その具体的な解決を導く「市民創発（※9）」へのパラダイムシフトにより、多様なつながりや居場所を創出しつつ、幸福度が高く、誰もが認められる社会的包摂の進んだ持続可能な都市型コミュニティを目指します。

※9. 市民創発

- 色々な人や団体が出会い、つながることで様々な化学反応が起こります。この化学反応が、これまでにない活動や予期せぬ価値を創出します。このポジティブな相互作用により、暮らしやすい地域をつくります。

「希望のシナリオ」実現に向けた主な取組

市民、事業者、川崎市等が協力し、「希望のシナリオ」の実現に向けて、川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョンと連携しながら、様々な取組を行っています。

地域レベル **地域の居場所「まちのひろば」の創出**

誰もが気軽に集える出会いの場として、官民問わず、多様な地域資源を活用して、「まちのひろば」を創出し、人材・資源のネットワーク化や情報共有の促進、地域課題の解決等に取り組むとともに、市民のつながりの向上を図ります。

区域レベル **区域の「ソーシャルデザインセンター」の創出**

市民創発によって課題解決を行うため、地域での様々な新しい活動や価値を生み出し、社会変革（ソーシャルイノベーション）を促す基盤（プラットフォーム）を創出します。

市域レベル **様々な主体の連携や支援体制の構築**

市域レベルの様々な中間支援組織の連携強化と効率的・効果的な支援体制の構築、「ソーシャルデザインセンター」との有機的連携、新たな役割の創出に取り組みます。

住民自治組織に関する新たな取組の方向性

町内会・自治会等
個別支援の強化
個々の町内会・自治会の状況やニーズを適切に把握し、必要とする支援のあり方について検討します。
負担軽減の実施
2019年3月に策定した「町内会・自治会への依頼ガイドライン」に基づき、依頼の判断基準を明確化することで過度な負担を軽減し、住民自治組織としての活動を促進します。
マンションコミュニティ等
川崎市民の6割以上が共同住宅に住んでいることから、マンション等における連携強化やコミュニティ活動の促進に取り組みます。

既存施策の方向性

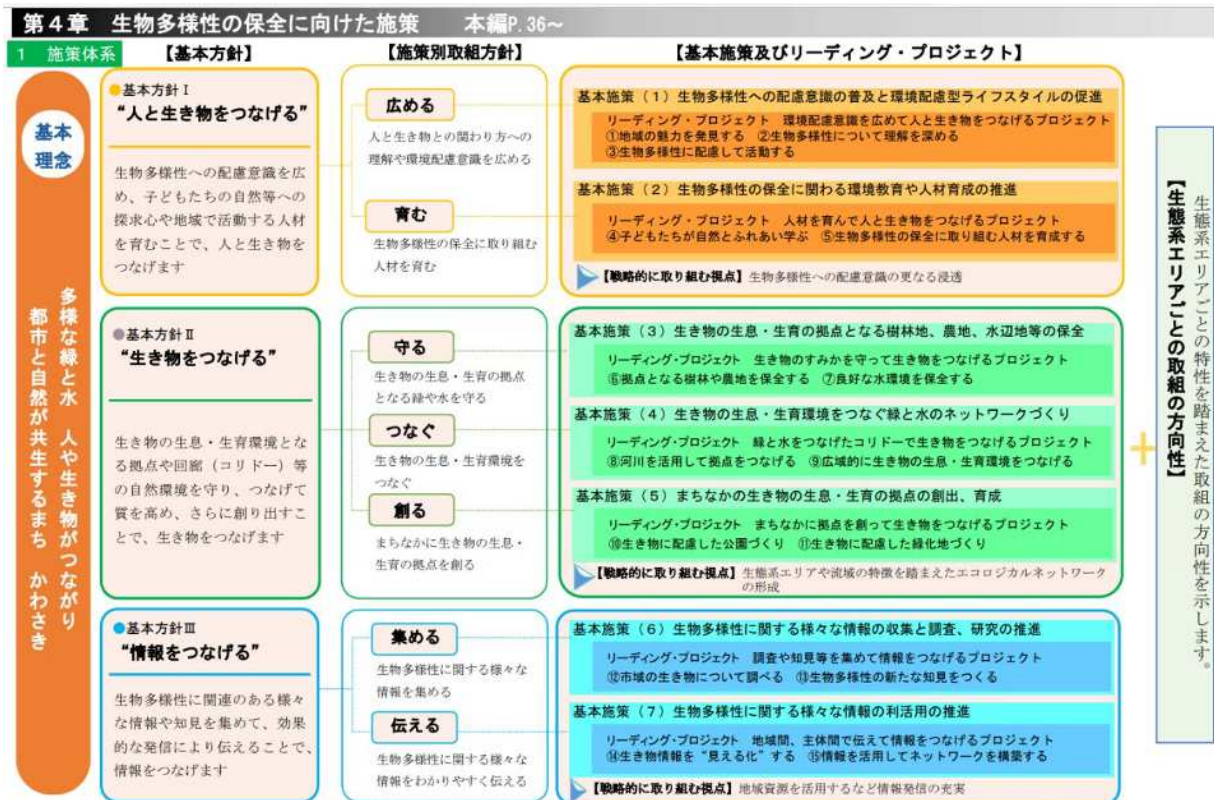
区民会議
現行の区民会議制度は廃止し、新たなしくみを構築します。区民会議が担ってきた「区における行政への参加」の機能については、その制度のあり方について検討していきます。
まちづくり推進組織
「ソーシャルデザインセンター」の創出に向けた検討と合わせ、将来的なあり方について検討していきます。
区民活動支援コーナー等及び市民提案型事業等
「ソーシャルデザインセンター」との機能分担、又は一部機能としての再構築を検討します。

(3-3-7) 生物多様性かわさき戦略～人と生き物 つながりプラン～ (令和4(2022)年3月)

■ 「戦略の基本的事項」

生物多様性に配慮した環境づくりによって生き物がつながることを目指しています。

- ・ 人と生き物との関わり方の調和を図っていくこと
- ・ 地域本来の自然環境を保全、再生して、多様な生き物が生息・生育できるようにしていくこと
- ・ 様々な生物多様性に関する情報をつないで利活用していくこと



■ 戦略的に取り組む視点

○ 生物多様性への配慮意識の更なる浸透

- ・ 市民や事業者にとって生物多様性が身近なものであることを知ってもらえるような普及啓発等、生物多様性への配慮意識の浸透を図る。

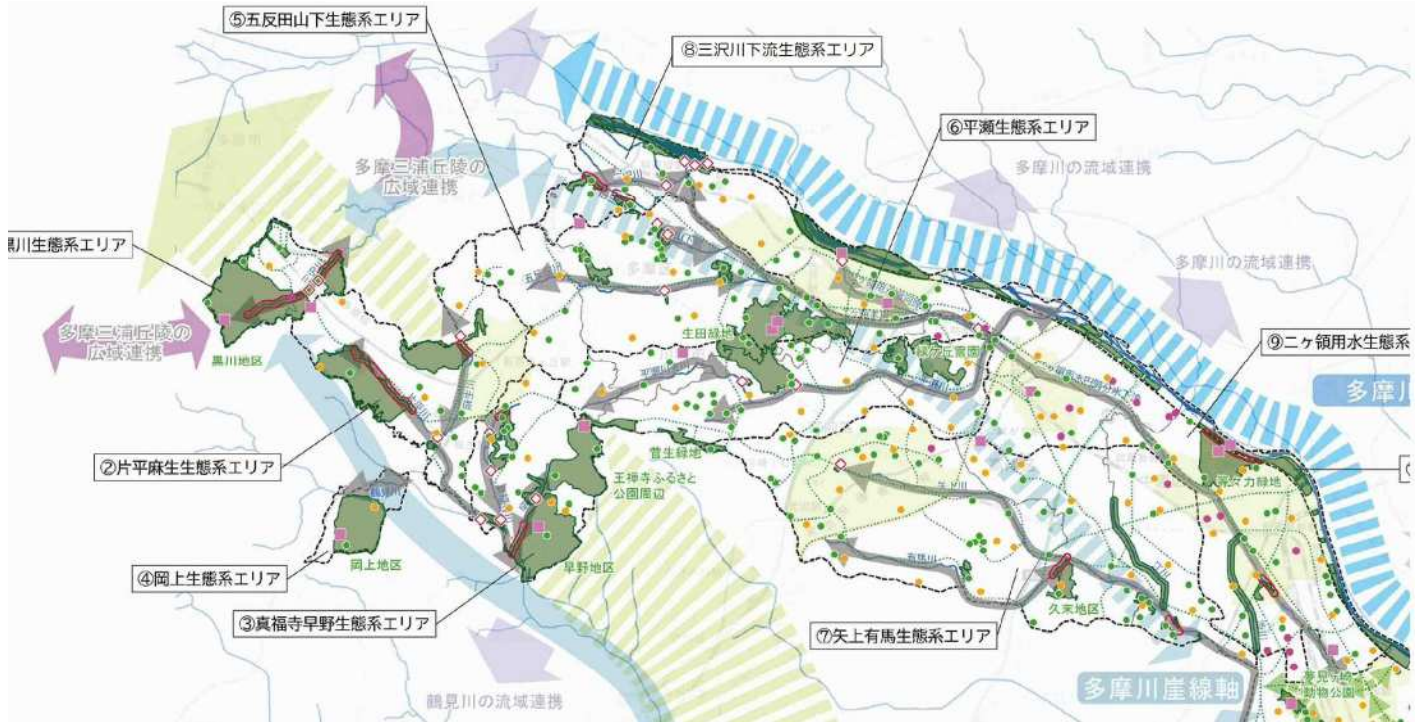
○ 生態系エリアや流域の特徴を踏まえたエコロジカルネットワークの形成

- ・ 市内河川の流域のある生態系エリアについては、それぞれ生き物の「生息・生育拠点」や拠点と回廊(コリドー)のつなぎ目である「結節点」に特徴があることから、その特徴を踏まえ、生物多様性に配慮した保全・管理などを実施する。
- ・ 市街地や臨海部など自然的環境の分布が少ないエリアについては、緑化推進重点地区を活かしながら、公園や緑道などにおいて、生物多様性に配慮した保全・管理を実施する。

○ 地域資源を活用するなど情報発信の充実

- ・ 環境や生き物、地域文化等、人と生き物のかかわりに関する様々な分野の施設等を地域資源とした、生物多様性に関する情報発信を充実させる。

■ エコロジカルネットワークの形成



凡例

	生態系エリア
	河川・運河等
	街路樹及び主な緑道
	重点的に緑化を推進する地区 (緑化推進重点地区)
	流域生態系エリアにおける回廊(コリドー)
	市街地・臨海部エリアにおける回廊(コリドー)
	人と生き物をつなげる場づくり(小学校)
	人と生き物をつなげる場づくり (緑の活動団体の活動拠点(公園、特別緑地保全地区等))
	人と生き物をつなげる場づくり(みどりの事業所)
	コア
	結節点
	生物多様性に関する情報の収集・発信拠点

多摩・三浦丘陵広域連携トレイル図(緑と水景の環)

(3-3-8) 第2期川崎市文化芸術振興計画(改訂版)(平成31(2019)年3月策定)

これからの川崎市の文化芸術振興の方向性が示されています。

(1) 文化芸術資源を活かしたまちづくり

川崎市には、音楽や映像をはじめとして、地域の歴史や伝統文化、産業遺産や産業施設、若者文化など、多彩な文化芸術資源が豊富に存在しています。こうした資源を活用して川崎ならではの文化をより一層振興していくとともに、多様な媒体を活用して本市の文化芸術の魅力を積極的に発信することで、都市イメージの向上やシビックプライドの醸成を図ります。さらに、羽田空港に近接し、国内外からのアクセスが非常に良いという立地優位性を活かして、産業や観光など様々な分野と連携しながら、総合的に文化芸術を活かしたまちづくりを進めることにより、国内外から多くの人が集まる国際的な文化都市としての定着を図ります。

(2) 文化芸術を担う人材の育成

文化芸術を活かしたまちづくりを進めるためには、まちなかや身近な場所において市民が気軽に文化芸術を楽しむことができる環境づくりに向けた取組を継続的に行い、文化芸術を楽しむ人に加えて、文化芸術活動を行う人や活動を支える人の裾野を広げていく必要があります。そのためには、例えば子どもや若者が身近に良質な文化芸術に触れる場や、地域の伝統芸能などに触れ、楽しめる機会を提供し、子どもや若者の感性を育てていくための取組を推進するなど、将来の「川崎の文化」を支える次世代の担い手の育成に取り組んでいきます。

(3) 誰もが文化芸術に触れ、参加する環境づくり

誰もが気軽に文化芸術に触れ、参加することができる環境を作り、文化芸術を通じたダイバーシティとソーシャル・インクルージョンを推進するため、文化関連施設のみならず、まちなかや身近な場所において、子育て中の方や高齢の方、障害のある方など、より多くの方がそれぞれの状況に応じて文化芸術の楽しさを享受できるための取組を進めていきます。

<本計画で目指すまちの姿>

- 「川崎の文化」の発信による国際的な文化都市
- まちなかや生活に文化芸術が息づく魅力あるまち
- 文化芸術の担い手が育つ好循環のまち
- 誰もが文化芸術を楽しめるまち

(3-3-9) 川崎市文化財保存活用地域計画（案）（令和 5（2023）年 12 月 4 日）

■ 計画策定の趣旨

- 本計画は、市の最上位計画である川崎市総合計画に掲げる都市の将来像「成長と成熟の調和による持続可能な最幸のまち かわさき」の実現に向け、市域の歴史文化の特徴を整理してわかりやすく示し、歴史や文化を生かしたまちづくりを進めることを目的とする。
- 計画期間が満了する「川崎市文化財保護活用計画」の取組の成果や課題を踏まえながら、文化財保護法第 183 条の 3 第 1 項の規定に基づき策定し、本市の新たな文化財の保存と活用に関する取組を位置付けた計画とする。
- このため、個々の文化財の所在状況や管理状況等の現状把握と、次世代への継承に向けて直面する課題を整理し、保存・活用を図るための方針、具体的な事業等の実施計画（取組）を定め、これに基づいて中・長期的な観点からの取組を進めていく。

■ 位置付け

- 関連する計画等との整合や連携を図るほか、個別の文化財事業との整合を図る。

○ 関連する計画等

- ・ 川崎市総合計画、かわさき教育プラン、神奈川県文化財保存活用大綱、川崎市文化芸術振興計画など川崎市の関連計画

○ 個別の文化財事業

- ・ 国史跡橋樹官衙遺跡群の保存活用計画や整備基本計画、登録博物館の運営基本計画や基本方針など

■ 計画期間

- 令和 6 年度から令和 15 年度までの 10 年間
- ・ 本市総合計画のほか関連計画等の改定の際には、必要に応じて本計画を見直す。

■ 文化財の保存・活用に関する基本的な考え方

○ 基本理念と施策の方向性、基本方針

- 本計画の基本理念及び施策の方向性は、「川崎市文化財保護活用計画」の基本理念及び方向性を継承して、次のとおりとする。また、施策の方向性をもとに取組を展開するため、4 つの基本方針を設定する。
- 文化財は、歴史や文化の営みのなかで、自然環境や社会、生活を反映して生まれ、継承されてきた地域のたからである。文化財は歴史や文化を正しく理解するために必要不可欠なものであり、将来の文化の向上、発展の基礎となるものである。文化財を保

存・活用することを通じて、地域の人と人がつながり、共に学び楽しみ活動することで、地域のたからを守り、育む、魅力あるまちづくりに寄与する。

- 基本理念：文化財が人をつなぎ、地域を守り育むまちづくり



■ 推進体制

- 本計画の推進に当たっては、文化財保護主管課を中心に、庁内関係部局や市関連団体、市民や教育・研究機関、企業等と連携していく。

■ 計画の進行管理と評価

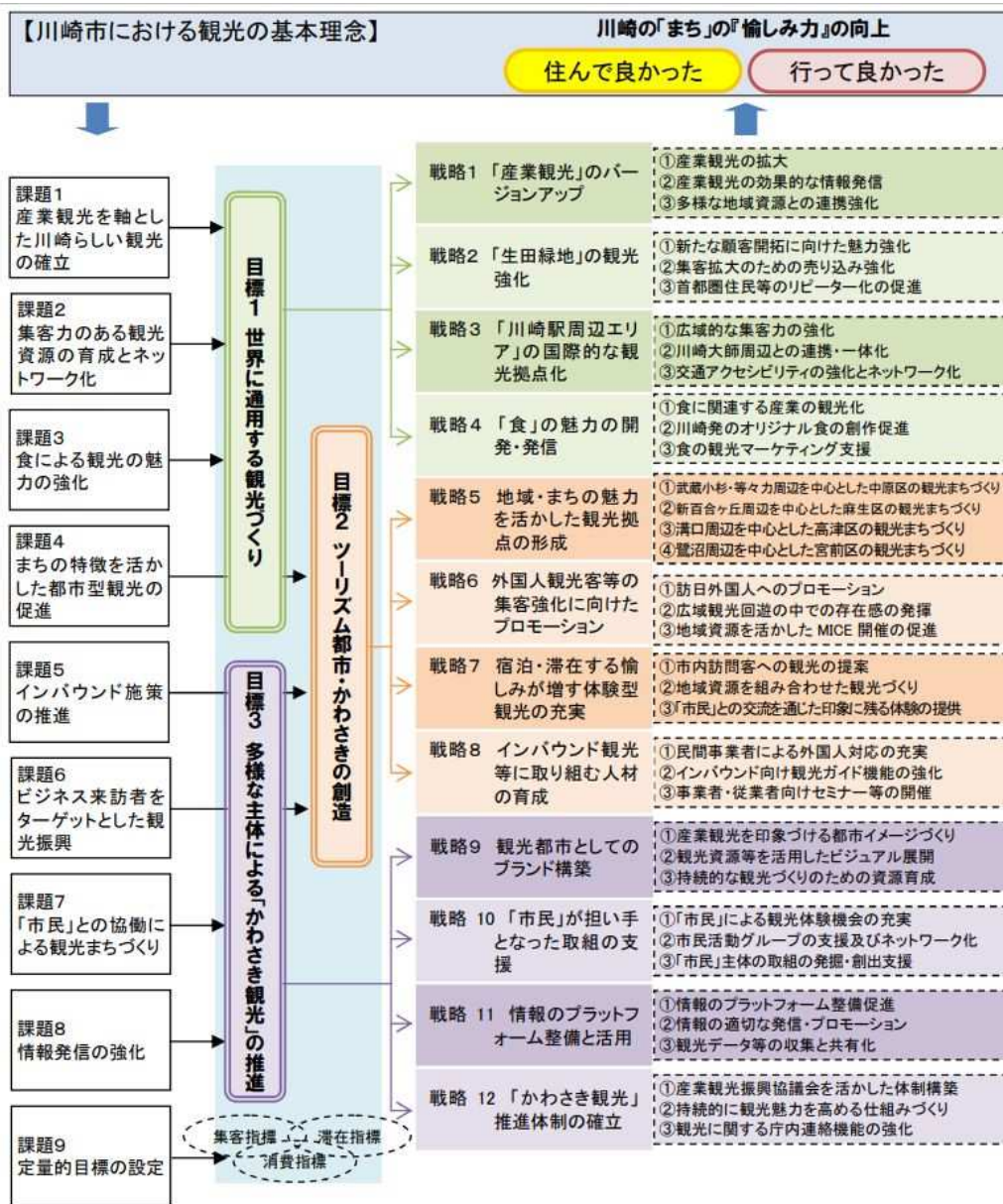
- 本計画に基づく取組を進行管理する手法として、PDCA サイクルを確立していく。PDCA サイクルの運用にあっては、文化財の保存・活用の方針毎に設定した目標値の達成度や個別の取組の実行状況を点検し、毎年度自己評価を行い、川崎市文化財審議会にその結果を報告し、聴取した意見を踏まえて、次年度以降の取組に生かしていく。
- また、川崎市文化財保護活用計画推進会議においては、関係部局や市民団体等の取組について情報共有を図る。

基本方針	指 標	参考値 R4 (2022)	目標値 ※1 R7 (2025)	目標値 R15 (2033)
(1) 文化財の現状把握・調査・研究の強化	指定文化財、地域文化財等の現状把握調査実施件数	41件	—	50件以上/年
(2) 文化財の確実な保存・継承・修理・整備	市内の指定・登録等の文化財及び「川崎市地域文化財顕彰制度」に基づく地域文化財の件数	382件 (累計)	470件以上 (累計)	700件以上 (累計)
(3) 文化財の普及と活用の推進	橘樹官衙遺跡群の関連事業への参加者数	496人	400人以上	560人以上
(4) 文化財の保存・活用の担い手の育成	文化財ボランティアが参加した事業日数	28日	25日以上	42日以上

※1 第2次川崎市教育振興基本計画かわさき教育プラン第3期実施計画記載の参考指標にある令和7(2025)年度の目標値を記載している。

(3-3-10) 新・かわさき観光振興プラン（平成 28（2016）年 2 月策定）

戦略の柱を「世界に通用する観光づくり」、「ツーリズム都市・かわさきの創造」、「多様な主体によるかわさき観光の推進」の3つに定め、施策を展開していきます。



「生田緑地」の観光強化が示されています。

外国人観光客の集客強化を視野に入れて、ポテンシャルの高い「生田緑地」の観光価値を磨きます。生田緑地の良好な自然環境の保全を前提としつつ、「市民」や観光客とのかかわりを深めていくことで、特徴的な観光資源として育むとともに、周辺の地域資源との連携によって市域全体を巻き込みながら、首都圏から国内、海外まで多様な観光ニーズに応える広域観光の魅力づくりを図ります。

- 《施策内容》
- ①新たな顧客開拓に向けた魅力強化
 - ②集客拡大のための売り込み強化
 - ③首都圏住民等のリピーター化の促進

(3-3-11) かわさき強靱化計画（川崎市、令和 4（2022）年 3 月改訂）

■ 計画の目的

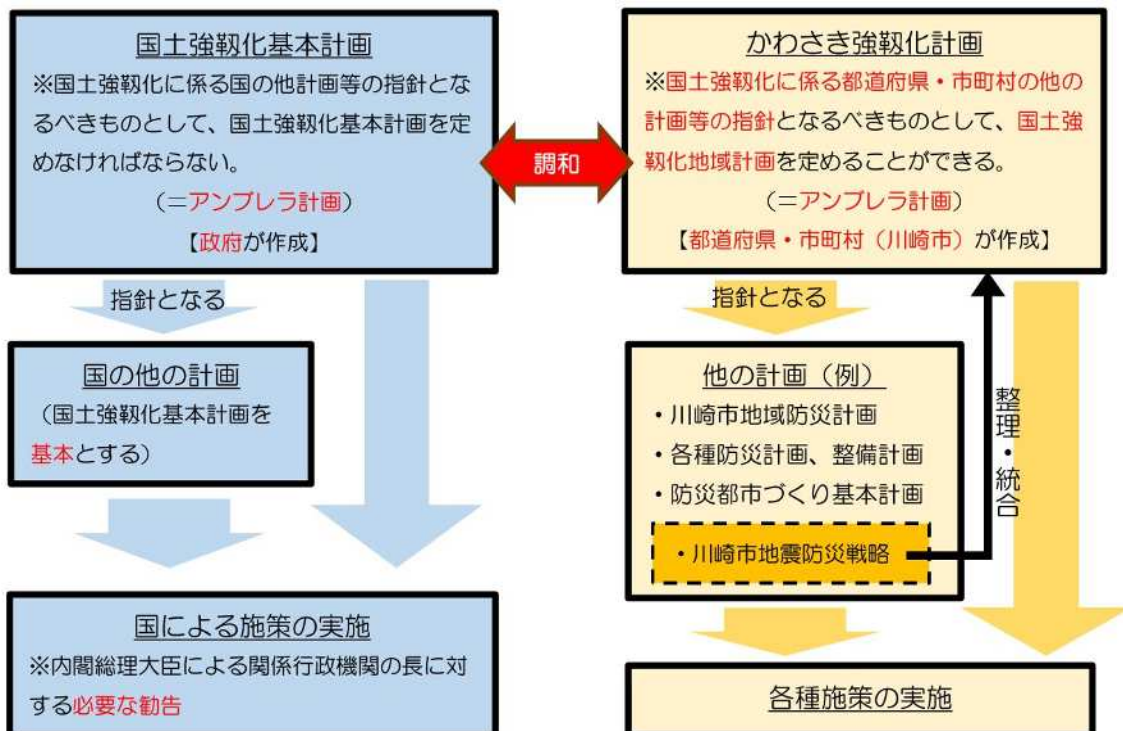
- 大規模自然災害時、人命を守り、経済社会への被害が致命的にならず迅速に回復する、「強さとしなやかさ」を備えた都市づくりを平時から構築すること。

■ 計画策定の経緯等

- 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「国土強靱化基本法」という。）及び国土強靱化基本計画に基づき、平成 28(2016)年 3 月に「川崎市国土強靱化地域計画」（以下「国土強靱化地域計画」という。）を策定。
- 平成 28(2016)年 3 月に策定の「川崎市地震防災戦略」（以下「地震防災戦略」という。）と連携し「強靱な地域」をつくるための取組を推進。
- これまでの取組は概ね計画通りに進捗してきた一方、近年の災害の頻発化・激甚化を踏まえ、強靱な地域づくりは引き続き喫緊の課題。
- 平成 30(2018)年国土強靱化基本計画の改定や国土強靱化地域計画の計画期間が令和 2(2020)年度末に終了することから見直しを実施。
- 併せて地震防災戦略も同時期に計画期間が終了することから、効率的かつ効果的な施策の推進の観点から国土強靱化地域計画に整理・統合。

■ 国・川崎市における強靱化計画の位置付け

- 国土強靱化基本法第 13 条に基づく国土強靱化地域計画として、国土強靱化に係る本市の他の計画等の指針となるべきもの（アンブレラ計画）



■ 計画期間

- 国土強靱化基本計画を踏まえ令和 3（2021）年度から令和 7（2025）年度まで

■ 計画の基本的な考え方

○ 計画の構成・特徴

- ・ 事前に備えるべき目標や、起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）等を設定し、本市の健康診断（脆弱性評価）を行い、必要な施策を重点化
- ・ 国土強靱化基本法第 14 条に基づき、国土強靱化基本計画を基本としつつ、本市の地理的要件や基礎自治体としての役割などを踏まえて、基本目標、事前に備えるべき目標、リスクシナリオ等を設定

○ 基本目標

- ・ 国土強靱化基本計画及び前計画と同一のものとして、次の通り設定
 - ① 人命の保護が最大限図られる
 - ② 市域の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
 - ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
 - ④ 迅速な復旧復興

○ 事前に備えるべき目標

- ・ 「災害時に一人の死者も出さず、迅速に復興する」ことを目指すこととする本市の災害対策の理想などを踏まえて、次の通り設定
 - 1 直接死を防ぐ
 - 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
 - 3 必要不可欠な行政機能は確保する
 - 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
 - 5 経済活動を機能不全に陥らせない
 - 6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
 - 7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
 - 8 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

○ 想定する大規模自然災害（対象とする災害）

- ・ 本市において、市民生活や社会経済に大きな影響を及ぼす可能性がある大規模自然災害（地震、津波、風水害、土砂災害〔崖崩れ〕、火山降灰など）

(3-4) 生田緑地に係る上位・関連計画等への対応

(3-4-1) 生田緑地整備の考え方 (川崎市、令和元(2019)年6月)

「自然の保全・利用」「憩い・賑わい・交流の創出」「防災機能の向上」の3つの視点から今後の整備に向けた方向性が示されています。

今後の整備の方向性

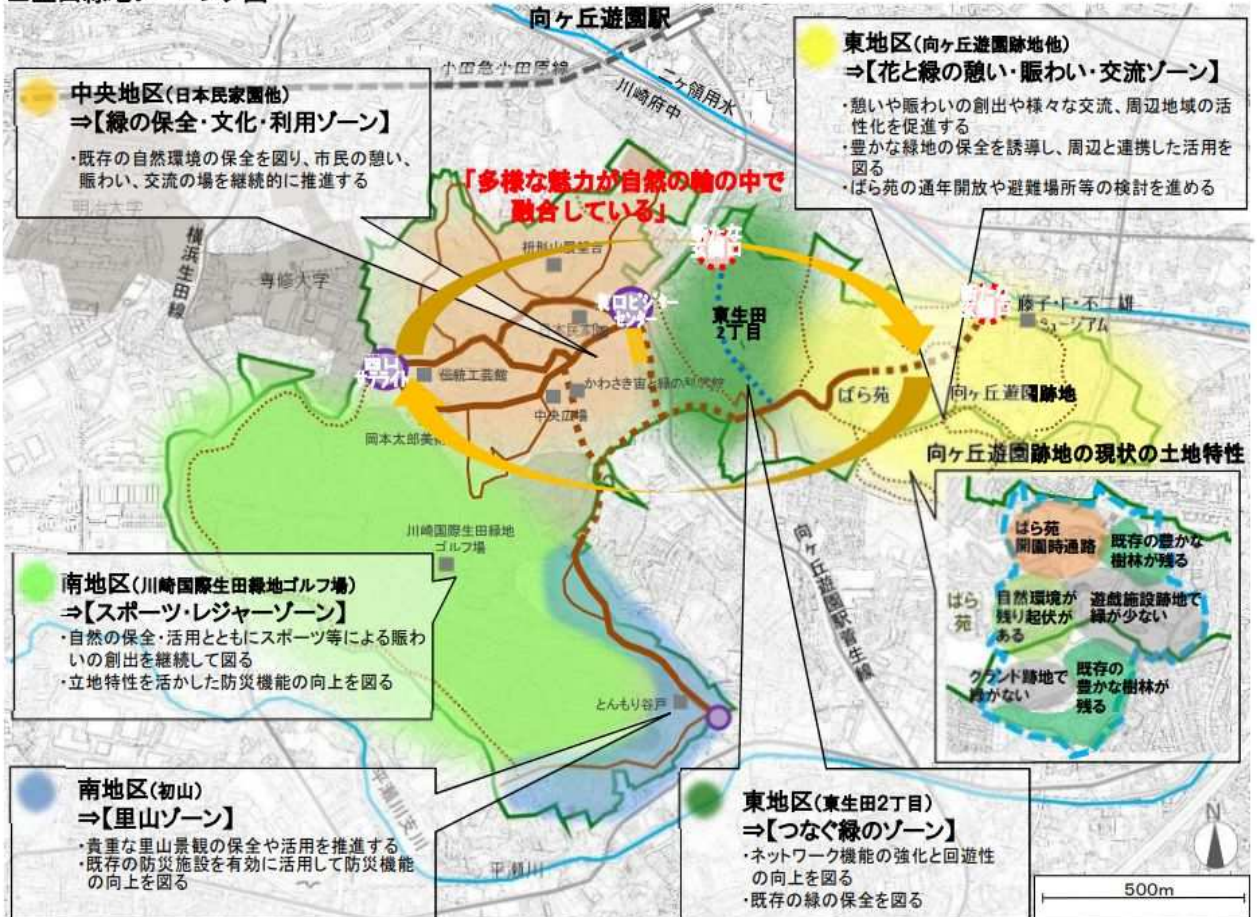
生田緑地の価値・魅力向上に向けては、今後の整備に向けた3つの視点から見た課題への対応が必要であり、そのために行うべき今後の整備の方向性をゾーニングと共にここに示します。

□3つの視点から見た今後の整備の方向性

自然の保全・利用	「生田緑地の自然の保全・利用方針」を踏まえ、生田緑地の自然を保全していくとともに、自然の利活用を図っていくことで、保全と利用の好循環を生み出します。
憩い・賑わい・交流の創出	魅力要素のさらなる充実、緑地内の回遊性向上、民間事業者等との連携・誘導などにより、賑わい交流の創出を図ります。
防災機能の向上	オープンスペース、新たな玄関口、散策路等の整備により避難者受入機能を拡充し、防災機能の向上を図ります。

■未供用のエリアが多く存在する東地区については、小田急電鉄による向ヶ丘遊園跡地整備の方向性が示されたことにより、豊かな自然環境を活かした新たな賑わいの創出による生田緑地全体の価値・魅力の向上や地区間連携による相乗効果等が期待されていることから、**特に優先的に整備に取り組む地区として設定します。**

□生田緑地ゾーニング図



東地区での優先的な取組が示されています。

■ 4. 優先的な取組について (東地区)

～東地区を優先的に取組む目的～

○ 大半が未供用である東地区の整備を優先的に進めることで、生田緑地に求められる新たな機能の導入や機能補完、すでに整備されている地区との連携による相乗効果を実現し、「自然の保全・利用」「賑わい・交流の創出」「防災機能の向上」を図り、生田緑地の価値・魅力を向上します。



(1) 東生田2丁目について

東生田2丁目は「つなぐ緑のゾーン」として、ゾーンの目標である「緑地内の回遊性向上」と「既存の緑を守り、里山景観の保全」を達成することを目指します。

1. 東生田2丁目の基本方針と各エリアの方向性

【基本方針】

- 既存樹木の保全及び里山景観の保全、生田緑地全体の回遊性向上及び向ヶ丘遊園駅方面からのアクセス向上に資する散策路等の整備を優先的に進めます。
- 東生田2丁目の用地取得率は52%であり、今後の整備においては、地権者と整備推進に向けた調整が必要となることから、協議体を設置し、整備の方針について検討を進めます。

【各エリアの方向性】

- 「当面整備を進めるエリア」：中央地区・東地区・向ヶ丘遊園駅を結ぶエリアを対象とします。すでに大部分が用地取得済みであることから、概ね10年間で散策路等の整備を完了させることを目指します。
- 「今後整備のあり方を検討するエリア」：宅地化が進行し、住宅地が定着しているエリアを対象とします。協議体を設置し、既存の緑を守り、里山景観を保全するために、合理的・効率的な手法を検討します。

【凡例】

- 川崎市取得地
- 未取得地
- 都市計画決定区域
- 東生田2丁目
- 地区連携軸(イメージ)
- 遊園地(ぼら苑除く)
- 散策路(整備済)
- 散策路(検討・調整・構想区域)
- 地区連携軸(イメージ)

【今後整備のあり方を検討するエリアの協議イメージ】

協議体

- 個人地権者
- 2丁目地区内の各町会
- 行政

協議体の取組

- 事業の周知
- 協働の体制づくり
- 事業のあり方及び進め方の協議
- 利害関係の調整

(2) 向ヶ丘遊園跡地利用について

向ヶ丘遊園跡地は【花と緑の賑わい・憩い・交流ゾーン】として、民間による整備の具体化の動きを好機と捉えた憩いや賑わいの創出、様々な交流、周辺地域の活性化を促進するエリアへと誘導し、新たな価値の創造を図るとともに、防災機能の向上や、小田急電鉄との基本合意を踏まえた豊かな緑地の保全等、生田緑地全体の価値・魅力の向上に取り組みます。

1. 向ヶ丘遊園跡地の経過と基本合意

昭和2年に花と緑の遊園地、向ヶ丘遊園(23.8ha)が開業され、平成14年の閉園まで多くの方々に利用されていました。閉園後は、貴重な緑の保全や良好なまちづくりに向けて平成16年に川崎市と小田急電鉄により跡地に関する基本合意を締結しています。

川崎市と小田急電鉄株式会社による向ヶ丘遊園跡地に関する基本合意(平成16年11月)

- 小田急電鉄株式会社は、向ヶ丘遊園跡地の貴重な緑を保全する。
- 川崎市は、緑の保全にあたり、必要な支援を行う。
- 小田急電鉄株式会社は、都市計画緑地内の自主管理地を一定のルールのもと、市民に開放し、向ヶ丘遊園の花と緑の歴史を継承する。
- 川崎市は、計画区域に隣接する豊かな区域を都市計画緑地の区域に編入し、緑の少ない遊園跡地が設置されていた区域を都市計画緑地の区域から除外する。
- 跡地利用は、良好なまちづくりに資する計画とする。
- 川崎市と小田急電鉄株式会社は、敷地内に存する個人地権者の意向を尊重する。

2. 向ヶ丘遊園跡地利用の土地利用の考え方と各エリアの方向性

「みどり拠点」として幅広い土地利用を進めることを目的とし、遊園跡地の特性を活かした上で、生田緑地における様々な課題を解決し、生田緑地の価値・魅力の向上を実現していくため、下記のような各エリアの方向性を示し、事業者の誘導を図ります。

【土地利用の考え方】

- 現在、都市計画緑地の区域外となっている多摩川護国橋の一部を構成する良好な樹林地については、都市計画緑地の区域に編入し、経正都市計画緑地区域内で緑が少ないエリアを区域から除外することで、良好な既存緑地の保全を図るとともに新たな生田緑地の魅力が向上する憩いや賑わい、交流の場の創出を促進します。また、区域から除外するエリアについては、一定の緑化が図られるように、地区計画等を定めてまいります。
- 遊園跡地の新たな機能(飲食・休憩施設等の新たな憩いや賑わい、交流の場)が適切に配置されるよう誘導し、遊園跡地内外のアクセス・回遊性向上を図るための地区連携軸を形成し、遊園跡地の整備を促進していきます。
- 生田緑地にある多くの個性や多様な機能等を連携し、相乗効果を実現します。
- ばら苑の通年開放や駐車場の有料化(民間店方導入含む)を検討していくことで、さらなる賑わいの創出とともに、防災に配慮した空地の確保を図ります。

【各エリアの方向性】

エンタランス機能エリア

- 川崎駅前街道に面し、ばら苑へのアクセスとして重要である場所に公園を整備し、生田緑地中央地区へのアクセス利便性の向上を図る。

自然活用エリア

- 既存の自然を活用し、自然体験、散策の場や、憩いの場を形成する。

緑の保全エリア

- 周囲の緑と連続し、一体的な緑のネットワークの一部をなすエリアであり、都市計画緑地の区域に編入することにより生田緑地の機能を向上を図る。
- まとまった良好な緑は、別途地権者の承諾を実施することで、盛土かつ遊歩道を確保するとともに、隣接するエリアと相乗効果を発揮できる活用策を検討する。

交流エリアA

- 都市計画緑地の区域外として、生田緑地と一体とって周囲の遊園跡地を活かした憩いや賑わい・交流の場の創出を促進し、生田緑地の魅力向上を図る。

交流エリアB

- グラウンド跡地の広大な空地の活用を活かした活動拠点の創出の誘導を図り、生田緑地の魅力向上及び利用促進の促進を図る。

地区連携軸(イメージ)

- 近隣地区との連携強化、都市計画緑地内の回遊性の向上を図るために必要な散策路



【凡例】

- 都市計画決定区域
- 都市計画緑地付替後(予定)
- 遊園跡地(ぼら苑除く・基本合意区域)
- 散策路(整備済)
- 散策路(検討・調整・構想区域)
- H24年度内の生田緑地側散策路(整備方針による)
- 地区連携軸(イメージ)

(3-4-2) 第2期川崎市青少年科学館運営基本計画 (令和5年(2023年)3月) 「基本理念と基本方針」が示されています。

科学館では昭和57年の博物館登録以来、市内のタンポポ分布調査に始まり現在も続く市民連携の自然調査、市内市民団体や科学館育成のボランティアとの協働による天体観望会や科学教室などの博物館事業に取り組んできた。

今後も、市民との連携・協働の取組をより一層推進することにより、市民の多様な生涯学習意欲への対応を図り、持続可能な社会に貢献できる人材の育成を通じて、地域の多様な主体がともに担うまちづくりを推進するため、「市民とあゆむ宙と緑の科学館」を運営の基本理念とする。

基本理念 市民とあゆむ 宙と緑の科学館

市民に開かれた地域の博物館として、体験と知識の両方を大切にする学びの場を提供し、学校教育との連携等により子どもたちを育み、地域の多世代が交流し、学び合う地域づくりにつなげることで基本理念を実現すべく、次の4点を基本方針として定める。

基本方針

- 開かれた博物館 地域の博物館として市民と社会に貢献し、多様な利用者のニーズに応える
- 体験する博物館 多くの市民に自然・天文・科学を体験する機会を提供する
- 育む博物館 子どもたちの学びや市民の生涯学習・社会貢献活動を支援する
- つなげる博物館 市民・地域・教育機関等と連携・協働し、魅力あるまちづくりに貢献する



<開館当時の青少年科学館>

「事業計画」が示されています。

- 収集保存事業 : 川崎市に縁があるものを幅広く収集、天文に関する資料をデータベース化、科学実験教室のノウハウ整理など
- 展示事業 : 展示から野外体験・観察へ発展、科学工作紹介でボランティア活動を拡大
- 調査研究事業 : 動植物の現状・専門的調査、天文現象の観測、
- 教育普及事業 : 観察会による知る機会の創出、ボランティア人材育成、プラネタリウム番組制作
- 運営管理計画 : 無料化による利用可拡大、施設の魅力の発信、
- ネットワーク事業 : 市民団体、学校との連携・協働

(3-4-3) 新たな博物館、美術館に関する基本的な考え方

(令和3年(2021年)11月)

川崎市は、新たな博物館、美術館の役割を整理するとともに、施設については、令和元年東日本台風による被災を踏まえ、被災リスクの観点から現施設・現在地でのミュージアム機能の再開は行わないことにしました。また、博物館、美術館の融合によるシナジー効果の発揮や多様化する市民ニーズへの柔軟な対応を図るため、可能な限り被災リスクの少ない場所での融合した新たなミュージアムの整備を目指して検討を進めてきました。

新たなミュージアムの「使命」及び「めざす姿」を明らかにするとともに、事業展開の方向性や開設候補地等、その整備の概要を示すため、「新たなミュージアムに関する基本構想」を策定しました。

(3-4-4) 公園等における持続的な協働の取組について

(川崎市建設緑政局、令和4(2022)年11月)

「川崎市緑の基本計画」(平成30(2018)年3月策定)に基づき市民、民間企業及び教育機関等の多様なステークホルダーとの協働の取組を推進してきたことにより、樹林地等の保全管理、緑化及び公園等の管理運営に関する活動が全市的に広がってきました。しかしながら、活動団体の高齢化や世代交代の停滞の問題が生じているところもあり、活動の持続性が危ぶまれています。

こうした状況を踏まえ、本市の貴重な財産である市民と築いてきた「協働の取組」を次の世代へと引き継ぎ、更に発展させていくための事業である公園等における持続的な協働の取組～「みんなが気持ちよく、いきいき過ごせる公園」の実現～を進めています。

令和5(2023)年1月から、取組説明会、体験会、アイデアワークショップ、実証実験が行われています。

開催報告

(3-5) 生田緑地ビジョン推進会議の主な意見

■ 第1回 生田緑地ビジョン推進会議（令和4（2022）年7月29日）

○ 生田緑地ビジョンの改定に向けて

- ・ 生田緑地ビジョンの基本理念は、大きく内容を変えないとしても、現状に合わせて表現を変えていくこともありうる。
- ・ 生田緑地ビジョンの成果や課題を分析し、生田緑地の現状がどうなっているのかを把握する必要がある。
- ・ 新型コロナウイルス感染防止を日常生活に取り入れた「新しい生活様式」が推奨されるなかで、生田緑地の利用にみられる変化を把握する必要がある。
- ・ SDGs（持続可能な開発目標）が急速に社会に浸透していることを踏まえ、「自分ごと」として市民と共有できるような生田緑地ビジョンの改定が望ましい。

○ 生田緑地の植生管理について

- ・ ナラ枯れの被害が広がっており、現状のままでは10～50年後にナラ枯れ被害が再発すると予想される。かつての里山のように若齢林を維持することが、有効なナラ枯れ対策となる。
- ・ 令和時代の里山、雑木林とのつきあい方を市民とともに考える必要がある。

○ 文化を介した連携について

- ・ 自然豊かな空間とアートの親和性を活かし、文化的な手法を用いて地域や生田緑地の課題を解決に導く新たな展開に期待している。
- ・ 文化を享受しながら守り育てることで、地域や生田緑地の課題解決に波及する「利用と保全の好循環」は、文化・歴史・アートにも当てはまる。

○ 地域との連携について

- ・ 周辺の自然とのつながりを深める、新たな担い手を育成する、地域の防災機能を向上させる、などのためにも、地域との連携をさらに充実させる必要がある。
- ・ 消費を交流ツールとした商店街や町内会との連携をさらに充実できるとよい。

○ マネジメント会議について

- ・ 生田緑地ビジョンに基づくマネジメント会議の創設は先進的であった。今後の発展をめざし、現状の課題を把握する必要がある。

○ 生田緑地の回遊性について

- ・ 生田緑地内の主要施設をつなぐ内側の回遊性と、生田緑地と最寄り駅や地元商店街などをつなぐ外側の回遊性を向上するため、課題と解決手法を整理する必要がある。

○ **施設の老朽化対策について**

- ・ 生田緑地内各施設の老朽化状況と長寿命化対策などについて、現状と課題、解決手法を整理する必要がある。

■ **第2回 生田緑地ビジョン推進会議（令和4（2022）年12月23日）**

○ **生田緑地のみどりの危機的状況について**

- ・ ナラ枯れ被害が深刻化しており、再発を防ぐには雑木林を若返らせる必要がある。
- ・ 雑木林を若返らせるには、保全と利用を個別にとらえる生田緑地ビジョンの基本的な考え方を見直す必要がある。
- ・ 保全と利用を一体的にとらえるため、ワイズユースの考え方をもとにするとよい。

○ **みどりや文化財の価値の保存と利活用のバランスについて**

- ・ 生田緑地のみどりや文化財の価値の保存とその利活用のバランスをどうとっていくのか、それぞれのキャリング・キャパシティ※10 についてどのようにコンセンサスを得るのか、などを調整するためのルール・仕組みづくりが重要となる。

※10. キャリング・キャパシティ（ツーリズム・キャリング・キャパシティ）とは

- ・ 物理的、経済的、社会的、生態的環境を破壊したり、訪問者の満足度を低下させたりせずに、同時に訪れることができる最大人数。

○ **市民目線で考える、発信することの重要性について**

- ・ 生田緑地のみどりの特別な価値やナラ枯れによる危機的状況などについて市民に周知する必要がある。
- ・ 市民の気持ちが生田緑地に向き、応援したいと思ってもらえるためには、生田緑地と市民生活とのかかわりを明確に示す必要がある。
- ・ 生田緑地の生態系や自然環境の調査・研究にかかわる市民科学※11 の成果を集約し、活用するプラットフォームをつくることが新たな取組として期待される。

※11. 市民科学とは

- ・ 各々の市民が持つ知識や技術を持ちより、科学研究の過程に主体的・積極的にかわかることで、自然環境の保全、まちづくり、持続可能な社会形成など、地域から地球規模にわたる多様な課題の解決に貢献することであり、生田緑地での市民活動はその好例といえます。

○ 里山から得られる資源を使って稼ぐ仕組みについて

- ・ ナラ枯れの再発を防ぐには雑木林を若返らせる必要があり、かつての里山のような人と自然のかかわりを取り戻す必要がある。その際に、里山から得られる木材などの資源を使って稼ぐ仕組みがあれば、市民の参加意欲を高めることができる。
- ・ 里山で稼ぐ仕組みをつくるにあたっては、民間企業の力を借りることも視野に入れるべき。

○ 関連計画との連携について

- ・ 関連計画を担う主体との連携が重要となるため、ビジョン改定の過程において、各主体と話し合いを進める必要がある。

○ 生田緑地の防災機能について

- ・ 生田緑地が持つ災害リスクと防災機能を周知する防災教育が必要である。
- ・ 防災の視点からも、周辺の農地や緑地、河川などと連携する必要がある。

■ 第3回 生田緑地ビジョン推進会議（2023（令和5）年3月23日）

○ ビジョンの基本的な考え方「保全と利用が好循環するしくみづくり」について

- ・ 「保全」には「持続的な利用のために保護する」意があり、「利用」が含まれるため、「保全と利用の好循環」という表現はありえない。
- ・ 保全（Conservation）、保存（Preservation）、保護（Protection）の定義は研究分野により異なることから、生態学分野における定義をもとに、生田緑地ビジョンでの用語の定義を明示する必要がある。

○ 植生管理計画について

- ・ 植生管理計画の「やって・みて・考える」順応的管理を実践している市民活動団体は非常に少ない。

○ 生物多様性を未来に引き継ぐために

- ・ 生田緑地の特別な生物多様性がどのようなものか、それを損なわないための方法、雑木林の若齢化に伴う活動や得られる資源の利活用が生物多様性にどのように貢献するか、問題が起きたときに対処するためのモニタリング、などを提案する必要がある。

○ 生田緑地の文化的景観について

- ・ 生田緑地の本質のひとつが文化的景観※12であり、里山を守ることと生活や生業が結びつくことで里山の文化的景観が持続してきた歴史がある。生活のスタイルが大きく変化し、里山を守ることにも実利的なメリットがほぼなくなっている現在、生田緑地の文化的景観の保護が大きな課題となっている。

※12. 文化的景観とは、人の生活や生業と地域の風土により形成される景観地のこと。

- ・ 文化的景観をキーワードとして、みどりと文化の課題を同時に解決する手法を考えられるとよい。

○ **市民全体で支えることの重要性について**

- ・ 生田緑地の価値と将来像を市民全体で共有し、それぞれの市民が得意とすることやできることを持ち寄ることで、生田緑地を市民全体で支えることが重要。
- ・ 現地での取組を直接支える担い手の育成も必要だが、関心があつて、協力したいと思う市民を結集するには、多様なかかわり方、参加の仕方を受け入れる体制を構築することも重要。

○ **関連計画との連携について**

- ・ 生田緑地ビジョンと関連計画との連携に市民の理解と協力を得るためには、ビジョンと関連計画の関係性を明確にする必要がある。

○ **周辺地域とのつながりについて**

- ・ 生田緑地として考えることと、周辺地域がエリアマネジメント※13の中で生田緑地をどのように活用しようとしているかを、生田緑地ビジョンの中でつなげていくことが重要。

※13. エリアマネジメント

- ・ 地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、住民・事業主・地権者等による主体的な取組。

○ **新たなミュージアムに関する基本構想（案）について**

- ・ 駅の側から階段を登ってばら苑を一望できる場所に立つ。この景観が持つ特別な価値を、新たなミュージアムの建設によって損なうことがないようにする必要がある。
- ・ 新たなミュージアムを単体で考えるのではなく、生田緑地全体の価値を守り、高めることに貢献するための議論を進める必要がある。

(3-6) 現況調査等により明らかになった課題

(3-6-1) 現況利用状況

- 生田緑地の利用促進と回遊性向上に向けた課題と可能性を明らかにするため、スマートフォンの位置情報を用いて、利用状況を広域的に把握しました。

■ 各出入口の利用状況

○ 各出入口の利用割合

- ・ 東口、西口、戸隠不動口、北口（長者穴口）、おし沼方面の出入口、広福寺方面の出入口の利用割合を見ると、東口が約 7 割で最も高く、次いで西口が約 2 割になっています。

○ コロナ禍の出入口利用状況

- [コロナ前（2019年5月の1か月間）]
 - ・ 年齢別では、各出入口ともに 20 代の利用は少なく、70 代以上、60 代の利用が多い傾向があります。
- [緊急事態宣言中]
 - ・ 東口に対する西口の利用状況（ $(\text{西口}/\text{東口}) \times 100$ ）を比較すると、コロナ前：17%、第 1 回緊急事態宣言期間中：26%、第 2 回緊急事態宣言期間中：35%と変化しており、西口の利用が増加傾向にあることがわかります。この傾向は現在も継続しており、2022 年 5 月の 1 か月間は 39%となっています。
 - ・ 年齢別では、各出入口で 70 代以上の利用が多く、東口では、朝 6 時 30 分前後に 70 代以上の女性が非常に多く利用しています。（各緊急事態宣言中も同様）

■ 各施設の利用状況

○ 各施設の利用割合

- ・ 東口ビジターセンター、西口サテライト、岡本太郎美術館、日本民家園、青少年科学館の利用割合をみると、日本民家園が約 4 割で最も多く、次いで青少年科学館が約 2 割になっています。

○ コロナ禍の施設利用状況

- [コロナ前（2019年5月の1か月間）]
 - ・ 年齢別では、西口サテライト、岡本太郎美術館は各年代とも同程度の利用割合です。他の施設では、70 代以上の利用が多い傾向があります。平日では西口サテライト以外の施設で 70 代以上の利用が顕著に多い傾向があります。

- [緊急事態宣言中]
 - ・ 年齢別に見ると、各施設とも 70 代以上の利用が多い傾向があります。各施設の利用状況を見ると、特に日本民家園に変化が見られ、第 1 回：35%、第 2 回：39% となっています。

(3-6-2) 利用者アンケート

- 既存利用者のニーズと属性を明らかにするため、令和 4（2022）年 10 月下旬の平日・休日各 2 日、中央地区及びばら苑にてアンケート調査を実施。440 名の回答を得ました。
 - ・ 全国の街区公園から国営公園までの都市公園を対象としたアンケート調査「令和 3 年度都市公園利用実態調査」のまとめを参考にして、生田緑地の利用者アンケート調査の結果を比較解析しました。結果については、以下のようでした。
- **アクセス改善の要望**
 - ・ 週末に駐車場が不足するなど、アクセスの改善についての要望が顕著である。
- **リピーター率が高い利用**
 - ・ 年に数回利用する人が多く、遠くからも来たくなる魅力がある。
- **利用目的**
 - ・ 散策、自然観察という利用が多くを占めており、子ども遊びなどが求められている。
- **利用の形態**
 - ・ 団体や家族での利用が多く、広場や休憩スペースへの要望が多い。
- **滞在時間**
 - ・ 他の総合公園に比べて長く、ゆっくり楽しめる場づくりが求められている。
- **生田緑地の好きなところ**
 - ・ 自然とのふれあい、文化施設が大きな魅力で、ゆっくり自然と親しめる場、まちづくりや景観の見本となることが求められている。
- **生田緑地への不満**
 - ・ アクセス手段、食事の場の不足、マナー改善などが求められている。
- **生田緑地の利用の動機**
 - ・ 近くの高齢者などのためのきれいな広場、文化施設、遊びの場が利用動機の大きな部分を占めている。

○ 自由意見

- ・ 自然に関しては「現状で満足している」という意見が多かった。
- ・ ソフト面への意見として、「情報発信やイベント告知などの要望」があった。
- ・ ハード面への意見として、「遊具や子供の遊び場がほしい」「売店や軽食の店、レストランがほしい」、「散策路の整備」などがあった。
- ・ 「スペースに余裕のあるトイレ」「高齢者でも歩きやすい、動きやすい園路など」「民家園蕎麦屋さんの椅子席」などバリアフリー対応等を求める意見があった。

(3-6-3) 近隣小学生アンケート

- 近隣小学生のニーズと属性を明らかにするため、令和5（2023）年1月に東生田小学校で1～6年の生徒に対して、生田緑地に関する利用者アンケート調査を実施しました。回答者655名、学年ごとにおおよそ同数の回答を得ました。（男子304名女子323名）

	回収数	構成比
1年生	118	18.0%
2年生	118	18.0%
3年生	101	15.4%
4年生	120	18.3%
5年生	103	15.7%
6年生	86	13.1%
わかば	9	1.4%
合計	655	100%

① よく利用されている公園施設について

- ・ 中央広場 541、榊形山広場・展望台 411、宙と緑の科学館 283、岡本太郎美術館 217、ビジターセンター 163、ホテルの里 124の順に多くなっています。
- ・ 一般利用者アンケートの結果と比較すると、民家園が少なく、ホテルの里が多いので、自然の利用の方がよくされていることが分かりました。
- ・ 宙と緑の科学館、岡本美術館で、よくイベントがあり、子どもたちに人気があります。
- ・ ホテルの里やつつじ山、しょうぶ園、とんもり谷戸などの利用が多いということから、子どもたちは自然の中に入る機会が多いようです。

② 何をしに行くかについて

- ・ 「遊びに行く」が最も多いのは、子どもたちにとっては、全てが遊びという感覚で公園を利用しているからと思われます。
- ・ ボール遊びは、他の遊びと少し違うようです。
- ・ 生田緑地は、学校の授業でもよく使われていることが分かります。
- ・ イベント、ピクニックなどの印象に残る出来事の記憶が数値に表れているようです。

③ 自然のうち、何に興味があるかについて

- ・ 自然のうち、「星空」が一番で、宙と緑の科学館の魅力が大きいようです。
- ・ 樹木、季節の花、水生生物、小動物、植物、昆虫の順に多く、関心は多方面にあるようです。野鳥、水辺、キノコ、地層にも興味があるようで、「とくに興味ない」は最も少なかったことから、自然は大きな魅力を備えていることが分かりました。

④ 自然・文化を守り、ふれあう活動への協力について

- ・ みなさんは、どのように協力できるかという問いに対し、「植物を育てる」「自然観察会に参加」「昔遊びを伝える」が順に多く、協力の意欲はあるようです。
- ・ 「大人になったら参加したい」「できる活動が分からない」「どうしたらよいか分からない」が多く、体験や情報が少ないようです。
- ・ 「参加したくない」は104名（16%）、「既に活動している」は39名（6%）でした。

⑤ より良い生田緑地にするための意見

- ・ 「自然を大切にして将来へ残す」が半数以上で最も多い意見でした。
- ・ 「遊びの施設を増やす」も1/3以上の多い意見でした。
- ・ 「生き物の種類をもっと増やす」と「イベントを増やす」が同程度いました。
- ・ 「楽しく歩ける道を増やす」「眺めのよい場所を増やす」「レストラン、売店を増やす」「休憩所を増やす」「昔のことを体験できるようにする」などの公園的要素への回答もありました。
- ・ 「ばら苑に行きやすくする」という意見もありました。

(3-6-4) 関係団体ヒアリング

- 生田緑地及び3館指定管理者、ゴルフ場指定管理者、生田緑地ばら苑管理者、生田緑地ばら苑管理者、ばら苑ボランティアの会、生田緑地整備事務所へのヒアリングを行いました。

① 生田緑地及び3館指定管理者

- 自然を守る活動団体が複数あるなかでの指定管理者の取組、実施プログラムの「モニタリング」の難しさ、市民の参加を増やそうとする試み、里山的な管理を行う区域が減少、ナラ枯れで発生した木材を薪などに利用する取組、地域との関係構築木を伐採する際の確認や緊急時の対応の難しさなどについて、実績と課題を把握することができました。山火事発生の懸念についても情報収集することができました。

② ゴルフ場指定管理者

- 生物多様性など多面的な緑地利用を行いつつあること、近隣の女性客が増えていること、将来的に元気な中高齢者が減ることによる利用者減少の懸念、ナイトカートツアー、虫取りイベント、フットゴルフでの開放、イベント時の駐車場開放などの取組などについて確認することができました。

③ 生田緑地ばら苑指定管理者

- 施設の老朽化への窮状と対応、ばら苑の総合的な改修への期待、ボランティアの固定化と指導、運営に関しての課題などについて確認することができました。

④ 生田緑地ばら苑ボランティア

- 生田緑地ならではの見せ方、ばらの品種の重要性、ばらの病気への対策、土の入れ替え、新しいばら苑の考え方、景観の特徴、水系、アクセス、開園範囲・期間などについて確認することができました。

⑤ 生田緑地整備事務所

- ナラ枯れに関する調査及び対応が遅れていること、自然に関する広範な調査を行う必要性、指定管理者が情報をまとめていることで、以前より横断的な連携がとれるようになってきていること、地域の動向、東地区に関する情報の入手、試行的活動への協力（バイオマス、水田やため池の運用など）について確認できました。

⑥ 活動ボランティア団体

- 要望書により、里山の利用と保全は一体であること、農作物や山の恵みを販売したり、レクリエーションに活用したりすること、必要でない園路の整理、夜間閉鎖管理のエリア設定、情報のオープン化と即時性の確保、マネジメント会議会員の交流の場の設定、個人でもボランティアに参加できるしくみづくり、ワークショップ的な課題解決の場の設定などの意見が出されています。

(3-6-5) 既存施設の状況

- 散策路等含む施設の現状、施設の安全性、使いやすさ、景観性などについての確認を行い、整備の必要性の検討も同時に行いました。

① 施設の老朽化

- 木道や階段など木製施設の危険度が増しているため、既に改修整備が進んでいます。



- 自然景観に調和していて耐久性のある素材に改修する必要があると考えられます。

② オーバーユース

- 中央広場は利用が集中していて、芝生の健全な育成ができていません。



- 団体やファミリー利用が多い中央広場がよく使われていますが、その周辺の散策路や小広場が使われず、荒れた状態になっています。中央広場から手軽に利用できる散策路や小広場を、特徴をもたせて利用しやすく改修すれば、利用の分散が図れます。

③ 使われていない施設

- 野鳥観察小屋と涸れている水鳥池など利用頻度が少なくなっている施設があります。



④ 利用しやすい環境づくりの施設整備

- 西口広場のイベント利用についてトイレの整備が望まれるなど、利用に応じた施設整備、改修を行っていく必要があります。



(3-6-6) 自然資源の状況

- 過年度実施の生物調査データをベースに、ボランティア等の実施してきた調査データ等を加えて、生田緑地の植物相、動物相について概要確認調査を行いました。



更新用の苗が管理されていない苗圃

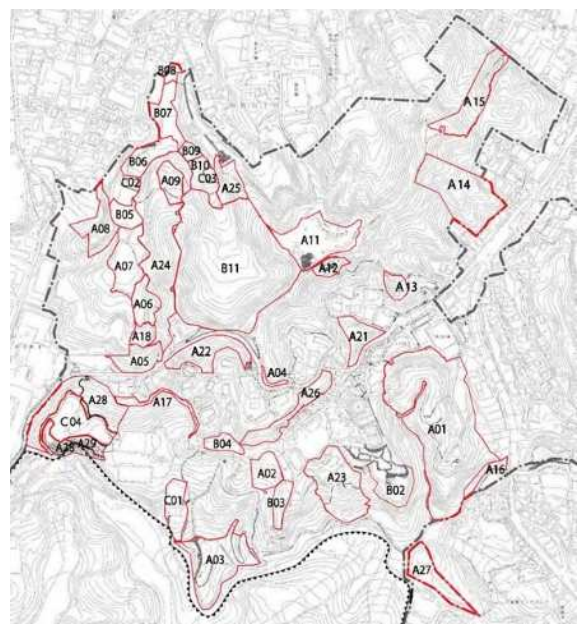


伐採更新の様子が見えにくい林分

- 生田緑地植生管理計画の実施プログラムは、自然の遷移をモニタリングしながら順応的な管理を行っていくものですが、実際に行うには広範囲であり、多大なマンパワーと専門知識が必要なことが明らかになってきました。また、自然環境の「保全」と「利用」という二極論ではなく「利用することが保全につながる」という里山の自然を維持するうえでの「共通の考え方」について、これまで「ビジョン」として明確に示されていませんでした。



平成 25 (2013) 年度植生分布図 (中央地区)



生田緑地植生管理計画

(4) 生田緑地ビジョンの改定に向けた課題の検討

将来にわたって持続可能な生田緑地の実現に向けて、以下に示すような課題に対応する将来像（生田緑地ビジョン）を、改めてすべての市民と共有することが必要となっています。

(4-1) 生物多様性の危機への対応

① ワイズユースのしくみづくり

■ 活動資金の確保を含む持続可能な管理のあり方

- 生田緑地内の樹林地の大半はかつての里山林ですが、近年急激に深刻化したナラ枯れにより、生物多様性第2の危機（アンダーユースがもたらす危機）が看過できない状況となっています。
- これまでのような保全を主体とする管理ではナラ枯れの再発を防ぐことはできないため、樹林地の持続可能性を担保するには、若い小径木で構成される低林を維持し、高齢化・高林化・大径木化を避けることが望ましいと考えられています。
- かつての里山林のように人為的な攪乱によって維持されてきた生態系の健全性を回復し、樹林地のグリーンインフラ機能を維持するためには、SDGs（持続可能な開発目標）や NbS（自然を基盤とした解決策）※14 の視点に基づいて、樹林地から得られる資源の価値を再評価し、自然と人々との営みの関係性を回復するワイズユースのしくみづくりが求められています。

※14. NbS とは

- ・ 社会課題に効果的かつ順応的に対処し、人間の幸福および生物多様性による恩恵を同時にもたらす、自然の、そして、人為的に改変された生態系の保護、持続可能な管理、回復のため行動（Nature-based Solutions 国際自然保護連合（IUCN）による定義）。

■ 活動資金を得るための手法の検討

○ 活動資金の必要性

- ・ 里山林の再生に取り組むべき樹林地は生田緑地のほぼ全域に広がっており、既存の市民活動団体に加え多数の新たな参加者を募るしくみが必要なだけでなく、長期的な取組を支えるための世代交代を促すしくみも求められます。市民活動への参加意欲を維持し、負担を軽減するためにも、一定額の活動資金が継続的に得られることが求められています。

図表-21. 持続可能な管理のあり方（ワイズユース）の実践例

北広島町の取組－芸北せどやま再生事業

- ・芸北地域（広島県北西部）に位置する「芸北 高原の自然館」（北広島町教育委員会）の主任学芸員である白川勝信氏は、多様な立場の人が自発的に「関わりたい」と思う地域循環システムとして、放置されていたせどやま（裏山）から木材を伐り出し、「せどやま市場」に持っていき、地元商店で使える地域通貨「せどやま券」で買い取ってもらえるというしくみを考案しました。「芸北 高原の自然館」の運営を担う認定 NPO 法人西中国山地自然史研究会が事務局となって事業が進められています。
- ・買い取られた木材は薪となって、芸北オークガーデンの温浴施設や、個人宅、バイオマス発電の熱源として販売されます。里山の保全、地域通貨による経済循環、再生可能エネルギーの利用促進が同時に進められています。
- ・地域で消費されるエネルギーを地域でまかなう、地域通貨により地域経済を活性化する、里山再生への道筋ができるという統合的なしくみであり、地域の小学校では里山の木を伐り出して地域通貨を得る体験を授業に取り入れるなど教育にも役立てられています。

■ 地域が抱える3つの「E」問題の解決

- Ecology：山林の景観および生態系保全
せどやまの適切な管理を通じて、地域の生物多様性の保全を実現し、水源涵養、獣害抑止、景観保全など、里山の多面的機能を取り戻す。
- Economy：地域経済の活性化
木質バイオマスの流過程において、芸北地域だけで使える地域通貨を活用することで、地域経済の活性化を図る。
- Energy：木質バイオマスの利用促進
主にコナラなどの落葉樹に由来する木質資源の利用を促進して、使われなくなったせどやま（裏山、里山）の管理を促進する。

■ せどやまを取り巻く課題

- 木がお金にならない、売れない
- 林業の担い手がない
- 木を使う必要がない

■ 解決するための取組

- 木を買い上げるしくみづくり
- 少量でも、安定した値段で木を買い上げるしくみをつくる
- だれでも着手しやすいしくみづくり
- だれでも安全に木の搬出を始められるように、研修会などを実施する
- 消費地の確保
- 薪、シイタケのほだ木、ボイラー用の薪など、商品の生産と流通を促す

■ 温浴施設の諸元

- ・芸北オークガーデンでは、薪ボイラーの導入にあたり担当職員2名の増員。薪の投入後3～4時間は手が空くため、新作りの他、送迎バスの運転、庭の手入れ、廃棄物の運搬、小水力発電所のメンテナンスなどの仕事を兼務しています。

- ・北広島町では、町内に住所を有する個人・事業者が新規導入する薪ストーブに対して、購入および設置に要する費用の一部を助成し、せどやま市場に集まる薪材の消費を後押ししています。助成額は、薪ストーブ購入・設置費用の合計から消費税および地方消費税相当額を除いて得た額の2分の1（1,000円未満の端数を切り捨てた額）以内で、上限は10万円。

事業主体：芸北オークガーデン（指定管理者：㈱芸北プロモーション）

所在地：広島県北広島町

運用開始時期：平成28（2016）年3月

出力：薪ボイラー170kW×1台＋蓄熱タンク7.5t

熱利用：給湯、昇温、保温

燃料（薪）供給：NPO法人西中国山地自然史研究会

年間薪使用量：約350～400m³

参考資料

- ・芸北せどやま再生事業－事業のご紹介－パンフレット <http://shizenkan.sakura.ne.jp/files/2019/sedoyama2019.pdf>
- ・一般財団法人セブン－イレブン記念財団広報誌『みどりの風』「わが街の環境マイスター 自然と人を融合する地域通貨という発想」 <https://www.7midori.org/katsudo/kouhou/kaze/meister/202212meister/>
- ・認定 NPO 法人西中国山地自然史研究会 H P <http://npo.shizenkan.info/>



せどやま市場

（出典：認定 NPO 法人西中国山地自然史研究会ホームページ <http://npo.shizenkan.info/?cat=4>）



温浴施設の薪ボイラー

○ 民間企業との連携の可能性

- ・ 活動資金を得るための実現性の高い手法のひとつとして、里山林の再生活動に伴い発生する一定量の木材を近隣の民間企業等に販売することが考えられます。
- ・ 現状でも、指定管理者により新材の販売が行われていますが、一般来園者をターゲットとした少量販売にとどまっており、まとまった量の販売ルートを見出すことが課題となっています。
- ・ 木材の販売先となりうる業種・用途としては、バイオマスエネルギーを熱源とした温浴施設や発電施設、薪窯を持つパン屋やレストラン、薪ストーブを持つ家庭や施設、シイタケ栽培用のほだ木、木工教室等が想定されます。

図表-22. 木材の販売先・用途のイメージ

<p>■ バイオマス発電施設</p> <p>川崎市内のチップ燃料製造業者（川崎市）では、建設廃材などからチップ燃料をつくり、隣接するバイオマス発電所（国内初の都市型バイオマス発電所、川崎市）の使用燃料の1/3を賄っています。</p>	<p>■ 薪窯</p> <p>登戸・向ヶ丘遊園駅周辺に立地する薪窯を所有するレストラン等に生田緑地から新材を納入することで地域連携を深め、回遊利用を促すことにも可能性が生まれます。</p>	<p>■ シイタケ栽培用ほだ木</p> <p>シイタケ栽培用のコナラ原木のサイズは直径10cm内外、長さ90cm内外。一般に原木のみの販売で1本500円内外、種駒付では1本2000円内外で販売されています。</p>
 <p>川崎バイオマス発電所では多様な燃料を使用できる循環流動層ボイラーを採用（出典：川崎バイオマス発電株式会社 HP、https://www.kawasaki-biomass.jp/power-plant/）</p>	 <p>薪窯のイメージ写真。薪窯はピザやパンなどの調理に使用します。</p>	 <p>シイタケ原木栽培のイメージ写真</p>
<p>■ 薪ボイラー温浴施設</p> <p>鶴の湯温泉（和歌山県みなべ町）は災害時避難場所に指定されており、温泉施設を災害時に利用可能とするため入手容易な新材を燃料とするボイラーを導入しました。</p>  <p>鶴の湯温泉（出典：林野庁 HP、https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/biomass/attach/pdf/con_4-35.pdf）</p>	<p>■ 薪ストーブ</p> <p>東口ビジターセンターでは生田緑地内のナラ枯れ伐採木材等の活用と暖房コスト削減のため、指定管理者により薪ストーブを設置しています。</p>  <p>東口ビジターセンター1階の薪ストーブ</p>	<p>■ 木工教室等</p> <p>未乾燥の生木を用いて暮らしの道具をつくる木工（グリーンウッドワーク）は、時間がたつと乾燥してゆがみが出ることもありますが、原木を乾燥させる手間がなく、材も柔らかいため、初心者が木工の基本テクニックを学ぶのに適しています。</p>  <p>手づくり木工作品のイメージ写真</p>

○ 里山林再生活動と連携する民間企業側のメリット

- ・ 薪材を再生可能エネルギーとして活用することでカーボンニュートラルに貢献できます。
- ・ 薪材等の対価を支払うことで里山林の再生に活動資金を提供する社会貢献ができます。
- ・ 事業地の近隣に資源の入手先を得ることで、運搬にかかるコストとエネルギーを削減できます。
- ・ 薪風呂は湯冷めしにくい、薪窯で焼いたパンはおいしい、といった顧客に訴求する付加価値の創出も期待できます。
- ・ 投資家・金融機関は SDGs や生物多様性に貢献する企業を投資先として重視しており、ESG 投資※12 やグリーン投資※13 の市場規模が近年急速に拡大しています。生田緑地の里山林再生活動と連携してグリーンプロジェクトに取り組む企業は、ESG 投資等による事業資金が得やすくなります。

※15. ESG 投資とは

- ・ 環境 Environment や社会 Social に貢献し、企業統治 Governance に配慮している企業を重視・選別して行なう投資のこと。

※16. グリーン投資とは

- ・ グリーンプロジェクト（地球温暖化対策や再生可能エネルギー事業など環境問題の解決に貢献する事業）への投資のこと。グリーンプロジェクトに要する資金を調達するために発行される債券をグリーンボンドという。グリーンボンドの発行体は国際機関から国・地方公共団体・民間企業まで多岐にわたる（川崎市では令和 4（2022）年にグリーンボンド 100 億円を発行）。

② 情報発信の多様な役割

○ 市民科学により蓄積される情報の活用

- ・ 市民科学は、専門分野の研究を補完する役割を果たしており、近年の情報技術の進歩とともに世界的に急速に進展しています。
- ・ 生田緑地の自然環境や生物多様性を保全する取組に市民が主体的にかかわり蓄積してきた情報を積極的に市民に還元することで、生田緑地の自然環境の価値の共有、市民活動への理解の醸成、市民活動の新たな担い手の誘致などを進展させることができると考えられます。

○ 教育・学習に変革をもたらす市民科学

- ・ 市民科学は、教育の視点からもイノベーションをもたらしており、市民が科学研究の過程に積極的にかかわることで、知識や技術を習得でき、科学的なリテラシーを高め、自然・社会環境に対する価値観やアプローチに変容をもたらしているといわれています。

図表-23. 市民科学の実践例

十日町市立里山科学館 越後松之山

「森の学校」キョロロ

・新潟県十日町市松之山に位置し、雪降る里山「雪里」の生物多様性に関連した展示や豊富な体験プログラムにより楽しく体験し学ぶことができる地域博物館です。学術的な研究や展示だけでなく、市民を主体とした地域づくりの拠点となる施設をめざして活動しています。

○ 地域博物館とは

- ・ 地域の自然や文化などを保存したり、それらを活用した教育普及活動を行ったりする、地域に根ざした博物館活動を行う博物館のこと。

■ 活動理念

- ・ 地域づくりを目的とした「地域住民との協働」「都市と農村の交流」「等身大の科学」「住民皆科学者」「地域全体博物館」の構築。

○ 等身大の科学

- ・ 地域住民の卓越した観察眼、知恵、技を科学的に研究し、それらを展示、教育、産業活性、地域振興、里山保全活動などと有機的に結び付けて、新たな活動、この地域ならではの科学を生み出していく。

○ 住民皆科学者

- ・ 等身大の科学を地域住民とともに作り上げていくことにより地域住民を語り部から科学者へ変えていく。

○ 地域全体博物館

- ・ あらゆる地域資源を地域住民とともに発掘・調査・共有化し、それらの情報をいつでも、どこでも検索・閲覧できるような住民参加型システムを構築。地域住民が皆科学者となって地域の案内を自ら行うことにより、地域資源の全てを展示物に変え、地域全体を博物館にする。

■ 事業体系

- ・ 地域研究を基盤とした「協働による地域づくり」の実践を主軸として、教育普及活動、展示・情報発信、体験・交流活動、里山保全活動、観光・産業活性活動を展開。



探鳥会の様子

(出典：森の学校キョロロHP、<https://www.matsunoyama.com/kyororo/>)

■ 施設概要

開館：平成 15 (2003) 年 7 月 (十日町市教育委員会 教育文化部)

延床面積：1277 m²

付属施設：「キョロロの森」(約 80ha) を自然観察、イベント開催、研究フィールドとして利用。

人員体制：核となる若手博士 1 名 (学芸員) と研究員 2~3 名の体制で運営を軌道に乗せる。開館当初から 8 年の間、中心的な役割を担った永野昌博氏は現在、大分大学理工学部准教授 (共創理工学科 自然科学コース)。

■ 市民協働調査～地域と一緒にいる研究活動～

- ・ キョロロでは開館以来、学芸員・研究員の研究活動を地域住民や一般参加者と共に実施する「市民協働調査」を継続しています。当たり前存在だった地域の自然への新たな視点や価値づけ、再発見という学びの場となったことや、参加者の「たくさんの目や視点」による生物多様性データの質や量の向上など、「市民協働調査」は参加者と博物館双方にとって大きなメリットがあります。また、市民協働調査の成果は博物館の企画展や、教育普及のための教材の作製、絶滅危惧種の保全活動などに活用することで、地域に還元しています。

参考資料

・『十日町市立里山科学館 越後松之山「森の学校」キョロロ 開館 10 周年記念誌』(2014)

・十日町市立里山科学館 越後松之山「森の学校」キョロロ ホームページ

<https://www.matsunoyama.com/kyororo/>

<https://www.matsunoyama.com/kyororo/citizen-survey>



花ごよみ調査の様子

(4-2) 生田緑地東地区や周辺地域における取組の必要性

① 生田緑地ばら苑の再整備

- 生田緑地ばら苑は、開苑から 65 年経過し、ばらの感染症対策、施設の老朽化、魅力づくり等の課題に直面しています。また、市民ボランティアとの協働により管理してきた取組の持続性の確保や、本苑の位置する生田緑地東地区内の他の事業との調整等が必要となっています。

図表-24. 生田緑地ばら苑の検討課題

(1) ばらの感染症

古い希少種のモダンローズや各国の要人にゆかりのあるバラなど多種多様なバラ(春800種3,300株,秋620種2900株)を有するが、多くのばらが**根頭(こんとう)がんしゅ病※**に感染しており、根本的な解決に向けて**大規模なばらの植替えや土壌の入れ替えが必要となっている。**

※根にコブが発生する病気で、防除方法は確立されていない。急速に枯れることはないが、患部が肥大すると樹勢が衰える。



がんしゅ病の状況

(2) 施設の老朽化

本苑は開設から 65 年経過し、修景施設(水系施設は既に廃止)、園路、トイレ、レストハウスなど**全ての施設が老朽化し、インクルーシブ施設としての取組への対応や多様なニーズに応えるためには、大規模な改修が必要となっている。**

(3) 魅力づくり

「旧向ヶ丘ばら苑」は、東洋一のばら苑として開園・供用されていたが、小田急向ヶ丘遊園閉園後は、市が引き継ぎ「生田緑地ばら苑」として維持しているが、**バラの品種、株数の状況や維持管理水準の向上、老朽化等に伴う水系施設の廃止、開園期間が限定されている、適切な管理体制の検討も含め、魅力づくりに向けた検討が必要となっている。**

(4) 協働の取組の持続性の確保

小田急から市が引継ぎ、市民ボランティアの協力を得ながら維持管理運営しているが、高齢化や担い手不足といった持続的な**協働の取組に関わる対応が必要となっている。**

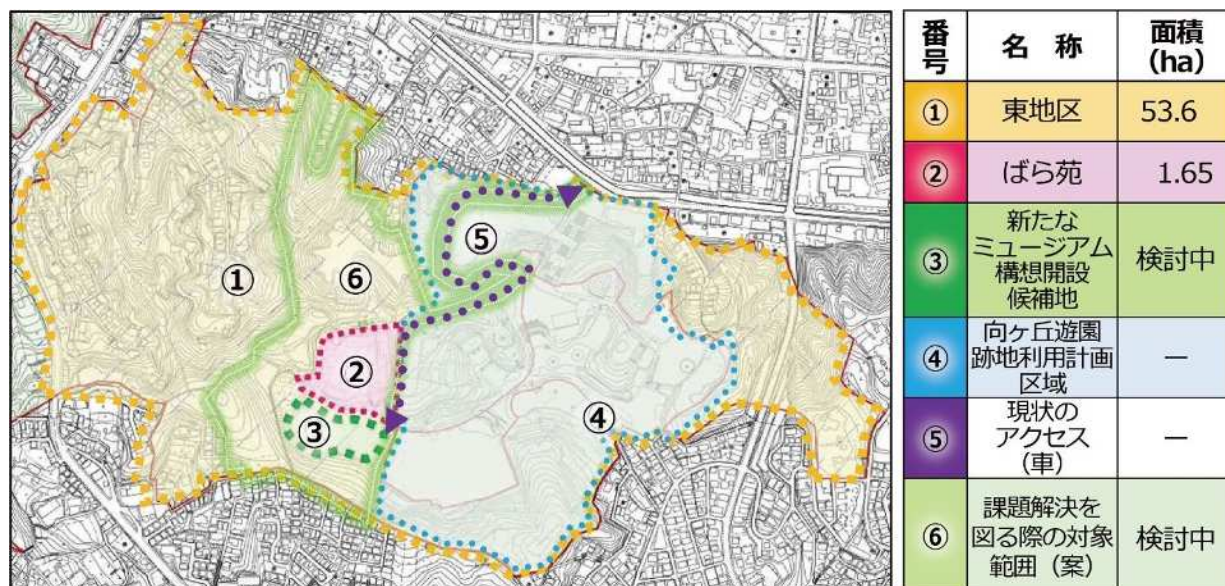
(5) アクセス路の確保

主動線は、旧向ヶ丘遊園跡地(小田急電鉄(株)の協力)に依存しており、**跡地利用計画との調整・整合が必要。**また、現状は、**アクセス路の安全確保や送迎等の費用が当苑の管理委託費の約 1 / 3 を占めている。**

② 向ヶ丘遊園跡地における利用計画との連携

- 生田緑地東地区内において、検討が進んでいる新たなミュージアム構想、向ヶ丘遊園跡地利用計画といった他の事業との調整が必要となっています。また、課題解決を図る際には、ばら苑周辺区域も含め検討する必要があります。

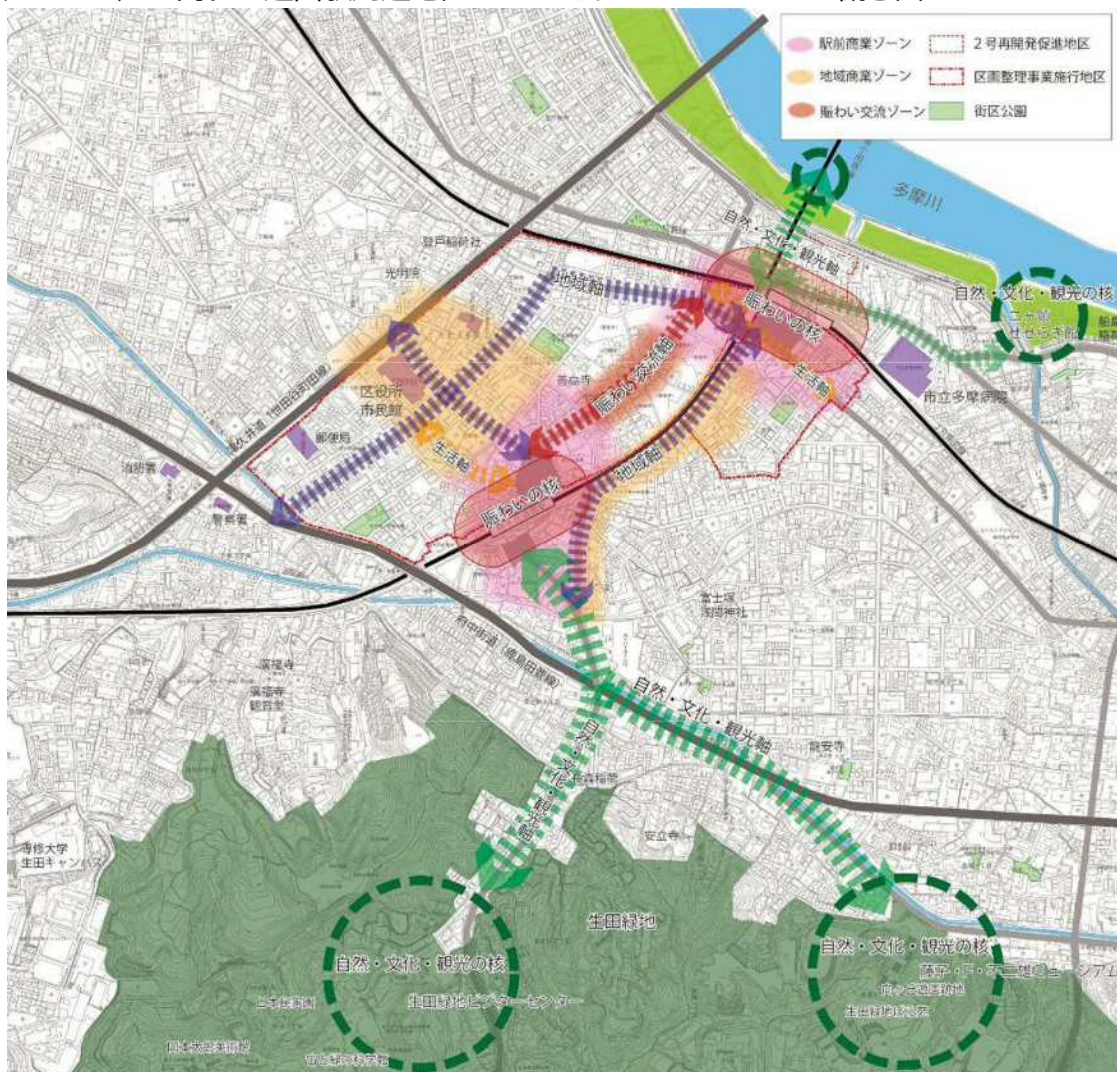
図表-25. 生田緑地東地区計画区分図



③ 登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区まちづくりとの連携

今後も周辺の人口増加が見込まれ、まちの魅力向上に向けて、これまで以上の役割が求められているが、施設の受け入れ能力や環境への影響などを考慮することが必要です。

図表-26. 登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区まちづくりビジョン まちの概念図



(4-3) 本市を取り巻く社会環境の変化への対応

■ 社会情勢の変化等

○ 新しい生活様式に合わせた公園のあり方の変化

- ・ 国がまとめた「新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会」(平成 28 (2016) 年 5 月)、「都市公園の柔軟な管理運営のあり方に関する検討会」(令和 4 (2022) 年 10 月) への対応
- ・ 新型コロナウイルス感染症を踏まえた「新しい生活様式」への対応
 - 居心地が良く、誰もが快適に過ごせる空間づくりを拡大
 - しなやかに使いこなす利用ルールづくり、実験的な利活用も推進
 - 多種多様なプログラム活動の創出

○ 防災機能の再評価と向上

- ・ 激甚化・頻発化する自然災害等を踏まえて、緑地の役割を再評価するとともに防災機能を向上する必要性が増大
 - 自然災害に備えた利活用のあり方を具体化
 - 防災教育の実施
 - 流域治水のあり方(保水力)の具現化

○ 関連計画等との調整・連携

- ・ 「川崎市総合計画」、「緑の基本計画」、「生田緑地の整備の考え方」、「登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区まちづくりビジョン」、「公園等における持続可能な協働の取組」、「新たなミュージアムに関する構想(案)」、「向ヶ丘遊園跡地利用計画」、SDGs、生物多様性戦略等への対応
 - グリーンインフラのあり方、活かし方の検討
 - 民の役割の拡大と共創(価値・投資等)のあり方の検討
 - 生物多様性、樹木の更新、持続可能な管理のあり方(ワイズユース)の検討
 - 緑資源の多彩な価値の共有、創出についての推進

○ 持続可能な地域づくり

- ・ 持続可能な地域づくりに向けて、地域コミュニティを支える中間支援組織等との連携が必要
 - 担い手の確保、自主性・自立性の確保、デジタル技術とデータ活用の研究
 - 一人ひとりがそれぞれの違いを認め合い、ともに喜びや希望を感じられる取組のあり方の具体化

■ 生田緑地をとりまく状況の変化

○ みどり・生物多様性

- ・ ナラ枯れ被害が拡大しており、安全対策の早急な実施と植生管理計画等の見直し必要
- ・ 生物多様性に係わる取組の深度化に向けて、デジタル技術を活用した情報収集や発信、市民科学の発展が必要
- 植生管理計画の見直し
- IT技術を活用した情報収集や発信、市民の知的好奇心を活用した科学的活動推進

○ 文化

- ・ 青少年科学館、日本民家園、岡本太郎美術館、藤子・F・不二雄ミュージアム、ばら苑(庭園)など多様な文化的資源を有しているが、新たなミュージアム構想(案)を含め、緑地との融合やアートや文化を活かした、更なる一体的な魅力向上の取組が必要
- 緑地内の文化施設と緑地との融合、アートや文化を活かした緑地内の一体的な取組
- 駅周辺まちづくりと連携した文化活動の実施

○ 施設

昭和 39 (1964) 年から都市計画事業として用地の取得、整備を進めてきた生田緑地の資産は増加を続けており、施設の老朽化に計画的に対応するとともに、資産マネジメントの観点から資産保有の最適化に向けた取組が必要

- ・ 資産マネジメントプランを踏まえた事業の推進
 - 効果的・効率的な施設の維持管理運営への改善 (長寿命化計画の対策など)
 - 利用に即した機能提供のための施設整備 (イベントやプログラムに対応)
 - オーバーユースを解消するための利用分散を目指した施設整備
 - 利用の多様化 (高齢者、障がい者、外国人、夜間利用など) に対応した施設整備
- ・ 回遊性向上に向けた取組が不足
- 回遊性の向上と緑地全体の魅力向上に向けた計画的な事業の推進
- ばら苑のあり方の検討
- 東地区の魅力の最大化に向けた取組の推進
- 安全安心な公園に向けた事業の推進

○ 人（担い手・来園者）

- ・ 自然環境の保全を支える担い手の発掘・育成
 - ・ プラットフォームを支える担い手の不足と世代交代の課題への対応
 - ・ 多様なニーズと利用者の増加への対応
- 協働のプラットフォーム「生田緑地マネジメント会議」「生田緑地自然環境保全管理会議」の取組を強化
 - 担い手を支える仕組みづくり（中間支援機能の拡充）
 - 自然環境の保全等の課題解決の場となる新たな取組試行の実施
 - 誰もが緑地の活動に参加しやすいプログラムの創出、遂行、継続
 - リスクマネジメントの実施（緑地のキャリングキャパシティの検討など）

○ まちづくり

- ・ 登戸・向ヶ丘遊園駅周辺のまちづくりが進展しており、今後も緑地周辺の人口増加が見込まれ、まちの魅力向上に向けてこれまで以上の役割が求められているが、施設の受入れ能力や環境への影響などを考慮することが必要
- 地域の公園としての役割を果たす
 - 市域における観光拠点としての役割を果たす
 - 駅周辺からのアクセス性の向上とアクセス路の魅力向上
 - 商店街や町内会等の連携による魅力向上
 - 自然災害時などに緑地が果たすべき役割の拡充
 - IT技術などを活用した情報発信

(5) 生田緑地ビジョンの改定に向けた視点の整理

(5-1) 生物多様性を未来に引き継ぐ

■ 生物多様性保全を担う市民活動の持続性

- 新たな担い手を市民活動に導く仕組みづくり
- 緑地内の生物多様性について、市民が知る機会、体験する機会の拡大
- 参加、継続的な活動を行う機会、条件、手段、レベルなどの多様化
- 生物多様性保全につながる多種多様な活動プログラムへの参加を促進
- 厳密な活動レベルを一定程度に汎用化することによる参加の拡大

- 自然環境保全管理会議の参加者の固定化、高齢化への対応
- 情報公開による自由参加、参加しやすさ（ワークショップ化など）の工夫
- 協議内容をテーマ別に分けるなど、新規の参加者も加わりやすい構成への改善

- 植生管理計画の「やって・みて・考える」順応的管理の実行性の確保
- 参考事例の公表、実施モデルの提示、簡易な手法の紹介
- いつでも相談できるアドバイザーの確保、実施及び結果への寛容な評価
- 目標設定したエリアへの新たなプロジェクトメンバーの募集と一貫した指導の提供

■ ナラ枯れに起因する環境変化への対応の必要性

- ナラ枯れを長期的に予防する「持続可能な管理のあり方」

自然の遷移に任せる管理を今後も継続する場合、深刻なナラ枯れ被害をもたらす樹林の高齢化・高林化・大径木化は避けられず、ナラ枯れの再発を防ぐことはできません。ナラ枯れ被害を長期的に予防するには、かつての里山林のような短伐期の萌芽林管理（低林施業）が有効であり、その実現には、樹林地から得られる資源を現代的な視点で評価・活用する「持続可能な管理のあり方（ワイズユース）」を指向することが必要とされています。その地域の持つ伐採周期（8～25年程度）に合わせて、里山林が定期的に伐採され、更新（再生）されていること。伐採周期に合わせて輪伐（森林を区切って一区画ずつ順に伐採すること）が行われ、その結果として伐採年の異なる林分がパッチワーク状に配列されていること。桃太郎のおじいさんが行っていたような柴刈りが行われていることが重要です。自然から得られる恩恵を受けつつ、その豊かな生態系を子孫に伝えられるように、守りながら利用していくことを目標とします。

■ 自然災害の高頻度化・激甚化に対応する生田緑地の自然環境の役割

- ナラ枯れによる防災・減災機能の低下への対応
- 枯損木の早期処置とギャップ（空隙地）への幼樹植栽による更新の実施
- 危険探知センサーによる出火、水流、地盤の位置変動などの早期発見

■ 生田緑地東地区や周辺地域における取組の必要性

- 生田緑地東地区の整備・利用計画への対応
 - ・ 都市化に伴い失われてきた周辺市街地の生物多様性への対応
- 目指す林相への転換計画、遷移に関する予測と必要な手入れの明確化
- 薪など燃料や林産物として利用できる森への改変計画
- 野鳥、野草、昆虫などとのふれあいや観察ができる森づくり

■ 情報発信の役割の多様化

- 自然環境の価値の共有と市民活動への理解の醸成
- 生田緑地の自然の価値を体験でき、分かりやすく解説する情報発信
- 生田緑地の自然を未来に引き継ぐことの大切さを情報発信
 - まちづくりの進展を好機とした新たな担い手の誘致
- 地域コミュニティの大切さを体験でき、分かりやすく解説する情報発信
- 新しいまちづくりを通じて仲間づくりを行い、まちと自然との関係を認識した新たな担い手を生田緑地に誘致

(5-2) 新たな価値創出や社会課題解決のための場となる

■ 居心地が良く誰もが快適に過ごせる空間のあり方

- 緑の中でくつろぐことができる空間を拡大
- 自然空間が第2の居間のように自在に使われることによる価値

(5-3) しなやかに使いこなす

■ 利用ルールのあり方（キャリングキャパシティ）

- 将来的にも継続できる自然資源の利用と自然環境の保全についての利用ルール設定

■ 実験的な利活用のあり方

- 自然環境を保全しつつ自然資源を利用していくことの試行

■ 多種多様なプログラム活動のあり方

- 自然資源を利用することで保全にもつながるプログラムが最高

(5-4) 多様な主体との連携・協働・共創

■ 管理運営の担い手のあり方

- 住民、学校などが協力し合って自然環境を保全しながら利用できるしくみづくり

■ 民の役割の拡大と共創（価値・投資等）のあり方

- 公共では提供できないサービスを民のノウハウで提供の検討

■ 自主性・自立性のあり方

- どのような団体や個人でも自由に参画できるシステムの構築

(5-5) 公園 DX の推進

■ 市民科学を支えるデジタル技術とデータの利活用のあり方（GIS の活用）

- 市民レベルで活用できるビッグデータの整備、活用の推進

(5-6) 安全・安心

■ バリアフリー化、ユニバーサルデザインのあり方

- 障がいがあっても、生田緑地を楽しめるようにするためのハード、ソフトと管理運営の提供

(5-7) ダイバーシティ&インクルージョン

■ 一人ひとりがそれぞれの違いを認め合い、ともに喜びや希望を感じられる取組のあり方

- 全ての人が、何かしら生田緑地を楽しめる場所と手段を準備

(5-8) 防災機能

■ 自然災害に備えた利活用のあり方

- 非常時に役立つ空間や施設を想定して設置し、運用を日常的に体験

■ 防災教育のあり方

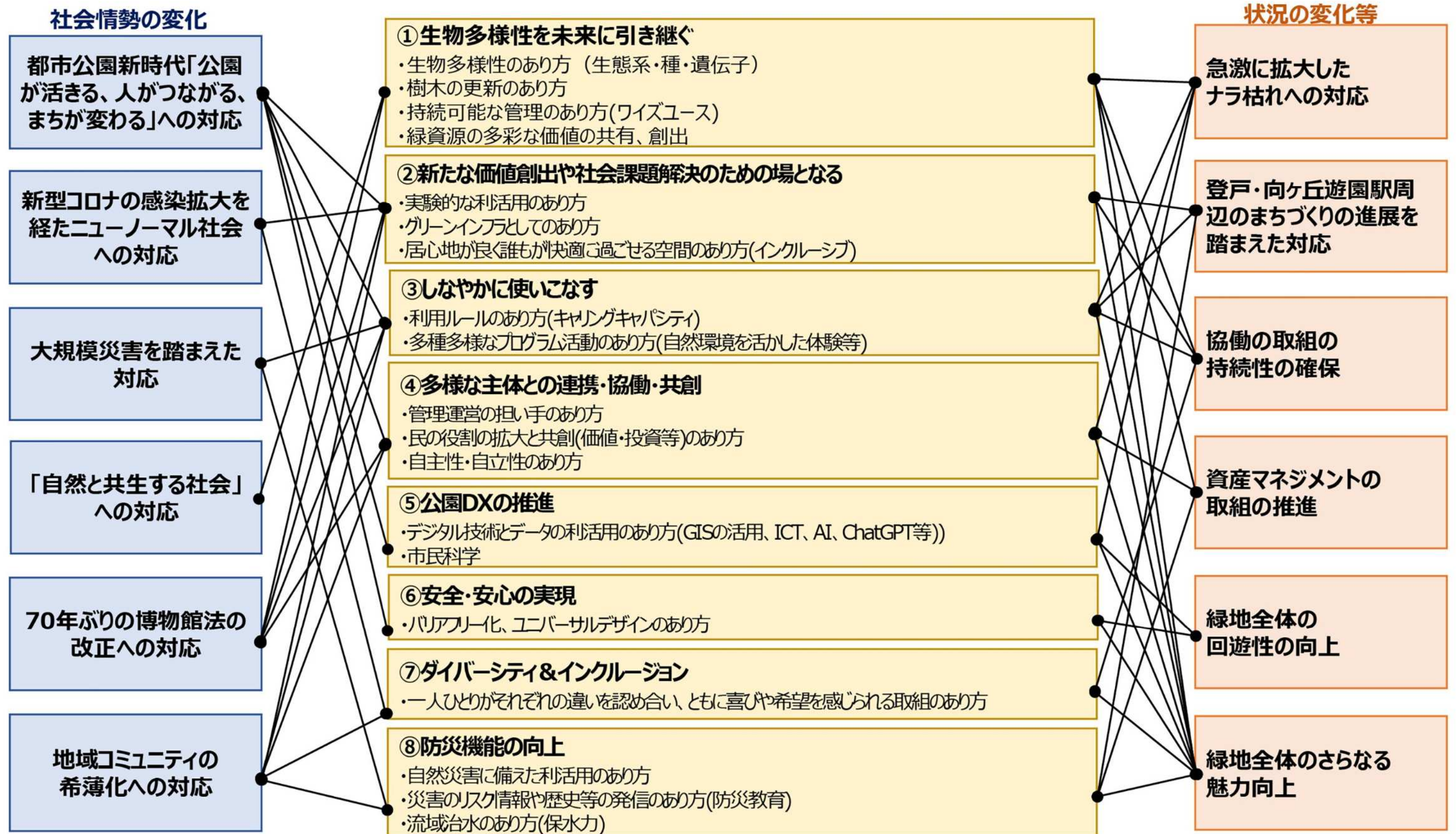
- 各種の災害に対して、オープンスペースが対応できる機能を日頃から学ぶことによる対応力の強化

■ 流域治水のあり方（保水力等）

- 自然のもつ保水力を活かして、雨水の浸透、遊水機能を促進するための整備の実施
- 樹林地が保水力を持続するための維持管理に関する研究

図表-27. ビジョン改定に向けた視点の整理

社会情勢の変化や状況の変化による課題等を踏まえ、次の8つの視点に整理しました。なお、平成31(2019)年に策定した生田緑地整備の考え方における今後の整備に向けた3つの視点「自然の保全・利用」、「憩い・賑わい・交流の創出」、「防災機能の向上」については、同趣旨であるため、本視点に含まれます。



図表-28. 新たな生田緑地ビジョンのイメージ

緑地の財産である「生物多様性」の危機に対応するとともに、社会情勢の変化等を踏まえ、持続可能な生田緑地の実現に向けて改めてみんなが共有できる将来像が必要となっています。

ア 生物多様性の危機、社会情勢の変化等



イ 改定に向けた視点の整理

- ① 生物多様性を未来に引き継ぐ
- ② 新たな価値創出や社会課題解決のための場となる
- ③ しなやかに使いこなす
- ④ 多様な主体との連携・協働・共創
- ⑤ 公園DXの推進
- ⑥ 安全・安心の実現
- ⑦ ダイバーシティ&インクルージョン
- ⑧ 防災機能の向上

生物多様性の危機への対応

生田緑地の有する歴史・文化資源や多くの人的資源を持続可能な形で継承

ウ 新たな生田緑地ビジョンのイメージ

- 策定の背景 生田緑地の財産である「みどり・生物多様性」を未来に引き継ぐ
- 策定の趣旨 生田緑地の生物多様性の危機に対応するために、みどりの価値を改めて共有するとともに、自然と人々との営みの関係性の回復が必要
- 基本テーマ 「支えあう、自然と人々の営み」

○ 基本理念
 生物多様性の危機に対応するとともに、基本的考え方「緑地の存在効用（保全）と利用効用（利用）の調整により、両者が好循環するしくみ」を継承し、未来の創造・生田緑地の発展に向けて、基本理念に基づく取組をさらに推進します。
※本改定に合わせて「緑」については、幅広い概念となる「みどり」の表記等に見直します。
 『豊かな自然・文化・人・まちが共に息づき
 みどりがつなげる持続可能な生田緑地の実現』

- 対象範囲 生田緑地（都市計画区域 約180ha）
※ただし、ビジョンの実現に伴い分野ごとに連携する範囲は広がるものとする
- 目標年次 概ね10年
（基本理念の実現に向けた10年後の将来像と基本方向を共有）

○ 基本理念の実現に向けて、5つの生田緑地の資源ごとにわかりやすく将来像を示し、新たな視点を踏まえ、施策の基本方向を整理



3 ビジョンの計画期間

■ 【計画期間】

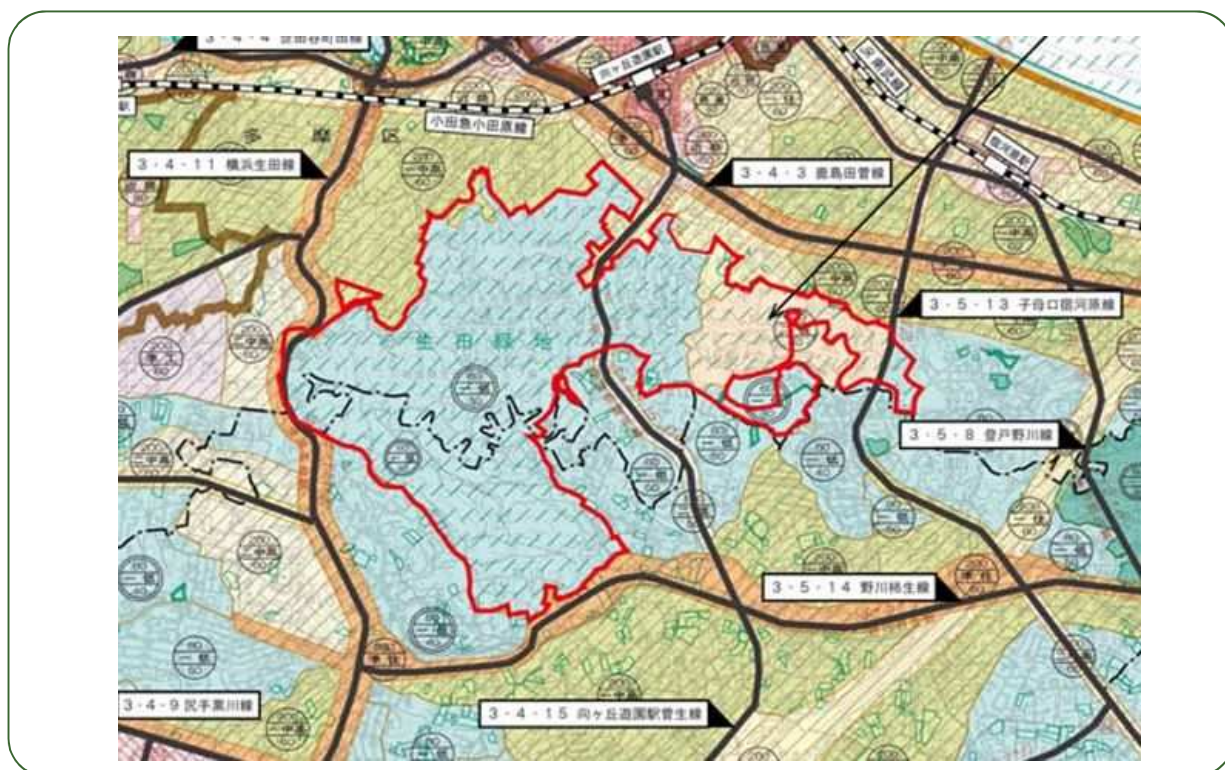
- 計画期間を概ね 10 年とし、基本理念の実現に向けた 10 年後の将来像と基本方向を共有します。
- 令和 6（2024）年全国都市緑化かわさきフェアにおいて将来を見据えた取組への着手を想定します。

4 対象区域

■ 生田緑地（都市計画区域 179.7ha）

- 生田緑地と連担する樹林地や農地、生田緑地の玄関口となる登戸・向ヶ丘遊園駅を中心としたエリアを対象区域に含めます。
- 登戸・向ヶ丘遊園駅周辺の商店街などと連携したまちづくりの取組、多摩三浦丘陵などと連携した広域的な緑のネットワークを構築する取組などにかかわる情報発信などについては市内外を広く対象とします。

図表-29. 改訂生田緑地ビジョン対象区域図



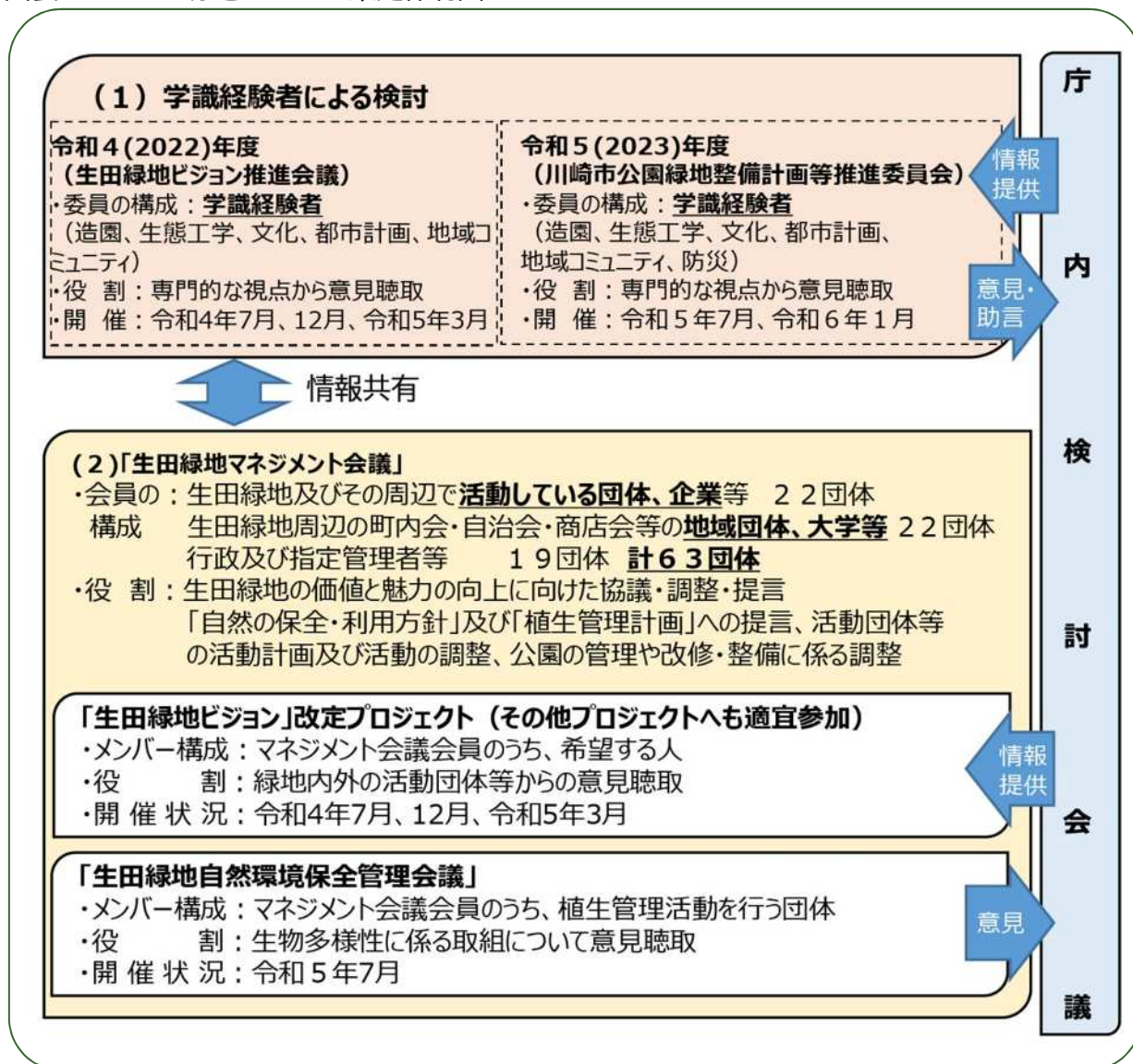
5 ビジョンの策定体制

生田緑地ビジョンを改定するにあたり、学識経験者からなる「生田緑地ビジョン推進会議」や「川崎市公園緑地整備計画推進委員会」を設置しました。

また「生田緑地マネジメント会議」へ適宜情報提供を行うとともに、「生田緑地ビジョン改定プロジェクト」や「生田緑地自然環境保全会議」から意見を伺ってまいりました。

そのほか、アンケートやオープンハウス型説明会、パブリックコメントなどを通じて、広く市民の方々から意見を聞きながら生田緑地ビジョンを改定しました。

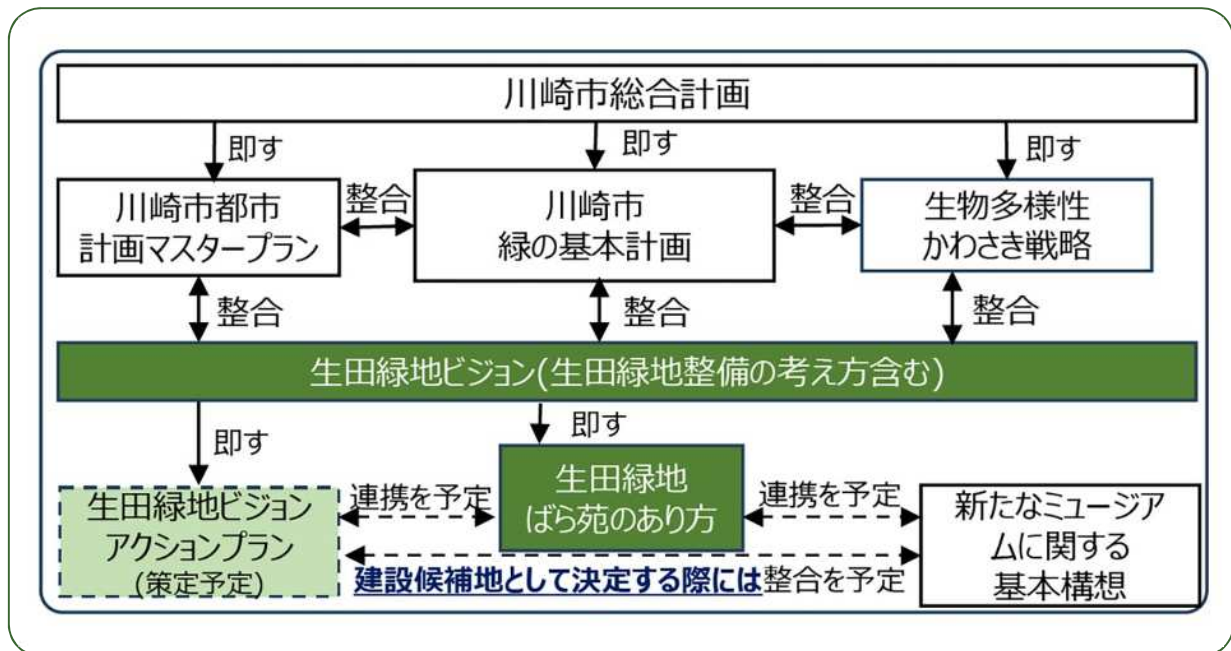
図表-30. 生田緑地ビジョン策定体制図



6 上位・関連計画における位置付け

特に今回調整が必要なものを記載しているが、その他個別計画との整合や連携を図るものとします。

図表-31. 生田緑地ビジョン改定と行政計画との関係図



7 生田緑地の概況

(1) 生田緑地の自然

生田緑地は、昭和 16（1941）年に都市計画決定された都市計画緑地であり、首都圏を代表する緑豊かな自然環境を有しています。

生田緑地には、かつての薪炭林の面影を残すクヌギ・コナラを中心とした雑木林や、谷戸部の湿地、湧水等の貴重な自然資源が残されており、急激な都市化の波を受けつつも、自然環境への負荷の少ない生活が営まれていたかつての里山環境や、周辺の農地、樹林等と一体となった美しい自然的風景が今に引き継がれてきています。

中央地区には、ゲンジボタルやホトケドジョウ等、市内でも限られた地域にしか見られない貴重な生物が生息しています。こうした里山環境の維持・管理は、多くのボランティア団体・NPO等の活動によって支えられています。

(2) 生田緑地の主な施設

生田緑地内の主な施設として、文化施設では、岡本太郎美術館、日本民家園、青少年科学館、藤子・F・不二雄ミュージアム、また、ばら苑、川崎国際生田緑地ゴルフ場があります。また総合的情報発信の拠点となる「東口ビジターセンター」及び「西口サテライト」が整備されています。生田緑地東地区においては、ばら苑の老朽化に伴う再整備や新たなミュージアム構想の開設候補地の動向、向ヶ丘遊園跡地利用計画等の進捗が見込まれています。

① 川崎市岡本太郎美術館

- ・ 川崎ゆかりの芸術家岡本太郎を中心に、岡本太郎及び関連の近現代美術を扱う美術館として、美術作品及び資料の収集・保存・調査研究等に基づき、魅力ある展覧会の開催等美術館活動の充実に努め、市民の美術に関する興味・関心を促進し、もって市民の芸術及び文化の発展に寄与することを目的とします。
- ・ 設置 平成 11（1999）年
- ・ 敷地面積 9,468 m²
- ・ 延床面積 4,994 m²（鉄筋 CO 造地上 1 階地下 1 階建）
- ・ 施設内容 常設展示室、企画展示室、ミュージアムショップ、カフェ、母の塔(屋外・全高 30m)等
- ・ 年間入場者数

② 川崎市立日本民家園

- ・ 江戸時代の民家を後世に残し、また、市民共通の「ふるさと」をつくることを目的に、昭和 42（1967）年 4 月 1 日に開園しました。東日本の代表的な民家をはじめ、水車小屋・船頭小屋・高倉・農村歌舞伎舞台等 25 件の建物は、全て国・県・市の指定文化財です。川崎市立日本民家園では、江戸時代の生活全般の再現に努めており、その家や周辺で使われていた民具や石造物等とともに収集し、園内各所や民家内で展示しています。本館 1 階には、民家の建築過程や敷地の様子等の展示のほか、企画展示室があり、年に 2 回の企画展示を実施しています。また、敷地内には伝統工芸館があり、かつて川崎市でも行われていた藍染めが体験できます。（登録博物館）
- ・ 設置 昭和 42（1967）年
- ・ 敷地面積 32,380 m²
- ・ 年間入場者数

③ かわさき宙と緑の科学館（青少年科学館）

- ・ 生田緑地に立地する自然科学系の博物館で、昭和 46（1971）年にプラネタリウム館が開館、昭和 57（1982）年に本館が完成しました。平成 24（2012）年 4 月 28 日に通称「かわさき宙そらと緑の科学館」としてリニューアルオープンし、最新鋭のプラネタリウム設備及び一新された展示設備等を備えた自然学習棟と、資料収集や調査研究等の設備を備えた研究管理棟で構成されています。これらの設備や周囲の自然環境等を活用しながら、自然、天文、科学の 3 分野において、資料の収集・保存、調査・研究、展示・教育普及に取り組んでいます。（登録博物館）
設置 プラネタリウム：昭和 46（1971）年、本館：昭和 57（1982）年
- ・ 敷地面積 3,927 m²
- ・ 延床面積 3,074.66 m²
- ・ 年間入場者数

④ 生田緑地ばら苑

- ・ 小田急向ヶ丘遊園の閉園に伴い、ばら苑の存続を求める多くの市民の声に応え、川崎市が引き継いだもので、春と秋に一般開放しています。バラ 800 種 3,300 株（春）、625 種 2,900 株（秋）。
- ・ 設置 平成 14（2002）年
- ・ 敷地面積 12,000 m²
- ・ 年間入場者数

⑤ 枅形山広場

- ・ 標高 84mの枅形山広場には、能舞台としても使用できる多目的舞台を併設したエレベーター付きの展望台があり 360 度のパノラマ風景を一望することができます。また、稲毛三郎重成が築いたと伝えられる城跡があります。
- ・ 設置 平成 4 (1992) 年
- ・ 敷地面積 7,420 m²

⑥ 中央広場

- ・ 幅広い世代の利用者が憩い集える芝生広場。休憩所、芝生広場、客車、トイレ等
- ・ 設置 平成 23 (2011) 年
- ・ 敷地面積 17,760 m²

⑦ 川崎国際生田緑地ゴルフ場

- ・ 平成 4 (1992) 年に公営パブリックゴルフ場としてオープンしました。多摩丘陵の地形を活かした、18 ホール、6,500 ヤードのコースを有します。クラブハウスの建替えが予定されています。
- ・ 設置 昭和 29 (1954) 年
- ・ 敷地面積 586,887 m²
- ・ 年間入場者数

⑧ 東口ビジターセンター

- ・ 生田緑地の自然・施設情報や催し物の情報、地域情報などの収集・提供や、受付・相談などの総合インフォメーション機能と、一体的な情報発信の拠点としての機能を有するビジターセンター。
- ・ 延床面積 399.28 m²

⑨ 西口サテライト

- ・ 案内窓口等
- ・ 延床面積 29.81 m²

⑩ 川崎市藤子・F・不二雄ミュージアム

- ・ 川崎市ゆかりのまんが家、藤子・F・不二雄氏の作品の展示等を通じて、作品に込められたメッセージを子どもをはじめとする幅広い世代に伝える文化施設。鉄筋CO造地上3階建・延3,600㎡、展示室、映像展示室、漫画ライブラリ、屋外広場、ミュージアムショップ、カフェ等
- ・ 設置 平成23(2011)年
- ・ 敷地面積 約5,483㎡
- ・ 延床面積 約3,600㎡

⑪ 谷間の流れ・しょうぶ園

- ・ 湧水を利用した流れや東屋、木橋があり、5月にはしょうぶ池(785㎡)で、約2,800株のハナショウブを觀賞することができます。流れ、滝、木橋、四阿、石張舗装、トイレ等。
- ・ 設置 昭和40(1965)年
- ・ 敷地面積 5,740㎡

⑫ 水生植物觀賞池・おもい出のうたのこみち

- ・ 宮前区初山に立地する施設で、水生植物を觀賞することができます。コウホネ等水生植物12種、木道等延長240m、石張舗装、歌碑、四阿、芝生広場、パーゴラ等
- ・ 設置 平成2(1990)年
- ・ 敷地面積 12,038㎡

(3) 生田緑地の管理運営

○ 指定管理の事業スキーム

- ・ 生田緑地、岡本太郎美術館、日本民家園、青少年科学館について、一括して指定管理者制度を導入。
- ・ 川崎国際生田緑地ゴルフ場、藤子・F・不二雄ミュージアムについては、独自の運営展開が確立しており、別の指定管理者が運営。

○ 利用料金制

- ・ 駐車場（東口：163台 西口：52台 大型バス駐車場：4台）

○ 学芸業務について

- ・ 各文化施設の学芸業務は市の直営で担っている。学芸員の企画が文化施設の入館料に直結するため、利用料金制は採用していない。

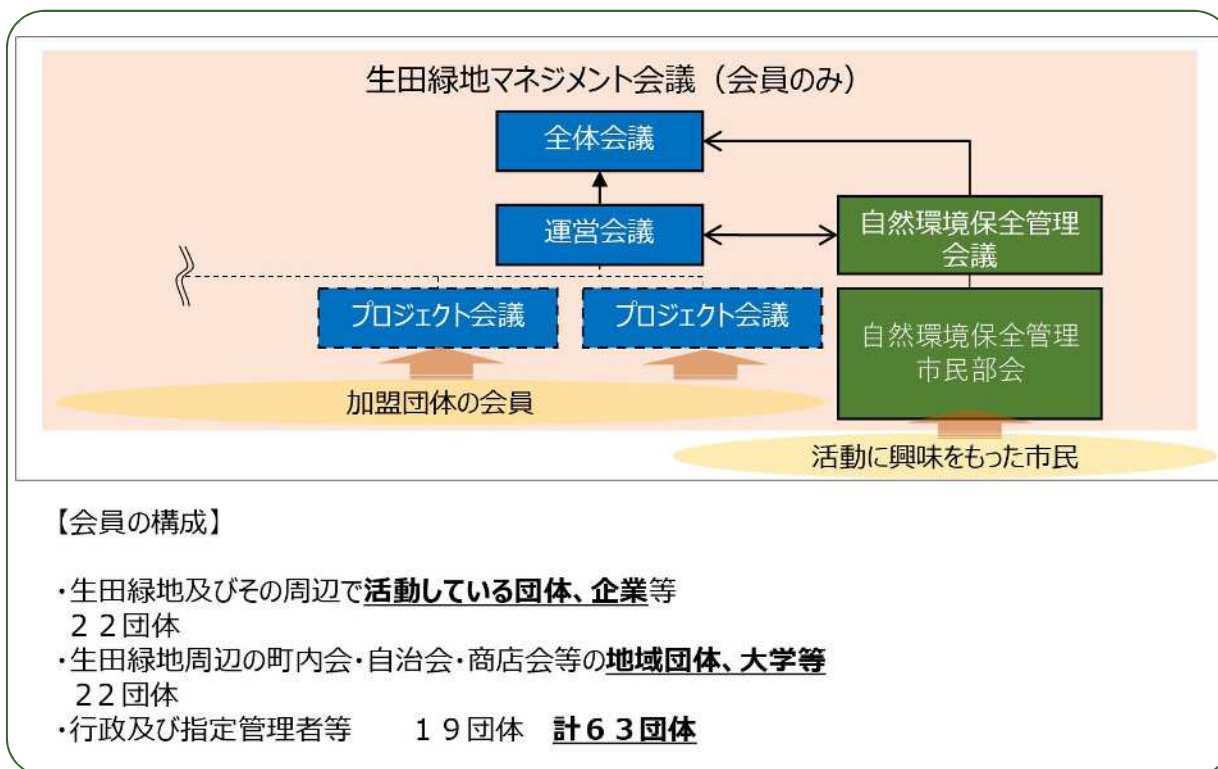
図表-32. 生田緑地における現在の事業スキーム

所管	建設緑政局・多摩区役所	教育委員会		市民文化局	建設緑政局・多摩区役所	
制度	指定管理者制度	指定管理者制度による横断的な管理運営			指定管理者制度	委託管理
業務内容	川崎国際生田緑地ゴルフ場	生田緑地全般 【川崎市日本民家園】 【川崎市青少年科学館】 【川崎市岡本太郎美術館】 管理運営の拠点【ビジターセンター】			【川崎市藤子・F・不二雄ミュージアム】	生田緑地ばら苑
	ゴルフ場運営	生田緑地全体の広報・集客業務・協働のプラットフォーム事務局			ミュージアム運営	ばら苑運営 ボランティア対応含む
		緑地維持管理業務	施設運営・管理業務			
市の役割	統括業務	緑地整備・許認可業務等 市民協働	統括業務 学芸業務及び関連業務	統括業務	統括業務 ボランティア募集	

(4) 生田緑地マネジメント会議

生田緑地マネジメント会議は、市民及び市がそれぞれの立場を尊重し、同じ円卓に座って話し合い、生田緑地の運営に参加する場です。市民と市が互いの特性を發揮しながら、連携して課題解決に取り組むための協働のプラットフォームとして設置されています。

図表-33. 生田緑地マネジメント会議構成図



(5) 生田緑地と周辺地域との関係

生田緑地周辺においては、登戸・向ヶ丘遊園駅周辺を中心に登戸土地区画整理事業をはじめ、鉄道・幹線道路・民間開発など基盤整備が目に見える形で進展しています。ばら苑アクセスロードの整備など、生田緑地を活かした景観づくりの取組も進められています。

また、生田緑地内には岡本太郎美術館、日本民家園、青少年科学館などの文化施設があることから、周辺地域の市民のみならず観光客の利用も多く見られます。

(6) 生田緑地に関する情報発信

生田緑地の情報発信は、生田緑地ホームページ、SNS やパンフレット等、さまざまな媒体を通じて行われています。

第 II 章 生田緑地ビジョンの基本理念等

1 基本テーマ

生田緑地の財産であり、すべての基盤である「みどり・生物多様性」を未来に継承し、人と自然の関係性を回復するため、基本テーマを新たに設定します。

(1) 策定の背景

- 生田緑地の財産である「みどり・生物多様性」を未来に引き継ぐ

(2) 策定の趣旨

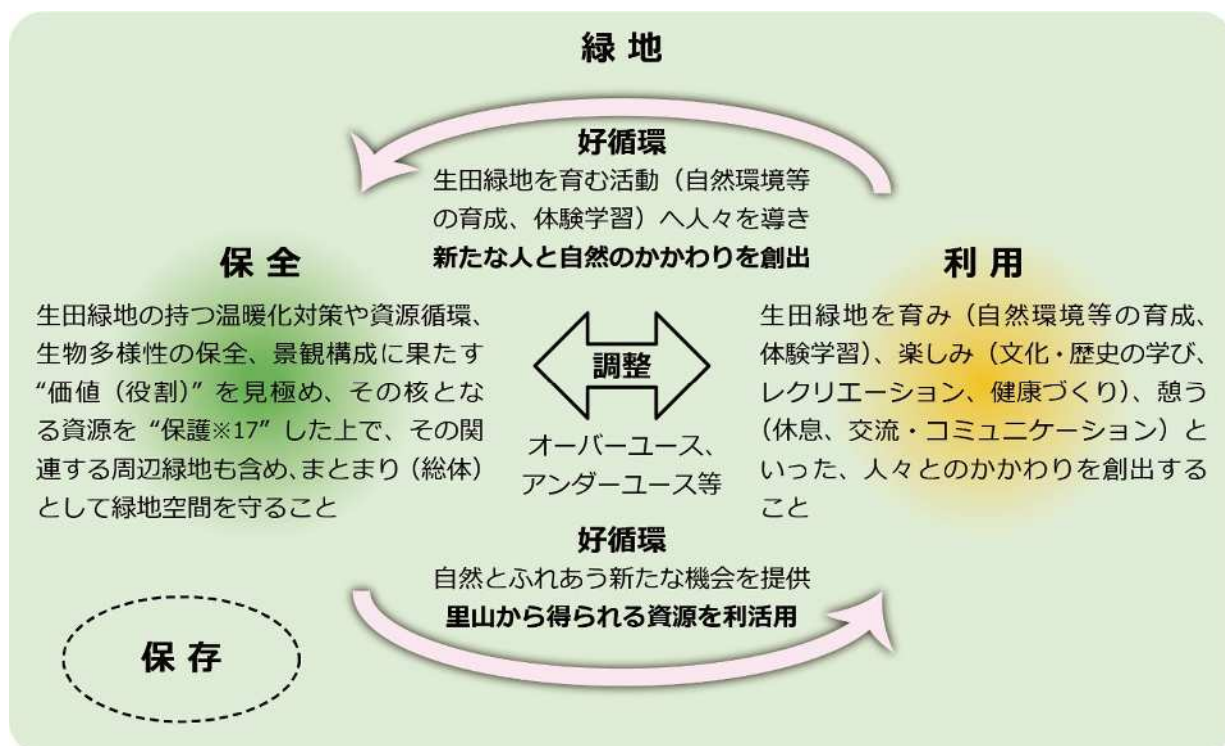
- 生田緑地の生物多様性の危機に対応するために、みどりの価値を改めて共有するとともに、自然と人々との営みの関係性の回復が必要

(3) 基本テーマ

- 「支えあう、自然と人々の営み」

2 基本的考え方

- 生田緑地ビジョンの『緑地の存在効用（保全）を前提とした利用効用（利用）との調整により、両者が好循環するしくみをつくる』ことにより目的の実現を図る。』を継承します。
- ただし、かつての里山であった生田緑地の自然環境は、持続的な人と自然のかかわり（利用）により守られてきたものであることから、用語の整理とともに概念図を以下のように見直します。



※17. 概念図の“保護”は「保存」の中に含まれるものとします。

図表-34. 「保全」「保存」「保護」の用語の定義

用語	意味
保全 Conservation	<ul style="list-style-type: none"> ・人間による自然の持続可能な利用のために自然を守ること。 ・人がある程度手を加えて管理すること。 ・保護して安全にすること（広辞苑）。
保存 Preservation	<ul style="list-style-type: none"> ・人間の利用から自然を守ること。 ・人は一切の手を入れずに管理すること。 ・そのままの状態を保って失わないこと。現状のままに維持すること（広辞苑）
保護 Protection	<ul style="list-style-type: none"> ・気をつけてまもること。かばうこと。（広辞苑）

図表-35. 生田緑地における活動例

用語		生田緑地における意味
保護 Protection	保全 Conservation	<ul style="list-style-type: none"> ・植生管理（雑木林の下草刈りをする、皆伐更新をする）を行うこと ・谷戸の水みち等を管理すること ・外来種を駆除すること ・ホタル鑑賞時にマナーを周知するためのパトロールを実施すること ・植生管理計画を策定すること ・生田緑地自然環境保全会議に参加すること
	保存 Preservation	<ul style="list-style-type: none"> ・生き物(ホトケドジョウ、ゲンジボタル、ヘイケボタル等)を守ること ・植物(タマノカンアオイ、キンラン、ギンラン、)などの貴重種を守ること ・樹木(緑)を守る（伐採しない）
利用 Use		<ul style="list-style-type: none"> ・遊具、広場、散策路、ベンチ、四阿などを利用・維持管理する ・しょうぶ園、アジサイ山、梅園、つつじ山、ばら苑を鑑賞・維持管理する ・日本民家園、青少年科学館、岡本太郎美術館、駐車場を利用・維持管理する ・観察会（ホタル、地層、植物等）に参加する ・イベント（区民祭、マルシェ、十五夜フェスタ、ヨガ等）を実施する ・ボランティア活動（ごみ拾い、花壇、道案内）に参加する ・生田緑地マネジメント会議に参加すること。

○ 「保全（Conservation）」と「保存（Preservation）」の国際的な定義

- ・ 保全（Conservation）は保存（Preservation）と似ているが、どちらも自然保護（Protection of nature）に関わるものでありながら、その目的を達成するための努力の仕方が異なる。保全は、狩猟、伐採、採掘など、人間による自然の持続可能な利用を目指すものであり、保存は人間の利用から自然を守ることの意味する。
（原文：Conservation is similar to preservation, but while both relate to the protection of nature, they strive to accomplish this task in different ways. Conservation seeks the sustainable use of nature by humans, for activities such as hunting, logging, or mining, while preservation means protecting nature from human use.

(<https://education.nationalgeographic.org/resource/conservation/>)

3 基本理念

ビジョンに基づく取組の実績と有識者等の意見等を踏まえ将来像を継承し、未来の創造・生田緑地の発展に向けて、基本理念に基づく取組をさらに推進します。

『豊かな自然・文化・人・まちが共に息づき

みどり※18 がつなげる持続可能な生田緑地の実現』

※18. 本改定に合わせて、「緑」については、幅広い概念となる「みどり」の表記等に見直します。

第 III 章 基本方針に基づく施策の基本方向

1 資源ごとの将来像

- 基本理念の実現に向けて、5つの生田緑地の資源ごとに市民の想いを踏まえ、わかりやすく将来像（概ね10年イメージ図（案））を示します。



図表-36. 生田緑地の将来像を描く5つの資源

2 施策の基本方向

現ビジョン策定後に顕在化した生物多様性の危機や社会情勢、状況の変化による現状・課題解決に向けて、生物多様性を未来に引き継ぐなど8つの視点を踏まえ、施策の基本方向を整理し、持続可能な生田緑地を目指します。なお、オープンハウス型説明会等を踏まえ、方向性の説明書きを追記しました。

現状・課題 改定に向けた8つの視点

- ア みどり・生物多様性**
(生物多様性のあり方)
- イ 文化**
- ウ 施設**
- エ 人**
(担い手・来園者)
- オ まちづくり**

社会情勢の変化等

- ① 生物多様性を未来に引き継ぐ
- ② 新たな価値創出や社会課題解決のための場となる
- ③ しなやかに使いこなす
- ④ 多様な主体との連携・協働・共創
- ⑤ 公園DXの推進
- ⑥ 安全・安心の実現
- ⑦ ダイバーシティ&インクルージョン
- ⑧ 防災機能の向上

施策の基本方向

「生田緑地の自然が守られ、育まれている」

生田緑地の自然資源は、地域の人々の生活と様々なつながりを持つことで、親しまれ、愛され、守られてきました。この人とのつながりで引き継がれてきた自然資源の価値を改めて市民と共有し、未来に引き継ぐため、公園DXを最大限活用するとともに、多様な主体との取組を推進し、安全・安心で、生物多様性に配慮したみどりを育んでまいります。

「生田緑地の歴史・文化を守り、緑地等と融合し、多様な主体と共創し、発信している」

文化財の保存・活用に加え、新たなミュージアム構想を含めた緑地内の多様な文化施設と緑地との融合、アートや文化を活かした緑地内、周辺まちづくりとの一体的な取組等により、緑地内外の一体的な魅力向上を進め、生田緑地の歴史・文化の融合を進め、未来へつなぎます。

「生田緑地における施設として価値が最大化されている」

緑地内の多様な施設が有する機能を最大限発揮するため、回遊性向上に向けた取組を進めるとともに、東地区の供用の拡大に向けて拠点となるばら苑の再整備などを計画的に進めます。また、適正な維持管理運営の実現に向けて、多様な主体との連携・協働・共創により魅力を最大化します。また、施設マネジメントの観点から、既存施設の改修等にあたっては、施設最適化に向けた取組を進めるものとし、みんなが使いやすい安全・安心な公園を実現します。

「誰もが生田緑地を楽しむとともに、親しみを持ち、ファンになっている」

生田緑地に関わる人誰もが、協働のプラットフォームを通して、自然と人々との営みの関係性を理解しながら緑地に関わることで、豊かな自然・文化・人・まちが共に息づきみどりがつなげる持続可能な生田緑地を実現し、みどりに親しみを持ち、ファンになることを目指します。協働のプラットフォームについては、誰もが参加しやすい仕組みづくりとしての活動プログラムや市民科学の発展につながる取組を進めます。

「生田緑地が地域の財産として活用され、地域のにぎわいや経済の活性化につながっている」

生田緑地が市域最大の緑地としての役割を果たすとともに、地域の財産として子育て世代等の新たなニーズにも応え、地域の賑わいや経済の活性化の場として活用され、みどりのまちづくりの核としての役割を果たします。また、自然災害への備えとして、生田緑地に関わる人が、様々なハザードマップや災害の歴史等への理解を深め、関わることにより、地域の防災拠点としての緑地の役割が明確化され、安全・安心なまちづくりにつながります。

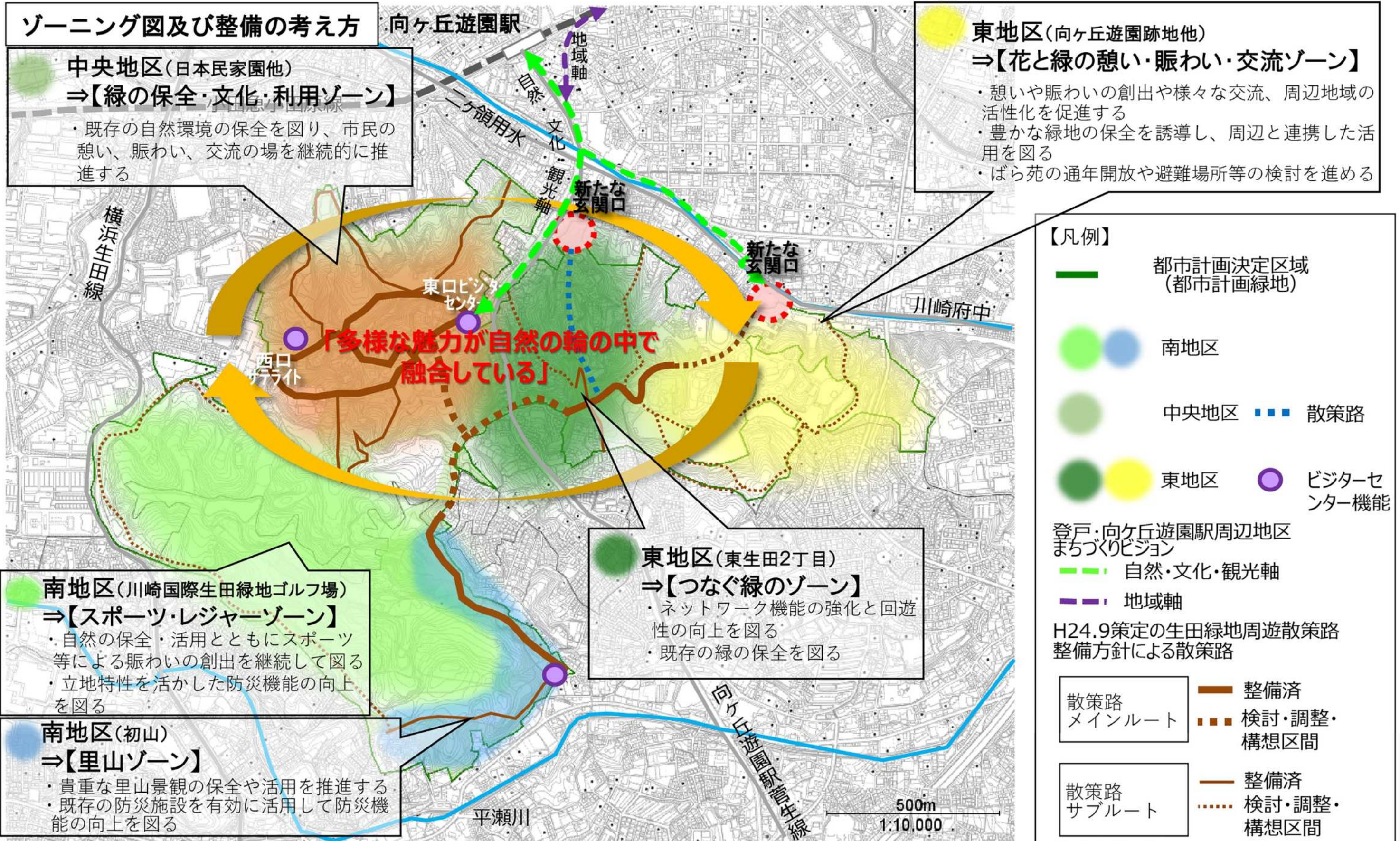
『豊かな自然・文化・人・まちが共に息づきみどりがつなげる
持続可能な生田緑地の実現』

図表-37. 施策の基本方向

3 ゾーニングと整備の方向性

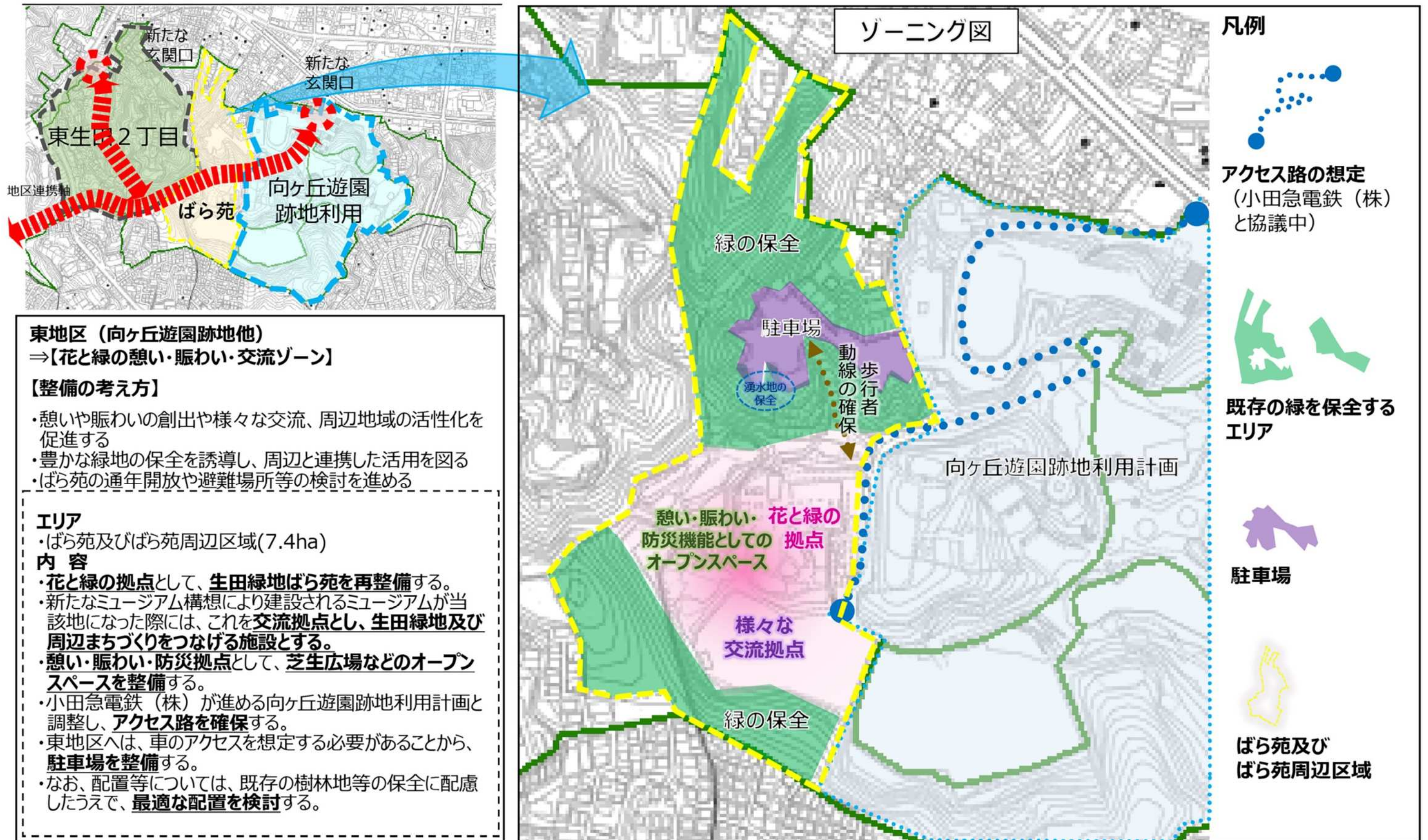
(1) 生田緑地全域のゾーニングと整備の方向性

施策の基本方向を踏まえ、生田緑地全域のゾーニング及び整備の考え方を次の通りとします。



(2) 東地区における取組について

大半が未供用である東地区において、検討が進むばら苑の再整備、新たなミュージアム構想、向ヶ丘遊園跡地利用計画などの多様な魅力が自然の輪の中で融合し、生田緑地の価値・魅力の向上を目指します。



(3) 東地区内における拠点

憩い・賑わい・防災機能としての
オープンスペース

市民とともに検討した生田緑地整備基本構想等において、ばら苑に隣接した区域については、オープンスペースを整備することが位置付けられており、憩い・賑わい・防災機能など多様な利活用が可能な空間として近年その価値が見直されている。

誰もが使いやすいオープンスペースの創出が、東地区の新たな魅力向上に必要不可欠となっている。



様々な交流拠点

新たな市民ミュージアム構想において、当該地が開設候補地として示されている。今後、正式な開設地として決定するため、新たなミュージアムの通行ルート等に係る調査・検討について、相互に関連・影響する事項として、本市と小田急電鉄（株）が協力して進めることを目的とし、「新たなミュージアムの開設候補地に係る協議に関する覚書」を小田急電鉄株式会社と締結している。

新たな市民ミュージアムの開設地となった際には、緑地とまちをつなぐ新たな交流拠点としての役割が期待される。

花と緑の拠点

生田緑地ばら苑は、「関東一のばら園」として昭和 33(1958)年に開苑した小田急向ヶ丘ばら苑について向ヶ丘遊園地閉園に伴い市民の声に応える形で市が引き継いだ。

現在、年間 4 5 日間の開苑期間に 7 万人が訪れる本市唯一の本格的な庭園となっているが、多くの課題に直面しており、「魅力が溢れ、誰もが好きになる」ばら苑としての再整備が必要となっている。

今後の「ばら苑」が目指すべき3つの方向性

継承すべき・したい資源

- ・貴重なばらのコレクション
- ・歴史ある庭園や施設
- ・市民協働でばらを育てる文化

「サステナブル」なばら苑

持続的な管理運営、種の保存、自然循環に取り組む

「歴史・文化」拠点となるばら苑

これまでの歴史を継承するとともに、庭園文化の拠点として整備

「魅力ある」ばら苑

誰もが親しみ、関わりたくなるような庭園を整備

直面する課題

- ・ばらの感染症や環境の変化への対応
- ・ばら苑の老朽化、庭園としての魅力向上
- ・バリアフリーやアクセス性の改善などへの対応

「魅力が溢れ、誰もが好きになる」ばら苑の実現



【参考資料】生田緑地ビジョンアクションプランイメージ 「新たなビジョンの施策の基本方向に基づく具体的な取組」

※新たなビジョンに基づく具体的な取組は、次のものを想定しているが、今後その内容について関係者等と協議調整し、アクションプランとして取りまとめてまいります。

1 基本方針 1 みどり・生物多様性

将来像：生田緑地の自然が守られ、育まれている

生田緑地の自然資源は、地域の人々の生活と様々なつながりを持つことで、親しまれ、愛され、守られてきました。この人とのつながりで引き継がれてきた自然資源の価値を改めて市民と共有し、未来に引き継ぐため、公園 DX を最大限活用するとともに、多様な主体との取組を推進し、安全・安心で、生物多様性に配慮したみどりを育ててまいります。

(1) ナラ枯れ被害に対応した緊急対応と植生管理計画の見直しなど中長期的な取組の推進 【視点 ①、⑥】

生田緑地の生物多様性を未来に引き継ぐため、現状をよく把握して、どのような環境に保つことがよいかを適切に判断していく必要があります。将来に継承していくべき自然要素や景観などを科学的な視点で評価し、将来に引き継ぐ自然の価値として、具体的な目標を市民と共有し、自然環境の保全・活用のための活動を支える「仕組み」を再編します。

また、急を要する「ナラ枯れで危険な樹木」を伐採し、植生管理計画の見直しに取組みます。

【想定する主な取組】具体的な取組の内容・イメージ

(○：短中期(1～5年)、☆：長期(5～10年))

- 園路や民家に隣接し、ナラ枯れした危険な樹木について伐採する。
- ☆ ボランティア団体が皆伐更新・ギャップの活用を含めた植生管理を継続していることから、その取組も踏まえ、他の地域における活動の展開方法を検討する。
- ☆ 樹木の皆伐更新などの里山を未来に引き継ぐための取組を検討する。
- 植生管理計画の見直し(ナラ枯れ後の植生管理のあり方を検討)を行う。
- 動植物調査を定期的を実施。目標植生を設定し、自然環境の変化を把握する。

(2) 植生管理計画の順応的管理の実践【視点 ①、⑤】

生田緑地の優れた環境を未来に引き継ぐため、植生管理計画に沿って作業を行う中で、「やっ
て・みて・考える」という順応的管理※19 を継続して行っていく必要があります。グリーンインフラの機
能を長期に維持するため、場所ごとの植生管理の実施について、順応的管理手法を含めて検討し
ます。

順応的管理の講座を創設し、実験区などを設定して試行し、モニタリングを行い、大学などとの協
働で実験区の推移を継続調査し、情報を発信することで活動参加者の理解を深めています。

※19. 順応的管理手法とは、自然の不確実性を踏まえた管理手法で、当初の計画を状況
により修正したりして、観察しながら対応していく管理手法です。順応的な管理
を行うことにより、経験から学ぶこと、特性に影響する要因の変化に対応するこ
と、管理手法を継続的に改善すること、管理が適正になされていることを示すこ
となどが可能になります。

【想定する主な取組】 具体的な取組の内容・イメージ

(○：短中期（1～5年）、☆：長期（5～10年）)

- 植生管理について、順応的管理を実践する。
- 順応的管理の実践のための講座を創設し、活動参加者の知識や技術の向上を図る。
- 大学などとの協働でモニタリング結果を市民に分かりやすく発信する。
- ☆ 順応的管理を継続して実践する人材の確保と支援体制を確立する。

（３）みどりを支える新たな担い手づくりと支援する仕組みづくり【視点 ①、④】

生田緑地のみどりを支える協働の取組の持続性を確保する必要があります。このため、新たな担い手になってもらえる人材を常に育てていくシステムとしていく必要があります。

誰でも気軽に参加でき、個々人のできる範囲で活動が続けられるようにしていくことが望ましく、そのためには、柔軟で戦略的な運営を支える仕組みづくりが重要になります。

【想定する主な取組】 具体的な取組の内容・イメージ

(○：短中期（1～5年）、☆：長期（5～10年）)

- 指定管理者等が、各団体の活動への参加のきっかけづくりとなる「誰でも参加しやすいプログラム」や「フレキシブルなボランティア参加」を企画し、参加者を募集し、運営を支援する。必要に応じて団体支援も検討
- 指定管理者等が、見直された植生管理計画に必要な保全・活用プログラムを提案し、参加する人材と指導する人を募集して、活動を支援する。

（４）多様な主体との連携・協働・共創による取組【視点 ④】

生田緑地のみどりを支える協働の取組の持続性を確保するためには、地域の協力や社会のあらゆる助けを活用していく必要があります。このため、社会貢献を目指す企業や大学などの研究機関、地域の活動団体を巻き込んで、大きな社会的な流れを作っていくことが重要になります。

「みどり」が教育、文化、芸術、防災、まちづくりなどに役立つこと、相互作用を生み出すことを協働の中で確認していきます。

【想定する主な取組】 具体的な取組の内容・イメージ

(○：短中期（1～5年）、☆：長期（5～10年）)

- 企業の社会貢献事業、助成などに関する情報を集めて提供し、活用を支援する。
- 生田緑地外で活動するボランティア団体に対して、生田緑地での知識や技術を提供し、支援する。
- 自然資源を活用した「子育て」「アート」「文化交流」などの活動の受け入れを検討する。

(5) 伐採木の資源化・工芸品化等の有効活用【視点 ③】

生田緑地のみどり資源を有効に活用することで、自然資源を更新していくサイクル（好循環）が生まれ、手入れが行き届いた「美しい里山景観」を維持することができます。

また、自然をうまく利用して生活を豊かにしてきた「日本特有の文化」を再認識すること、具現化することで、里山の価値を高めることができます。自然資源を媒介にした各種の活動を活発にすることで、自然への関心が高まり、公園の中での自然・文化体験として機能させていくことで、環境学習や体験型観光にも寄与していくことが考えられます。

自然素材を活用することで、エコ商品としてのイメージアップや環境問題への取組姿勢で企業活動を社会貢献に導きます。

【想定する主な取組】 具体的な取組の内容・イメージ

(○：短中期（1～5年）、☆：長期（5～10年）)

- 里山資源の活用試行（ホダ木によるキノコ栽培、和紙、染織や道具・遊具づくり、炭での暖房、水質浄化など）を行う。
- 生田緑地の自然素材で作ったモノを使ったイベントや販売会等を積極的に開催する。
- 緑地内及び周辺地域において伐採木の燃料活用など、利活用を積極的に推進していく。

(6) 生物多様性の保全をテーマにした多様な取組(ICT技術を活用した情報収集や発信・市民の知的好奇心を活用した科学的活動)の推進【視点 ①、④、⑤】

生田緑地のみどりを支える市民活動を合理的に、またスムーズに行えるよう、ICT技術を積極的に取り入れて情報プラットフォームなどを運営していきます。参加者同士のコミュニケーションツールにも配慮することで、意思疎通を改善していきます。

新しい技術を用いて自然を科学する楽しさをプログラムなどで体験してもらえよう、企画、運営を行っていきます。

【想定する主な取組】 具体的な取組の内容・イメージ

(○：短中期（1～5年）、☆：長期（5～10年）)

- 萌芽更新や大径木の伐採といった自然影響へ大きな影響を与える維持管理については、作業内容や経過観察をSNSで発信し、市民の関心につなげる。

2 基本方針 2 文化

将来像：生田緑地の歴史・文化を守り、緑地等と融合し、多様な主体と共創し、発信している

文化財の保存・活用に加え、新たなミュージアム構想を含めた緑地内の多様な文化施設と緑地との融合、アートや文化を活かした緑地内、周辺まちづくりとの一体的な取組等により、緑地内外の一体的な魅力向上を進め、生田緑地の歴史・文化の融合を進め、未来へつなぎます。

(1) 新たなミュージアム構想も含め、緑地内の文化施設と緑地との融合【視点 ②、③】

「文化」と「自然」は相反するものではなく、「文化」は、これまで自然から学び、育まれてきた「知恵」の集大成であり、ルーツであることを再確認していきます。文化の全てを包含する「緑」の存在を感じてもらい、融合した景観づくりや自然の中での文化活動を推進していきます。

生田緑地に集積した文化施設を単独ではなく、総体として捉え、それぞれの関係性についても学べるようにしていきます。

【想定する主な取組】 具体的な取組の内容・イメージ

(○：短中期(1～5年)、☆：長期(5～10年))

- ☆ 新たなミュージアムを含む各文化施設のテーマである「自然と人の営みとの接点」を森の中に表現していくなど、文化施設とみどりの相互活用について検討していく。
- 自然環境と人間の営み・文化との関りを学べる「里山文化」をテーマとした里山の利活用プログラムを提供する。
- 子どもが成長していく過程で「文化にふれあう機会」と「自然とのふれあい教育の場」を提供する。

(2) 東地区も含めたアートや文化を活かした緑地内の一体的な取組実施【視点 ②、③、④】

生田緑地内にある住居・産業・生活の歴史、自然・宇宙の科学、アニメを含む美術に関する施設は、地域性の強いものも含まれますが、中央及び東地区に各種の文化施設が集中して配置されており、緑地内でいろいろな文化体験ができる大変希少な場所であることを踏まえ、多くの人に体験してもらえぬ催しを緑の中で開催していきます。世界からの訪問者を含めて、多くの人に緑環境の中で心地よく体験してもらえぬように場と運営体制を整えていきます。

【想定する主な取組】 具体的な取組の内容・イメージ

(○：短中期(1～5年)、☆：長期(5～10年))

- ☆ 多様な文化施設の魅力を施設内だけでなく、生田緑地内に広げて、みんなが文化に触れ合う機会を作り、多くの人々が参加できる活動を提供する。
- 自然資源を活用した「子育て」「アート」「文化交流」などの活動を受け入れる。
- 既存のイベント・プログラムなどの検証を行い、効果的な文化体験や情報の提供方法などを検討する。

(3) 駅前周辺まちづくりと連携した文化活動の実施【視点 ②、③、④、⑦】

生田緑地の利用は、駅前周辺からはじまり、帰りみちの駅前までつづくため、多様な文化体験と自然とのふれあいの機会を提供します。一日を楽しめる自然・歴史・景観・にぎわい・食などのメニューを用意していきます。

周辺地域の経済を支える観光まちづくりに向けた文化体験をたのしめる魅力的な場所になるように、まち全体で市民の主体的なかかわりを広げていきます。生田緑地の文化施設が周辺のまちに広がっていく活動の展開を支援していきます。

【想定する主な取組】 具体的な取組の内容・イメージ

(○：短中期(1～5年)、☆：長期(5～10年))

- 生田緑地と地域の歴史・文化のつながりを学ぶ機会の提供を検討する。

(4) 歴史・文化への多様なアクセシビリティの向上【視点 ②、③、④、⑤、⑦】

生田緑地内の文化施設をつなぐ園路の整備や生田緑地周辺の緑地系統の活用、快適な街歩きのためのコースづくりなど、補助交通手段の提供、情報の提供を含めたアクセシビリティの向上を目指します。

【想定する主な取組】 具体的な取組の内容・イメージ

(○：短中期（1～5年）、☆：長期（5～10年）)

- 新たな移動手段も視野に入れつつ、最寄り駅から生田緑地までのアクセシビリティについて検討する
- 最寄り駅から生田緑地までの移動を楽しんでもらえるよう、地域との連携や地域資源を活かした工夫について検討する。

3 基本方針3 施設

将来像：生田緑地における施設として価値が最大化されている

緑地内の多様な施設が有する機能を最大限発揮するため、回遊性向上に向けた取組を進めるとともに、東地区の供用の拡大に向けて拠点となるばら苑の再整備などを計画的に進めます。また、適正な維持管理運営の実現に向けて、多様な主体との連携・協働・共創により魅力を最大化します。また、施設マネジメントの観点から、既存施設の改修等にあたっては、施設最適化に向けた取組を進めるものとし、みんなが使いやすく安全・安心な公園を実現します。

(1) 施設の資産マネジメントを踏まえた事業の推進【視点 ③、④、⑥、⑦】

社会の変化、利用の変化に応じた施設の見直しを図るとともに、より安全で快適で魅力的な施設になるよう、更新、改修、修繕を行っていきます。利用者の声や使われ方の観察によって、よりよい施設に改善していきます。

【想定する主な取組】 具体的な取組の内容・イメージ

(○：短中期 (1～5年)、☆：長期 (5～10年))

- 施設の更新にあたっては、長寿命化の観点から使用材料の選定、標準化を進める。
- ☆ 利用状況を踏まえた施設規模の検討を行う。

(2) 効果的・効率的な施設の維持管理運営の推進【視点 ③、④、⑤、⑥】

限られた管理費を無駄なく効率的に運用して、最大の便益を利用者に還元するため、現状をよく把握し、最新技術を活用して、維持管理、利用促進を行っていきます。

【想定する主な取組】 具体的な取組の内容・イメージ

(○：短中期 (1～5年)、☆：長期 (5～10年))

- ☆ 利用の変化やニーズの変化を踏まえ、柔軟な施設運営を行う。

(3) 回遊性の向上（移動手手段・園内ルート・情報）など緑地全体の魅力向上に向けた計画的な事業の推進【視点 ①、②、③、⑥、⑦、⑧】

生田緑地内の施設のスムーズな利用、周辺地域との連携に向けた回遊性のある動線を確認していくことで施設を活かしていきます。

また、園路形態と補助的な交通手段についても可能性を検討していきます。

各施設の情報の共有と一元化による共同発信を行うことにより、利用者の利便性を高めます。

【想定する主な取組】 具体的な取組の内容・イメージ

(○：短中期（1～5年）、☆：長期（5～10年）)

- ☆ 周遊散策路の整備を進め、緑地内の回遊性向上に向けた使いやすい園路、案内の整備を行う。
- ☆ 団体利用を踏まえた大型バス駐車スペースの検討、駐車場の利用案内の改善などを行う。
- ☆ 都市計画区域のあり方等を検討したうえで、都市計画区域内の用地取得を目指し、地権者との交渉を行い計画的な用地取得と施設整備に取り組む。
- 生田緑地全体のイベント情報やルート案内等を利用者にわかりやすく発信する。

(4) ばら苑のあり方を検討するとともに、向ヶ丘遊園跡地利用計画、新たなミュージアム構想と連携・融合を目指した調整を進め、東地区の魅力の最大化に向けた取組【視点 ①、②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧】

生田緑地ばら苑は、市民が長年育ててきた施設であり、維持管理活動に参加することも含めて人気の高い施設となっています。緑の環境の中でゆったりと過ごせることも大きなポテンシャルであり、新たなミュージアム構想、向ヶ丘遊園跡地の利用を踏まえ、このような特徴を引き継いで、よりよい施設に改修していきます。

【想定する主な取組】 具体的な取組の内容・イメージ

(○：短中期（1～5年）、☆：長期（5～10年）)

- ☆ 向ヶ丘遊園跡地利用計画や新たなミュージアム構想とも連携しながら、生田緑地ばら苑の再整備を進め、東地区の魅力最大化する。
- ☆ 東地区の魅力の最大化に向けて、整備、維持管理運営手法を検討する。

(5) 安全・安心な公園に向けた事業の推進【視点 ①、⑤、⑥、⑧】

生田緑地内及び周辺の安全性を高めるため、グリーンインフラを活用した防災基盤整備を進めます。特に東生田二丁目の緑地について土砂崩れなどへの対策を優先して進めていきます。地域への貢献として、災害時に安全に避難できるオープンスペース、園内・外の避難動線を確保していきます。

【想定する主な取組】 具体的な取組の内容・イメージ

(○：短中期(1～5年)、☆：長期(5～10年))

- ☆ 災害時に避難できるオープンスペースや動線を確保する。
- 発災時の公園施設、オープンスペースの使われ方を想定し、訓練等を実施する。
- 変状のあった斜面地等を対象にした専門家による調査を行うなど園内の安全確保を図る。
- 雨水を浸透、保水する涵養林としての機能など、グリーンインフラ機能の維持に努める。

4 基本方針4 人（担い手・来園者）

将来像：誰もが生田緑地を楽しむとともに、親しみを持ち、ファンになっている

生田緑地に関わる人誰もが、協働のプラットフォームを通して、自然と人々との営みの関係性を理解しながら緑地に関わることで、豊かな自然・文化・人・まちが共に息づきみどりがつなげる持続可能な生田緑地を実現し、みどりに親しみを持ち、ファンになることを目指します。協働のプラットフォームについては、誰もが参加しやすい仕組みづくりとしての活動プログラムや市民科学の発展につながる取組を進めます。

（1）協働のプラットフォーム「生田緑地マネジメント会議」「生田緑地自然環境保全管理会議」の取組を強化【視点 ②、③、④、⑤】

生田緑地の活動に参加しやすい仕組みづくりを進め、生物多様性への森づくりの手引きなど、活動の具体化につながる情報支援などを行って、新たな担い手を確保していきます。

【想定する主な取組】 具体的な取組の内容・イメージ

（○：短中期（1～5年）、☆：長期（5～10年））

- 誰もが生田緑地の参加しやすい仕組みづくり、協働のプラットフォームの運営体制の強化を検討する。
- ☆ ナラ枯れ伐採後の樹林地の再生に取り組む。
- 生田緑地の自然を考える取組に多くの市民に関心をもってもらい、参加してもらえる仕組みづくりを検討する。
- ボランティア団体が、皆伐更新を含めた植生管理を実践してきた取組を踏まえ、ナラ枯れ後の樹林地の再生を検討する。

(2) 担い手を支える仕組みづくり（中間支援組織の拡充）【視点 ②、③、④】

大学などとの協働で実験区の実験環境の推移を継続調査し、変化を市民に分かりやすく発信するなど、生田緑地の自然を保全・活用する団体をあらゆる手段でサポートしていきます。

【想定する主な取組】 具体的な取組の内容・イメージ

(○：短中期（1～5年）、☆：長期（5～10年）)

- 既存団体が活動を休止・解散した場合、新たな団体の立ち上げなどを支援する。
- ☆ ボランティア団体が、担ってきた自然環境の調査などについて、継続できるよう支援するとともに、調査内容について市民に分かりやすく発信する。

(3) 自然環境の保全など課題解決の場となる取組みの試行実施【視点 ②、④】

グリーンインフラとしての機能を長期に維持するため、場所ごとの植生管理の実施について、順応的管理手法を含めて検討し、見直された植生管理計画に必要な保全・活用プログラムを提案し、参加する人材と指導する人を募集・育成して、活動を支援していきます。

【想定する主な取組】 具体的な取組の内容・イメージ

(○：短中期（1～5年）、☆：長期（5～10年）)

- ☆ 指定管理者等が、植生管理計画に必要な保全・活用プログラムを提案し、参加する人材と指導する人を募集して、活動を支援する。
- ☆ 順応的管理の実践のために、座学、現場研修、管理作業などを一連で体験できる講座を開設することで、参加者の知識や技術力を向上させ、担い手確保につなげる。

(4) 誰もが緑地の活動に参加しやすいプログラムの提供【視点 ②、③、④】

親子連れや初心者、障がいをもつ人でも参加できるプログラムや、参加の意思があっても時間などが合わない人のための活動メニュー、定期的な活動だけでなく、時限のプロジェクトや自在に参加できる活動として、また、指定管理者の業務と並行して実施する体験プログラム、スキルアップ講習会を用意するなど工夫していきます。

【想定する主な取組】 具体的な取組の内容・イメージ

(○：短中期(1～5年)、☆：長期(5～10年))

- 指定管理者等が、各団体の活動への参加のきっかけづくりとなる「誰でも参加しやすいプログラム」や「フレキシブルなボランティア参加」を企画し、参加者を募集し、運営を支援する。
- 親子連れや初心者、障がいをもつ人でも参加できるプログラムを用意する。

(5) リスクマネジメントの実施（緑のキャリングキャパシティの検討等）【視点 ①、③、⑥、⑧】

自然の育成に参加する人が、安全に作業や活動におけるリスクを軽減するため、ヒヤリハット情報など安全確保に関する情報を共有することで対応していきます。障がい者へのサポートに加えて、一般利用者についても利用の安全性を高めていきます。

また、緑環境の健全性を維持しながら活用できるように、生態的な変化を観察しながら緑の運用を行っていきます。自然の回復力などを考慮して、みどりの利用範囲を広げていきます。

【想定する主な取組】 具体的な取組の内容・イメージ

(○：短中期(1～5年)、☆：長期(5～10年))

- 指定管理者が、生田緑地の活動におけるヒヤリハットなど安全衛生に関する情報を共有できる仕組みを検討する。
- イベント等の実施にあたって、緑地のキャリングキャパシティを踏まえた計画となるように管理者が調整する。

5 基本方針5 まちづくり

将来像：生田緑地が地域の財産として活用され、地域のにぎわいや経済の活性化につながっている

生田緑地が市域最大の緑地としての役割を果たすとともに、地域の財産として子育て世代等の新たなニーズにも応え、地域の賑わいや経済の活性化の場として活用され、みどりのまちづくりの核としての役割を果たします。また、自然災害への備えとして、生田緑地に関わる人が、様々なハザードマップや災害の歴史等への理解を深め、関わることにより、地域の防災拠点としての緑地の役割が明確化され、安全・安心なまちづくりにつながります。

(1) 地域の公園としての役割を果たす【視点 ②、③】

エリアマネジメントの視点で、周辺の公園、緑地の機能を見直し、年代、季節、時間帯などでの公園の使われ方を踏まえて、それらに対応した整備を行い、新しくまちに入ってきた人々との交流の場、子育てを楽しめるまちづくりに対応していきます。

【想定する主な取組】 具体的な取組の内容・イメージ

(○：短中期(1～5年)、☆：長期(5～10年))

- 「子育てを楽しめるまちづくり」に対応した取組を検討する。
- 年代、季節、時間帯などでの公園の使われ方を踏まえた維持管理を検討する。

(2) IT技術等を活用した情報発信【視点 ②、③、④、⑤】

幅広く市民にみどりについて関心をもってもらえるよう、ICT技術などを用いて新しい情報を多くの人に提供できるようにします。最新技術を取り入れて、自然資源の変化のビジュアル化、衛星を利用した人流追跡、ICT技術による情報の一元化などを推進していきます。

【想定する主な取組】 具体的な取組の内容・イメージ

(○：短中期(1～5年)、☆：長期(5～10年))

- 生田緑地の自然を知り、体験できる情報発信を検討する。
- リモートワークの増加を踏まえ、緑地のオープンスペースを活かした場の提供(Wi-Fi環境の整備等)を検討する。

(3) 地域における観光拠点としての役割を果たす【視点 ②、③、④、⑤】

多様な文化施設の魅力を施設内だけでなく、生田緑地や周辺のまちにも広げて、ふれあう機会を作っていきます。また、多くの人に参加できる場、活動メニューを紹介していきます。生田緑地とまちの歴史・文化を辿りながら楽しく歩けるコースづくりを生田緑地と周辺の緑道や水系をつないで整備します。

【想定する主な取組】 具体的な取組の内容・イメージ

(○：短中期(1～5年)、☆：長期(5～10年))

- ☆ 生田緑地とまちの情報収集ができるようビジターセンターの活用や駅周辺施設の活用を検討する。
- 生田緑地に残された自然環境の魅力を発信する。
- ☆ 多様な文化施設の魅力を周辺のまちにも広げて、ふれあう機会を作り、多くの人に参加できる活動を紹介していく。

(4) 生田緑地マネジメント会議等を活用した商店街や町内会等の連携による魅力向上【視点②、③、④】

生田緑地とまちの情報を積極的に発信し、地域で活動する自然関連団体や中間支援組織を紹介していき、魅力向上に努めます。

【想定する主な取組】 具体的な取組の内容・イメージ

(○：短中期(1～5年)、☆：長期(5～10年))

- ☆ 生田緑地の自然を保全・活用する団体に、地域で活動する自然関連団体や中間支援組織を紹介して、情報提供できる仕組みを検討する。

（５）駅周辺からのアクセス性の向上とアクセス路の魅力向上【視点 ②、③、④、⑤】

駅前から生田緑地とまちの歴史・文化を辿りながら楽しく歩けるコース、まちを周遊する快適な街歩きのための緑地系統・水辺のネットワークなどで自然とのふれあいの場、休憩スポットなどを整備していきます。シャトル便のようなハード対策だけでなく、移動を楽しめるソフト対策も講じていきます。

【想定する主な取組】 具体的な取組の内容・イメージ

(○：短中期（1～5年）、☆：長期（5～10年）)

- 新たな移動手段も視野に入れつつ、最寄り駅から生田緑地までのアクセス性について検討する。
- 最寄り駅から生田緑地までの移動時間を楽しみながらアクセスしてもらうため、地域の多様な資源との連携を検討する。

（６）自然災害時等に緑地が果たすべき役割の拡充【視点 ②、⑥、⑧】

緑地内の安全確保とグリーンインフラの機能維持・強化に努め、地域への貢献として、災害時に安全に避難できるオープンスペース、園内・外の避難動線を確保します。

【想定する主な取組】 具体的な取組の内容・イメージ

(○：短中期（1～5年）、☆：長期（5～10年）)

- ☆ 災害時に避難できるオープンスペースや動線を確保する。
- 発災時の公園施設、オープンスペースの使われ方を想定し、訓練等を実施する。
- 変状のあった斜面地等を対象にした専門家による調査を行うなど園内の安全確保を図る。